茅ヶ崎市文化生涯学習プラン



資料１-２

茅ヶ崎市文化生涯学習プラン

令和６（２０２４）年度 ～ 令和１２（２０３０）年度

【中間見直し改訂版】（案）　**【別冊】**



















はじめに

本ページについて、今後、市長に中間見直しに関してコメントをいただき更新予定

近年、少子高齢化の進行など社会を取り巻く環境は大きく、そして急激に変化しており、人口が増え続けてきた本市も人口減少は目前に迫っています。

これに加えて、世界中で猛威を振るった新型コロナウイルス感染症によって、ライフスタイルは大きく変化しましたが、私たちの暮らしはこれまでと変わらず多くの人の交わりで成り立っており、人々の心を豊かにする文化芸術や生涯学習に関する活動は、これまで以上になくてはならないものとなっています。

こうした状況を踏まえ、本市の文化芸術の振興及び生涯学習の推進に関する基本的な指針となる茅ヶ崎市文化生涯学習プランを策定しました。

このプランでは、目指す姿「みんなが学び未来を創造するまち　ちがさき」の実現に向け、3つの基本目標と4つの施策を示しています。 毎年、各施策の取り組み実績の評価を行い、基本目標の達成度を確認しながら、社会の動きを捉え、機敏に、そして柔軟性を持って対応することで、地域の歴史や資源が継承され、また、誰もが生涯にわたって学び、文化芸術の鑑賞等ができる環境の充実を図ります。

目指す姿を実現するためには、市民、事業者の皆様と市が相互に連携・協力し、各々できることを考え、役割を分担しながら取り組んでいく必要があります。引き続きより一層の御支援と御協力をお願いいたします。

最後になりますが、アンケートに御協力いただいた皆様、市民討議会に御参加いただいた皆様をはじめ、数多くの貴重な御意見をいただいた皆様、プラン策定に当たり御尽力を賜りました茅ヶ崎市文化生涯学習プラン推進委員会の皆様に心より御礼申し上げます。

令和6（2024）年3月　茅ヶ崎市長 佐藤 光



本書の構成

本書は、次のとおり第1章から第4章までの構成としています。

第1章　文化生涯学習プランについて

今回策定する「茅ヶ崎市文化生涯学習プラン（以下、「本プラン」という。）」の趣旨、位置付けと期間、対象範囲など、基本的事項を示しています。

第2章　文化生涯学習の現状と課題

文化生涯学習を取り巻く社会情勢の変化、茅ヶ崎における文化生涯学習の現状、前の「茅ヶ崎市文化生涯学習プラン（以下、「前プラン」という。）」の最終評価を踏まえた本プラン策定に当たっての課題を示しています。

第3章　目指す姿・目標・施策

本プランが目指す姿、施策体系、基本目標、基本目標を実現するための施策を示しています。

第4章　プランの推進に向けて

本プランの推進に向けた体制、進行管理の方法について示しています。

資料編

本プラン策定の根拠となる法令等、策定の経過、市民意見について示しています。

説明が必要な用語には、本文中、初めて登場する際に※印を付し、同（または次）ページ下部に説明を記載しています。

主な中間見直し

主な中間見直しの内容について

これまで取り組んできた事業の成果を検証しながら、社会情勢の変化を踏まえ、取り組み内容の見直しを行いました。

●各施策の主な取り組み

- 生涯学習関係は、生涯学習ガイドブックの電子媒体の普及や、アンケートの実施により、市民が求める分野の把握、意見を基に改善を図り、事業展開を行うことを記載しました。
- 文学分野に限らず、映画や音楽など、様々な分野の文化活動が行われている本市の特徴を踏まえ、創造都市「クリエイターシティ・チガサキ」としての方向性を転換しました。
- 茅ヶ崎ゆかりの人物の調査研究方法について、社会情勢の変化を踏まえて見直しを行いました。

目　　次

第1章　文化生涯学習プランについて 1

1　プラン策定の趣旨 2

2　プランの位置づけと期間 3

3　プランの対象範囲 5

4　持続可能な開発目標（SDGs） 7

第2章　文化生涯学習の現状と課題 11

1　文化生涯学習を取り巻く社会情勢 12

2　茅ヶ崎の現状 15

3　前プランの振り返り 25

4　プラン策定に当たっての課題 29

第3章　プランが目指す姿・目標・施策 35

1　プランが目指す姿 36

2　プランの体系 37

3　基本目標と基本目標達成のための施策 38

第4章　プランの推進に向けて 53

1　プランの推進体制 54

2　プランの進行管理 59

資料編 60

コラム①　茅ヶ崎の文化の成り立ち　茅ヶ崎のあけぼの～中世の茅ヶ崎……8
コラム②　茅ヶ崎の文化の成り立ち　近世の茅ヶ崎……9
コラム③　茅ヶ崎の文化の成り立ち　近代から現代の茅ヶ崎（明治～）……10
コラム④　茅ヶ崎の文化の成り立ち　祭り・年中行事と茅ヶ崎……34
コラム⑤　文化生涯学習活動拠点と文化財……48
コラム⑥　南湖院から生まれた文化……52
コラム⑦　戦後文化の始まりと『新頁、New　Page』……90
コラム⑧　茅ヶ崎と別荘文化……91

第１章　文化生涯学習プランについて

1　プラン策定の趣旨

市では、平成24（2012）年3月に、令和2（2020）年度までの9年間の計画として、これまで培われてきた茅ヶ崎の文化資源※を生かして新たな文化を創り上げていくこと、また、多様化した市民の学習ニーズに対応した環境づくりを推進するとともに、学習の成果を生かすことができる生涯学習社会の実現を目指した前プランを策定しました。

前プランに基づき、文化生涯学習施策を進める中で、施策の進捗状況や社会情勢の変化等に対応するため、計画期間の中間に当たる平成28（2016）年度に中間評価を行いました。

前プランの最終年度に当たる令和2（2020）年度には、茅ヶ崎市文化生涯学習プラン推進委員会※（以下、「推進委員会」という。）により、前プランの9年間に実施された事業の最終評価が答申され、令和3（2021）年度からの茅ヶ崎市文化生涯学習プランの策定に向けた検討を進めてきました。

しかしながら、新型コロナウイルス感染症の影響により、茅ヶ崎市総合計画実施計画の策定が2年間延期となったことに伴い、前プランの計画期間を延伸することとし、プランが策定されるまでの間においては、前述の答申に基づき、「当面の間の文化生涯学習事業推進方針（以下、「当面の間の推進方針という。」）」を令和3（2021）年3月に策定し、取り組みを進めてきました。

今後の市の人口は、令和7（2025）年頃から減少に転じることが予測され、厳しい財政状況のもと市政を進めなければなりません。また、新型コロナウイルス感染症によって変化した社会に対応していく必要があります。

さらには、文化芸術の振興にとどまらず、観光、まちづくり、国際交流、福祉、教育、産業その他の各関連分野における施策を法律の範囲に取り込むとともに、文化芸術により生み出される様々な価値を文化芸術の継承、発展や創造に活用することを趣旨とする文化芸術基本法に対応する必要があります。

また、生涯学び、活躍できる環境を整えるため、「人生100年時代を見据えた生涯学習の推進」等を目標とする第3期教育振興基本計画、また、令和22（2040）年以降の社会を見据えた持続可能な社会の創り手の育成等を総括的な基本方針とする「第4期教育振興計画」にも対応していく必要があります。

こうした状況や、市の文化芸術及び生涯学習を取り巻く様々な分野における取り組みなども踏まえ、目指す姿「みんなが学び未来を創造するまち　ちがさき」（第3章　1プランが目指す姿参照）の実現に向け、市民、事業者と市が連携・協力しながら、文化芸術及び生涯学習に関する取り組みをより一層進めていくため、新たな茅ヶ崎市文化生涯学習プランを策定します。

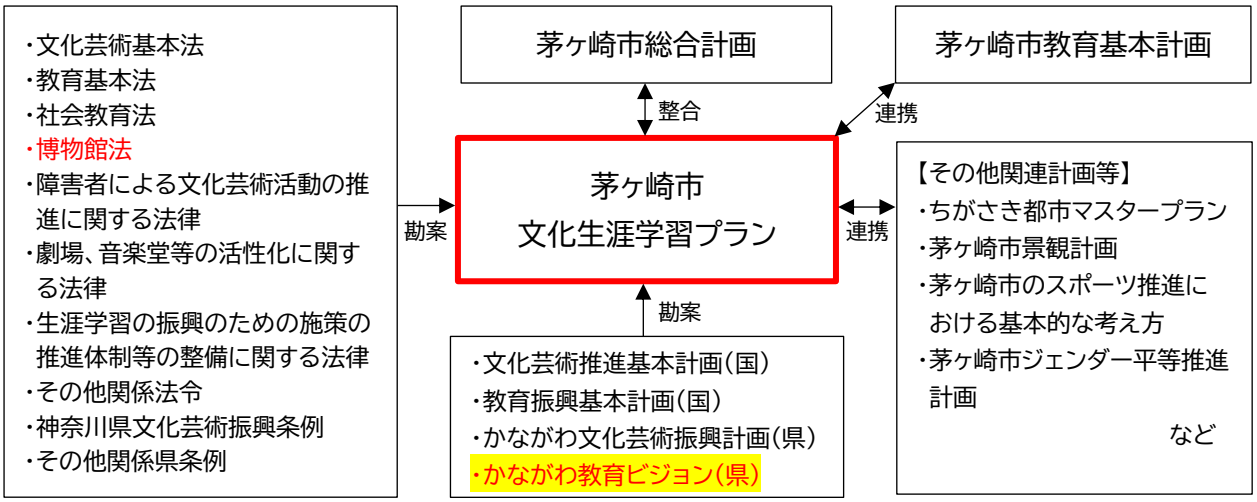
※文化資源：人間が生みだしてきた多様な文化の総体を資源として捉え、より良い社会の実現のために有効に活用していこうとするものを指しています。

※茅ヶ崎市文化生涯学習プラン推進委員会：茅ヶ崎市文化生涯学習プランの策定及び変更並びに当該プランに基づく事業の推進に関する事項につき市長の諮問に応じて調査審議し、その結果を答申し、又は建議する市の附属機関のことです。

2　プランの位置付けと期間

（1）プランの位置付け

本プランは、文化芸術の振興及び生涯学習の推進に関する市の施策を体系的に定める計画であり、文化芸術基本法第7条の2に基づく「地方文化芸術推進基本計画」に相当する計画として位置付けます。本プランの策定に当たっては、国の「文化芸術推進基本計画」や神奈川県の「かながわ文化芸術振興計画」等との関連性に配慮し、「茅ヶ崎市総合計画（以下、「総合計画」という。）」との整合を図っています。また、施策の推進に当たっては、「茅ヶ崎市教育基本計画（以下、「教育基本計画」という。）」をはじめ、その他の関連計画等と連携を図ります。



ア　総合計画との整合

本プランは、総合計画の政策目標のうち、4「誰もがいつでも学べ、生きがいを持って自分らしく暮らすまち」を主に担っています。

具体的な事業は、総合計画が目指す将来都市像を実現するための実行計画である茅ヶ崎市実施計画（以下、「実施計画」という。）に位置付け実施していきますが、位置付けに当たっては、政策目標4に限らず全ての政策目標を意識し、事業内容を検討します。

【総合計画の将来都市像と政策目標】

笑顔と活力にあふれ　みんなで未来を創るまち　茅ヶ崎

1	子どもが希望を持って健やかに成長し、次代を担うひとが育つまち	将来都市像の実現に向けた行政経営
2	地域が活力にあふれ、交流とにぎわいのあるまち	
3	共に見守り支え合い、誰もが健康に暮らすまち	
4	誰もがいつでも学べ、生きがいを持って自分らしく暮らすまち	
5	豊かな自然と共存し、心地よい生活環境のあるまち	
6	安全で安心して暮らせる、強くしなやかなまち	
7	利便性が高く、魅力的な都市空間が整うまち	

イ　教育基本計画との連携

教育基本計画は、学校教育と社会教育を中心とした教育施策をまとめた計画です。本プランが目指す文化芸術の振興と生涯学習の推進を図る上で、学校教育や社会教育との連携は必要不可欠であることから、教育委員会と連携しながら第3章における各施策を進めます。

【教育基本計画の基本理念と基本方針】

学びあい　育ちあい　支えあう　茅ヶ崎の教育を創造する～豊かな人間性と自律性をはぐくむ～

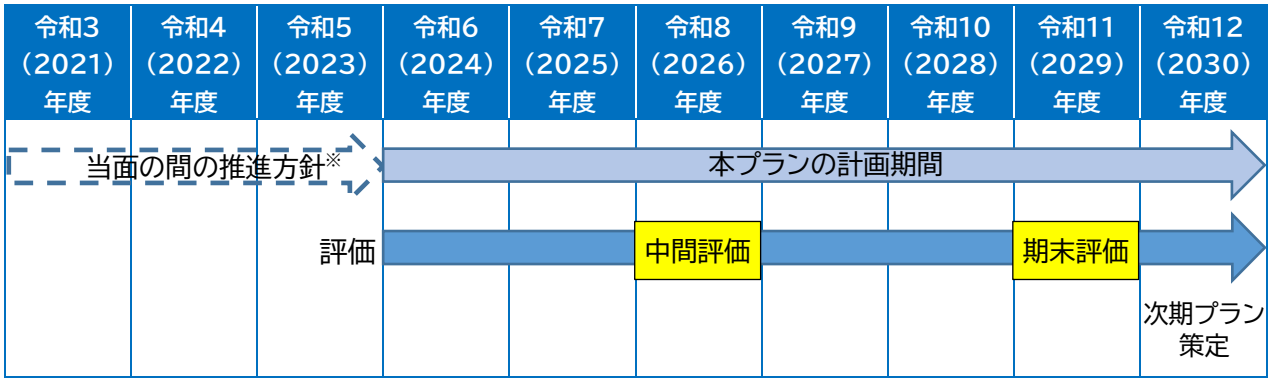
1	未来を拓く力をはぐくむ学校教育の充実
2	ひとづくり、つながりづくり、地域づくりを進める社会教育の充実
3	教育活動を効果的に進める教育行政の充実

（2）　プランの計画期間

本プランの計画期間は、総合計画及び実施計画との整合を図るため、令和6（2024）年度から令和12（2030）年度までの7年間とします。

毎年の評価に加えて、中間に当たる令和8（2026）年度を目途に中間評価を行い、評価結果を踏まえて必要に応じて見直しを行います。

また、令和11（2029）年度を目途に本プランの期末評価を行い、評価結果を踏まえて次期プランを策定します。



※当面の間の推進方針：本プランは令和3（2021）年度からの計画期間とする予定でしたが、新型コロナウイルス感染症の影響により、実施計画の策定が2年間延期となったことに伴い、前プランの計画期間を延伸し、本プランが策定されるまでの間においては、「当面の間の文化生涯学習事業推進方針」を策定し、取り組みを進めてきました。

3　プランの対象範囲

本プランでは、文化芸術と生涯学習の2つの分野を対象とします。生涯学習活動はそのまま文化の発信や創造につながるとともに、文化芸術活動に携わることは他の市民の生涯学習活動に貢献しています。

このように、文化芸術と生涯学習の活動には深い結びつきがあるため、本プランでは、文化芸術と生涯学習に関する施策を一体的に進めることで、文化芸術の振興及び生涯学習の推進を図ります。

（1）文化芸術とは

平成29（2017）年に改正された文化芸術基本法では、第7条の2において、市町村は国が定める文化芸術推進基本計画を参酌して、地方の実情に即した文化芸術の推進に関する計画（地方文化芸術推進基本計画）を定めるように努めるものとしています。

また、第8条から第13条では、芸術、メディア芸術、伝統芸能の継承及び発展、芸能、生活文化、文化財などにおいて、国が必要な施策を講じていくとしています。

これらを踏まえ、本プランにおける「文化芸術」は、次に掲げる領域を対象とします。

領域	主な例
芸術	文学、音楽、美術、写真、演劇、舞踊など
メディア芸術	映画、漫画、アニメーション、コンピュータ等を利用した芸術など
伝統芸能	雅楽、能楽、文楽※、歌舞伎、組踊※など
芸能	講談、落語、浪曲、漫談、漫才、歌唱など
生活文化	茶道、華道、書道、食文化など
文化財等	有形・無形文化財の保存、活用など

※文楽（ぶんらく）：人形浄瑠璃文楽のことです。人形浄瑠璃文楽は、日本を代表する伝統芸能の一つで、太夫・三味線・人形が一体となった総合芸術です。平成20（2008）年に「人類の無形文化遺産の代表的な一覧表」に記載されました。

※組踊（くみおどり）：中国や日本の故事、琉球の民話を題材に琉球舞踊や琉球古典音楽を基礎として発展した歌舞劇のことです。平成22（2010）年にユネスコ無形文化遺産リストに登録されました。

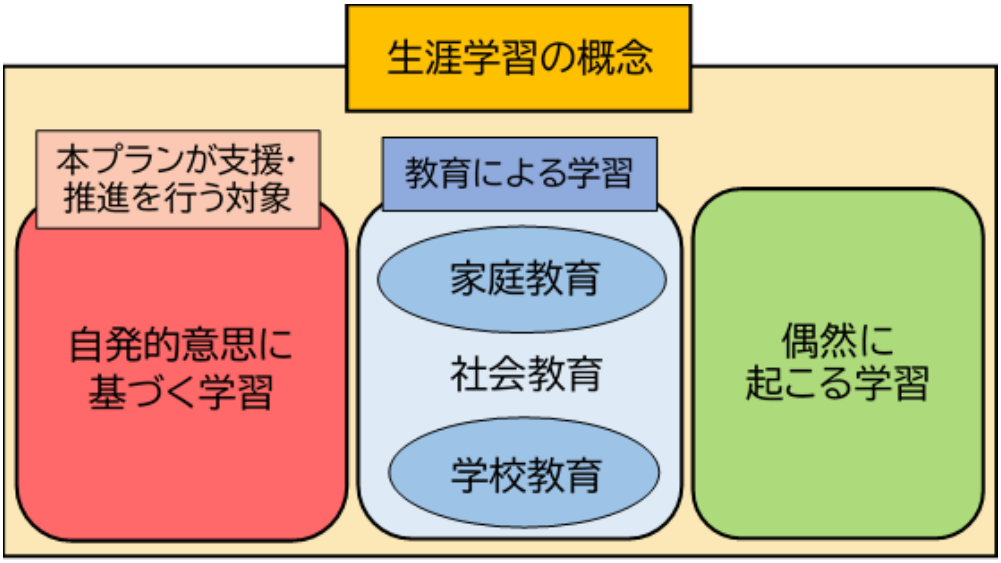
（2）生涯学習とは

平成18（2006）年に改正された教育基本法では、生涯学習の理念を「国民一人一人が、自己の人格を磨き、豊かな人生を送ることができるよう、その生涯にわたってあらゆる機会にあらゆる場所において学習することができ、その成果を適切に生かすことのできる社会の実現が図られなければならない。」と規定しています。

また、生涯学習の概念は、各人の自発的意思に基づく学習に加えて、教える者と教わる者がいる教育（社会教育・学校教育・家庭教育）※による学習、偶然に起こる学習※を含む広いものです。

その中で、本プランにおける「生涯学習」は、生活の向上や職業上の能力の向上や自己の充実を目指して、各人が自発的意思に基づいて必要に応じ、自己に適した手段や方法を選びながら生涯を通じて行う学習を対象とします。

生涯学習は、市（文化推進課）だけではなく、市の教育委員会をはじめとした様々な部局においても事業が実施されています。生涯学習の推進に当たっては、各部局がつながり、協力し合うことが重要です。



※教育：ここでいう教育は、市の教育活動だけではなく、大学や企業、NPO法人等が行う教育活動も含みます。
※偶然に起こる学習：生活のあらゆる活動の中で、意図せず何かを学ぶことです。

4　持続可能な開発目標（SDGs）

平成27（2015）年9月に「持続可能な開発目標（SDGs）」が採択され、国際社会全体がこれらの人間活動に伴い引き起こされる諸問題を喫緊の課題として認識し、協働して解決に取り組んで行くことに合意しました。

SDGsは、あらゆる形態の貧困に終止符を打ち、地球を保護し、全ての人が平和と豊かさを享受できるようにすることを目指す普遍的な行動を呼びかけるものです。そのためには、市民、事業者、行政などの社会の多様な主体が連携して行動していく必要があります。

SDGs は、17の目標が相互に関係しており、一つの行動によって複数の側面における利益を生み出す多様な便益（マルチベネフィット）を目指すという特徴を持っています。

SDGs には、まちづくりや福祉、教育、産業分野の目標が含まれることから、本プランにおける施策の推進に当たっては、SDGs の考え方を取り入れ、他の関連分野との有機的な連携を図りながら、持続可能な社会の実現に寄与していくことが求められています。



SDGs の17のゴール（出典：国連広報センターHP）

【コラム①】 茅ヶ崎の文化の成り立ち　茅ヶ崎のあけぼの～中世の茅ヶ崎

～茅ヶ崎のあけぼの～



出土遺物　下寺尾西方遺跡　縄文時代
（出典：ちがだべ）

茅ヶ崎のあけぼのは、小出丘陵に始まります。縄文前期の西方貝塚や縄文後期の堤貝塚などには、太古の人々の痕跡が残されています。縄文人がどのような道具を使って、どのようなものを食べていたかなどが、わかってきます。

市域には旧石器時代（先土器時代）から江戸時代にかけての220か所ほどの遺跡があり、全域にわたって先人の足跡が残されています。発掘された多くの土器には興味深い文様が刻まれています。

県立茅ケ崎北陵高校の丘陵の南側に大きな記念碑があり、これには「七堂伽藍跡」と記されています。七堂伽藍とは、寺院を構成する主要な7つの建物（塔・金堂・講堂・鐘楼・経堂・僧房・食堂）を有する大寺院のことです。この碑周辺一帯は「下寺尾官衙遺跡群」と呼ばれ、1トンを超す礎石が幾つも出土しています。度重なる調査によって、灯明皿や大量の古代の瓦が発掘され、その瓦の様式から相模国の初期の寺院である可能性が指摘されています。

同校校舎新築に伴い校庭を発掘したところ、古代の役所である高座郡衙と推定される遺構（7世紀末～8世紀前半）が発見されました。高座郡は茅ヶ崎から相模原にかけての範囲ですが、その中心の機能がこの地域にあったのです。郡衙の発見は県内4例目のきわめて重要な遺跡といえます。また、弥生時代の外周を溝で囲う環濠集落も発見され、県内ではほとんどみられない鉄製の斧や勾玉の未完成品など貴重な遺物が出土しています。

～中世の茅ヶ崎～



旧相模川橋脚（撮影：昭和61年頃）

砥上ヶ原（茅ヶ崎から藤沢にかけての地域）で、西行が詠んだといわれる「芝まとふ葛のしげみに妻こめて砥上ヶ原に牡鹿鳴くなり」（住む人も疎らで広い原野に雄鹿の声が響いている）が伝っています。また、「方丈記」を著した鴨長明も「浦ちかきとがみが原に駒とめて片瀬の川の潮合いぞまつ」と、やはりこのあたりの情景を詠んでいます。

市域を旅する中世の人々の紀行文の中に相模川、懐島、砥上ヶ原、八松ケ原などの地名がみられます。

下町屋に残る国指定の史跡「旧相模川橋脚」は、源頼朝の重臣である稲毛三郎重成（本拠地は川崎市多摩区周辺の稲毛荘）がその亡妻（頼朝の妻・北条政子の妹）の供養のために架け、頼朝が渡り初めをしたと伝えられる橋の脚です。また、八幡太郎義家ゆかりの鶴嶺八幡や大イチョウ、源義経を祭神としてまつる御霊神社やその家臣である武蔵坊弁慶の霊を供養したと伝わる弁慶塚なども地域の人々によって今日まで守り伝えられてきた貴重な史跡といえます。

【コラム②】 茅ヶ崎の文化の成り立ち　近世の茅ヶ崎


東海道　左富士の眺望
（出典：ちがだべ）

慶長6（1601）年、徳川家康によって東海道が整備されました。東海道を往来する旅人には、沿道の松並木、一里塚、本陣、旅籠、茶屋、神社、寺院、姥島（烏帽子岩）、左不二などの風景が目に入ったことでしょう。

左不二は浮世絵などの題材にもなりました。茶屋町付近から下町屋にかけて東海道はゆっくりと右に曲がって、鳥井戸橋を渡ります。橋より千ノ川の延長線上には雄大な富士山が望まれ、今まで右手に見えていた富士山を左手に見ることになります。これが「左不二」と呼ばれ、茅ヶ崎の南湖と静岡県の吉原にみられる東海道の名所です。

文人・太田蜀山人は南湖立場の江戸屋（十間坂・重田家）で味わった「鱠」や「松露」の印象を記しています。とくに鱠については、「南湖魚鱠」と題する漢詩をつくり賞賛しています。相模川（馬入川）の項には「水浅くして、砂清し」、「かの鎌倉殿正治元年の事など思い出さる」と記し、かの「頼朝の渡り初め」も回顧しています。

一方、藤沢の四谷から赤羽根・高田を経て寒川へ延びる大山街道は大山参りの人々で賑わいました。小出川に架かる大曲橋（古くは間門橋）に伝わる民話の「河童徳利」は江戸時代後期には各地に広まっていて、茅ヶ崎の民話の代表ともいえるものでした。

小和田の「牡丹餅茶屋」、大山街道の円蔵の「鷺茶屋」、西久保の「富士塚」や「ドンドン塚」などの名物や名所があります。


藤間柳庵 「太平年表録」
（出典：ちがだべ）

相模川の河口に位置する柳島湊は対岸の須賀湊とともに相模川の河川交通と江戸へ至る海上交通を結ぶ要所でした。ここには廻船問屋があり、米・材木・薪炭などの輸送にあたっていました。

そのうちの一軒、藤間家の幕末の当主善五郎（筆名柳庵）は、漢学を学び、学芸に秀でて、世相を記す「太平年表録」など歴史の宝庫ともいえる幾多の著作を残しました。ペリーの来航した嘉永6（1853）年6月の緊迫した状況や安政2（1855）年の大地震の被害などをくわしく今日に伝えています。

幕末には寺子屋も普及して庶民の読み書きも進むと、生活の傍ら俳句や和歌を愛好し、漢籍に素養がある者も少なくありませんでした。当時を彷彿とさせるものとしては、麦打ち唄（南湖）、エンコロ節（柳島）、地形搗き唄（円蔵）、焼米搗き唄（芹沢）などが今に伝わっています。祭囃子（円蔵・赤羽根ほか）、ささら盆唄（芹沢）などの太鼓や笛の音色が夜空に消え入る哀愁を懐かしむ古老も少なくなりました。

【コラム③】 茅ヶ崎の文化の成り立ち　近代から現代の茅ヶ崎（明治～）

茅ケ崎駅の開設が決まった明治29（1896）年には医師の須田経哲が、翌年には九代目市川団十郎が小和田に別荘を構えました。これに続いて高級官僚や軍人・学者などが別荘を設けるようになり、明治31（1898）年に茅ケ崎駅が開設されると、海水浴や別荘、後述する南湖院などのために多くの人々が当地を訪れるようになりました。

結核療養所の南湖院は、茅ケ崎駅開設の翌年に高田畊安によって開院されました。林屋や釜成屋などの商店が出入りし、また、入院をきっかけに、大井新が駅前に大井写真館を開き、小山房全が香川、萩園、十間坂など地元の繭を原料にして製糸工場の純水館を経営するなど、南湖院は市域の発展に深く関わっていました。大井は、数百種類に及ぶ南湖院の絵葉書が作成された際にも関与をしていたようです。



絵葉書　純水館（出典：ちがだべ）

南湖院にゆかりの文人は平塚らいてう、八木重吉、前田夕暮、吉田千秋などと多彩です。とりわけ国木田独歩の病状は、新聞に度々報道されたため茅ヶ崎の名を全国に広める契機となりました。独歩の見舞客は茅ヶ崎館に泊まることが多く、文人仲間による独歩追悼の宴もここで開かれました。

茅ヶ崎館は海浜旅館としても著名で、多くの海水浴客の宿となりました。宿泊客用の絵葉書として作成された「茅ヶ崎八景」（吉岡班嶺画）は市域の代表的風景画の一つといえます。ここでは、世相風刺のオッペケペー節で一世を風靡した川上音二郎や女優第一号といわれる貞奴らが舞台稽古をしています。



川上音二郎・貞奴（写真：川上新一郎さん蔵）

また、戦前から小津安二郎ら映画関係者の定宿となり、多くの脚本が執筆されました。平成21（2009）年、関東大震災後に再建された茅ヶ崎館は市内第一号の有形文化財（建造物）に登録されました。

現代には、画家の萬鉄五郎、小山敬三、三橋兄弟治、書家の水越茅村、井上有一、作家の開高健、城山三郎、作曲家の山田耕筰、俳優・歌手の加山雄三、歌手の桑田佳祐など多彩な人材を輩出しています。

平成に入り、川上音二郎、貞奴夫妻、山田耕筰や平塚らいてうを顕彰する記念碑が市内に建立されました。また、市の「みちの愛称事業」では、「雄三通り」、「サザン通り」、「ラチエン通り」など道に愛称がつけられました。雄三通りは、かつて沿道に住んでいた加山雄三の父にちなんで「上原謙通り」と呼ばれ、一つの通りが親子二代の名前で呼ばれる全国的にも珍しい通りとなりました。加山雄三は令和5（2023）年9月、47年ぶり5人目の名誉市民に選ばれました。

茅ヶ崎は文化人たちの功績や足跡を身近に感じ、それが生活に潤いをもたらすまちに成長しています。（敬称略）

第２章　文化生涯学習の現状と課題

1　文化生涯学習を取り巻く社会情勢

（1）　文化芸術を取り巻く状況

ア　文化芸術基本法への改正

平成29（2017）年6月に、文化芸術振興基本法が一部改正され、法律の名称が文化芸術基本法に変更されました。改正法では、芸術文化の振興や文化財の保護など、これまでの文化芸術の振興にとどまらず、観光、まちづくり、国際交流、福祉、教育、産業その他の各関連分野における施策を法律の範囲内に取り込み、文化芸術により生み出される様々な価値を文化芸術の継承、発展及び創造に活用することとしています。また、地域の実情に即した文化芸術の振興に関する計画を策定することを地方公共団体の努力義務として規定しています。

イ　第2期文化芸術推進基本計画の策定

平成30（2018）年3月に、閣議決定された第1期文化芸術基本計画では、文化芸術の「多様な価値」を、文化芸術の継承、発展・創造に活用、好循環させ、「文化芸術立国」の実現を目指すとともに、文化芸術を通して多様な価値観を尊重し、他者との相互理解を深めることが重要としていました。

令和5（2023）年3月に、閣議決定された第2期文化芸術基本計画では、新型コロナウイルス感染症による影響やデジタル化の急速な進展など文化芸術を取り巻く状況の変化等を踏まえ、中長期目標として第1期の文化芸術推進基本計画の4つの目標を基本的に踏襲することとした上で、令和5（2023）年度からの5年間に推進する重点取り組み等が示されました。

ウ　障害者による文化芸術活動の推進に関する法律の制定

平成30（2018）年6月に、障害者による文化芸術活動の推進に関する法律が成立し、地方公共団体は、「障害者による文化芸術活動の推進に関し、国との連携を図りつつ、自主的かつ主体的にその地域の特性に応じた施策を策定し、及び実施する責務を有する」こととなりました。

エ　創造都市ネットワーク日本（CCNJ）への加盟

平成25（2013）年1月に、創造都市※の取り組みを推進する地方公共団体等、多様な主体を支援するとともに、国内及び世界の創造都市間の連携・交流を促進するためのプラットフォームとして、日本における創造都市の普及・発展を図ることを目的とした「創造都市ネットワーク日本」が設立されました。市は、平成31（2019）年4月に加盟しています。

オ　創造都市宣言

市では、創造的な発想で行動・活動をする人を幅広く「クリエイター」と捉え、文化芸術の力でまちを盛り上げることを目的に、令和6（2013）年 11月 1 日、創造都市「クリエイターシティ・チガサキ」を宣言しました。

※創造都市：グローバリゼーションと知識情報経済化が急速に進展した21世紀初頭にふさわしい都市のあり方の一つであり、文化芸術と産業経済との創造性に富んだ都市のことをいいます。

（2） 生涯学習を取り巻く状況

ア　教育基本法の改定

平成18年（2006）12月に、教育基本法が約60年ぶりに改正され、生涯学習の理念として、「国民一人一人が、自己の人格を磨き、豊かな人生を送ることができるよう、その生涯にわたって、あらゆる機会に、あらゆる場所において学習することができ、その成果を適切に生かすことのできる社会の実現が図られなければならない。」と規定しており、生涯学習の機会の提供とともに、その成果の活用は、生涯学習社会の実現に向けた重要な要素とされました。

イ　第4期教育振興基本計画の策定

平成30（2018）年6月に、第3期教育振興基本計画が閣議決定され、生涯学び、活躍できる環境を整える方針として、「人生100年時代を見据えた生涯学習の推進」、「人々の暮らしの向上と社会の持続的発展のための学びの推進」、「職業に必要な知識やスキルを生涯を通じて身に付けるための社会人の学び直しの推進」、「障害者の生涯学習の推進」を目標として掲げ、その実現に向けて取り組んでいくことが示されました。

また、令和5（2023）年6月に、第4期教育振興基本計画が閣議決定されました。総括的な基本方針・コンセプトとして、令和22（2040）年以降の社会を見据えた持続可能な社会の創り手の育成、日本社会に根差したウェルビーイング※の向上が示されています。さらに、生涯学び活躍できる環境整備を今後5年間の教育政策の目標の一つに掲げ、「働きながら学べる環境整備」、「現代的・社会的な課題に対応した学習」、「高齢者の生涯学習の推進」、「生涯を通じた文化芸術活動の推進」等をその基本施策としています。

ウ　中央教育審議会生涯学習分科会における議論

文部科学省に設置された中央教育審議会生涯学習分科会においては、令和4（2022）年8月の第11期生涯学習分科会における議論の整理において、生涯学習をめぐる現状・課題として、デジタルディバイド※解消やデジタルリテラシー※向上等を課題とし、社会人の学び直しをはじめとする生涯学習が一層重要となると示されました。

また、生涯学習が果たしうる役割は、人生100年時代においては、従来の職業や生活に必要な知識を身に付け自己実現を図るなどに加えて、ウェルビーイングの実現、デジタル社会への対応、社会的包摂※の実現などが一層重要になると示されました。

令和6（2024）年6月の第12期生涯学習分科会における議題の整理において、人生 100 年時代に、経済的豊かさのみならず精神的な豊かさから幸福や生きがいを捉えるウェルビーイング※を目指し、誰もが生涯を通じて意欲的に楽しく学び続ける社会が生涯学習をめぐる状況と目指すべき姿であると示されました。

デジタル社会への対応については、デジタル技術が急速に発展する中、デジタルは現代の社会課題を解決する鍵であり、新たな価値を生み出す源泉となっており、デジタルは地理的な制約、年齢、性別、障がいの有無等に関わらず、誰もがデジタル化の恩恵を享受することで豊かさを実感できる「誰一人取り残されない」社会の実現に大きく貢献することが期待されていると示されました。

社会的包摂への対応については、社会的に制約のある人々の学習ニーズを適切に把握しながら、学びやすい環境を整える必要があり、そのような人々の主体的な学びへの意欲を向上させることのみならず、学びを提供する役割も担うことにより、 地域や社会への貢献への意欲を養う視点も重要であることが示されました。

※ウェルビーイング（well-being）：身体的・精神的・社会的に良好な状態にあることを意味する概念で、「幸福」と翻訳されることも多い言葉です。世界保健機関（WHO）憲章の前文では、「健康とは、病気ではないとか、弱っていないということではなく、肉体的にも、精神的にも、そして社会的にも、すべてが満たされた状態にあることをいいます（日本 WHO 協会：訳）」とされています

※デジタルディバイド（digital divide）：インターネットなどの情報通信技術（ICT）や、スマートフォンなどのデジタル機器を持つ人と、持たない人の間にできる格差のことです。

※デジタルリテラシー（digital literacy）：インターネットを中心としたデジタル技術に関する知識や活用能力のことです。

※社会的包摂：社会的排除の反対の概念であり、社会的に弱い立場にある人々をも含め市民一人ひとり、排除や摩擦、孤独や孤立から援護し、地域社会の一員として取り込み、支え合う考え方のことです。

2　茅ヶ崎の現状

（1）茅ヶ崎の特徴

総合計画では、茅ヶ崎の特徴を次のように記しています。

ア　自然豊かなまち

海、丘陵、川等、変化に富んだ地形があり、えぼし岩は地域のシンボルとして長く市民から愛されているなど、その豊かな自然と人々の営みが調和して存在しています。魅力的な自然環境が人を呼び、人が集まることによって、地域の歴史や文化が形成され、茅ヶ崎独自の魅力が創られています。

イ　コンパクトなまち

市域は、東西6．9㎞、南北7．6㎞、面積は35．76㎢で隣接する市町に比べて人口密度が高く、駅周辺に都市機能が集約したコンパクトなまちになっています。また、市街地の地形は平たんであり、徒歩や自転車で気軽にいろいろな場所へ訪れることができる「人とまちの距離がちょうどよい。」ことが「茅ヶ崎らしさ（価値や魅力）」の一つとされています。

ウ　魅力的な住宅都市

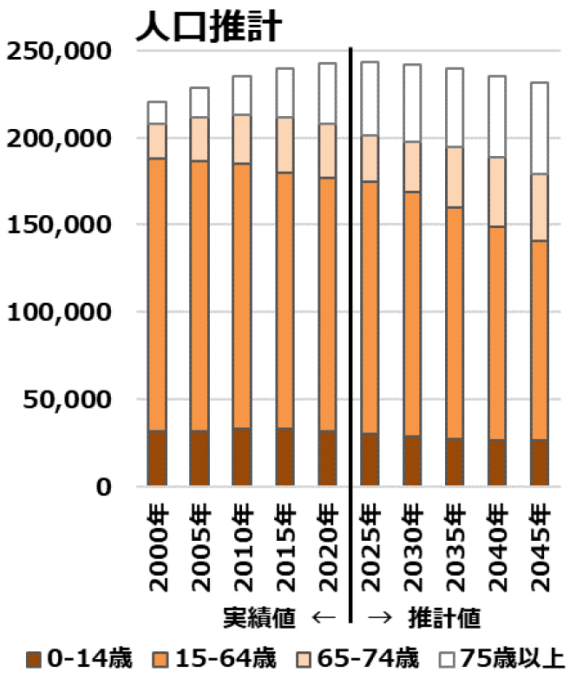
昼夜間人口比率※は近隣市町と比較すると低い水準（81．3％：令和2（2020）年国勢調査）となっており、住宅都市としての性格を持つとともに、地域内産業とのバランスも取れた、多世代にとって暮らしやすく、多様なライフスタイルやライフステージに合わせた「自分らしい暮らし」を実現するまちづくりが進められています。



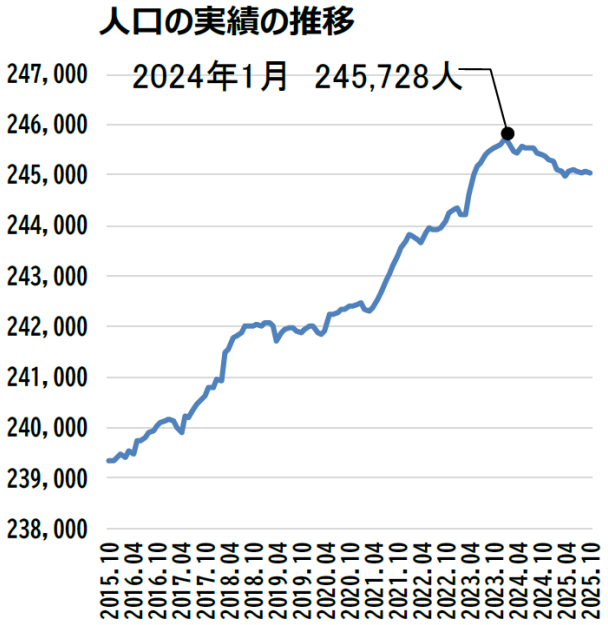
※昼夜間人口比率：夜間人口に対する昼間人口の割合（昼夜間人口比率＝昼間人口÷夜間人口×100）のことです。

（2）人口動態

茅ヶ崎の人口は、令和 6(2024)年 1 月の 245,728 人をピークとし、その後ゆっくりと減少しています。また、人口の構成について75歳以上は増加しますが、働き手となる15歳から64歳の生産年齢人口は減少し、さまざまな分野で人手不足等が深刻化していくと想定されます。



茅ヶ崎市の人口推計



茅ヶ崎市の人口の推移

「茅ヶ崎市実施計画2030」より

（3） 市民の意識

ア　市民意識調査

市民の市政に対する満足度や重点を置くべき政策分野、市政やまちづくりに対する意見などを把握し、総合計画の進行管理のための基礎資料を作成することを目的として、市民の意識調査を実施しています。

令和3（2021）年度市民意識調査「調査期間：令和4（2022）年2月22日～3月15日　対象者：茅ヶ崎市内に居住する満16歳以上の市民3，000名（住民基本台帳による無作為抽出）」では、1,872件の回答がありました。

令和6年（2024）年度市民意識調査「調査期間：令和6（2024）年7月5日～7月22日　対象者：令和3年度と同様」では、1，761件の回答がありました。

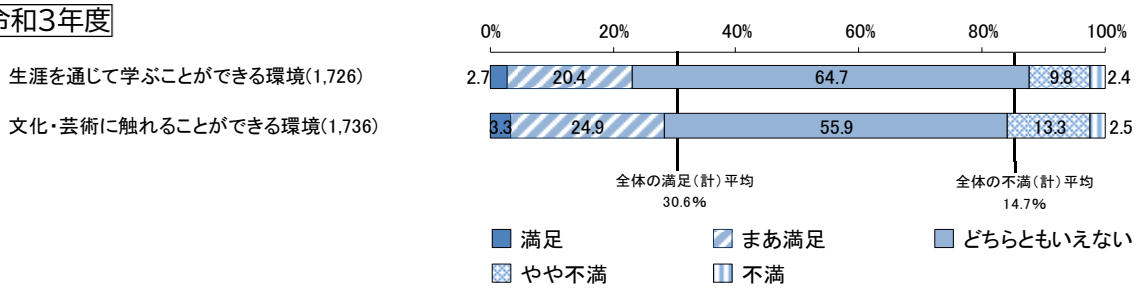
意識調査結果報告書の概要は次のとおりです。

（ｱ） 生涯学習・文化芸術に関する項目の満足度

「満足」と「まあ満足」を合わせた「満足（計）」で見ると、「生涯を通じて学ぶことができる環境」、「文化・芸術に触れることができる環境」とも「全体の満足（計）平均」の割合を下回っています。一方、「やや不満」と「不満」を合わせた「不満（計）」で見ると、「文化・芸術に触れることができる環境」は「全体の不満（計）平均」の割合を上回っています（図1）。年齢別の点数は図2のとおりです。

図1　生涯学習・文化芸術に関する項目の満足度結果（単純集計）

令和3年度



令和6年度

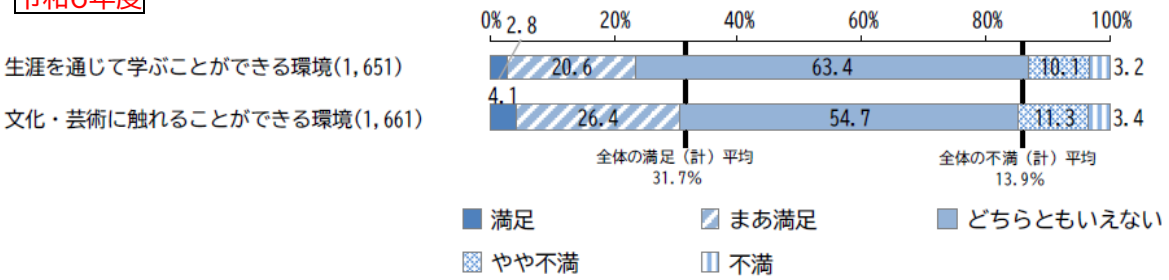


図2　生涯学習・文化芸術に関する項目の満足度結果（年齢別点数）

令和3年度

項目名	満足度							
	全体	年齢別				子どものいる世帯（20～40歳代）	居住年数5年未満（40歳代以下）
		10～20歳代	30～40歳代	50～60歳代	70歳以上		
D01 生涯学習	0.111	0.325	0.080	0.019	0.171	0.079	0.066
D02 文化芸術振興	0.134	0.251	0.123	0.085	0.153	0.112	0.029

※全体値よりも点数が低いものに色付け
※項目名は略称

令和6年度

項目名	満足度						
	全体	年齢別				子どものいる世帯（20～40歳代）	居住年数5年未満（40歳代以下）
		10～20歳代	30～40歳代	50～60歳代	70歳以上		
生涯を通じて学ぶことができる環境	0.097	0.316	0.093	0.038	0.106	0.118	0.200
文化・芸術に触れることができる環境	0.164	0.374	0.187	0.108	0.145	0.162	0.301

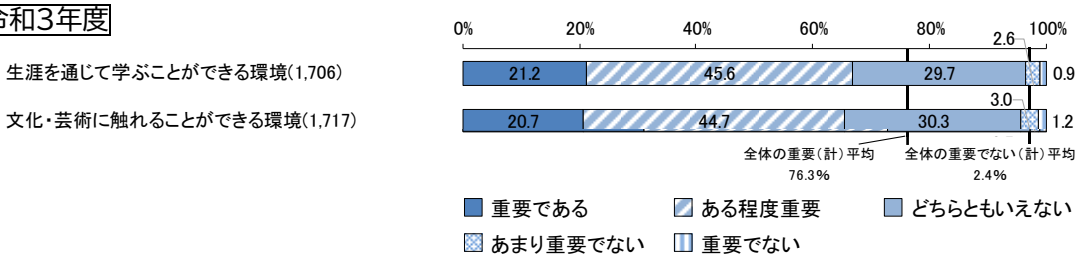
※全体値よりも点数が低いものに色付け

（イ）生涯学習・文化芸術に関する項目の重要度

「重要である」と「ある程度重要」を合わせた「重要（計）」で見ると、「生涯を通じて学ぶことができる環境」、「文化・芸術に触れることができる環境」とも「全体の重要（計）平均」の割合を下回っています（図3）。年齢別の点数は図4のとおりです。

図3　生涯学習・文化芸術に関する項目の重要度結果（単純集計）

令和3年度



令和6年度

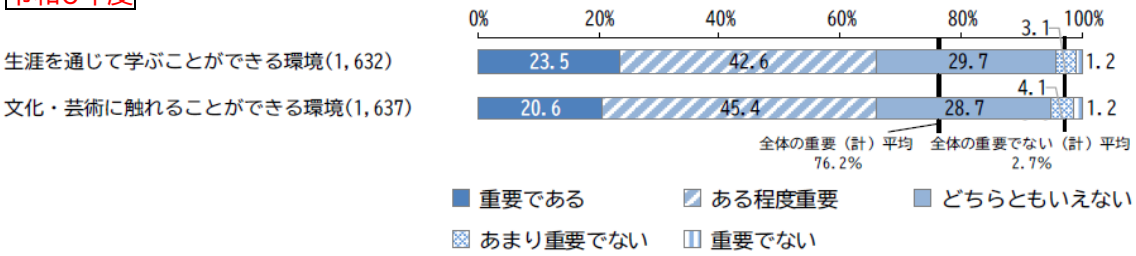


図4　生涯学習・文化芸術に関する項目の重要度結果（年齢別点数）

令和3年度

項目名	重要度						
	全体	年齢別				子どものいる世帯（20～40歳代）	居住年数5年未満（40歳代以下）
		10～20歳代	30～40歳代	50～60歳代	70歳以上		
D01 生涯学習	0.834	0.827	0.789	0.820	0.909	0.764	0.757
D02 文化芸術振興	0.806	0.859	0.703	0.830	0.866	0.707	0.757

※全体値よりも点数が低いものに色付け
※項目名は略称

令和6年度

項目名	重要度						
	全体	年齢別				子どものいる世帯（20～40歳代）	居住年数5年未満（40歳代以下）
		10～20歳代	30～40歳代	50～60歳代	70歳以上		
生涯を通じて学ぶことができる環境	0.841	1.111	0.770	0.781	0.903	0.767	0.949
文化・芸術に触れることができる環境	0.800	0.941	0.751	0.776	0.845	0.719	0.910

※全体値よりも点数が低いものに色付け

＜補足：令和3年度の名称と略称の対応表（抜粋）＞

名称		略称
D01	生涯を通じて学ぶことができる環境	生涯学習
D02	文化・芸術に触れることができる環境	文化芸術振興

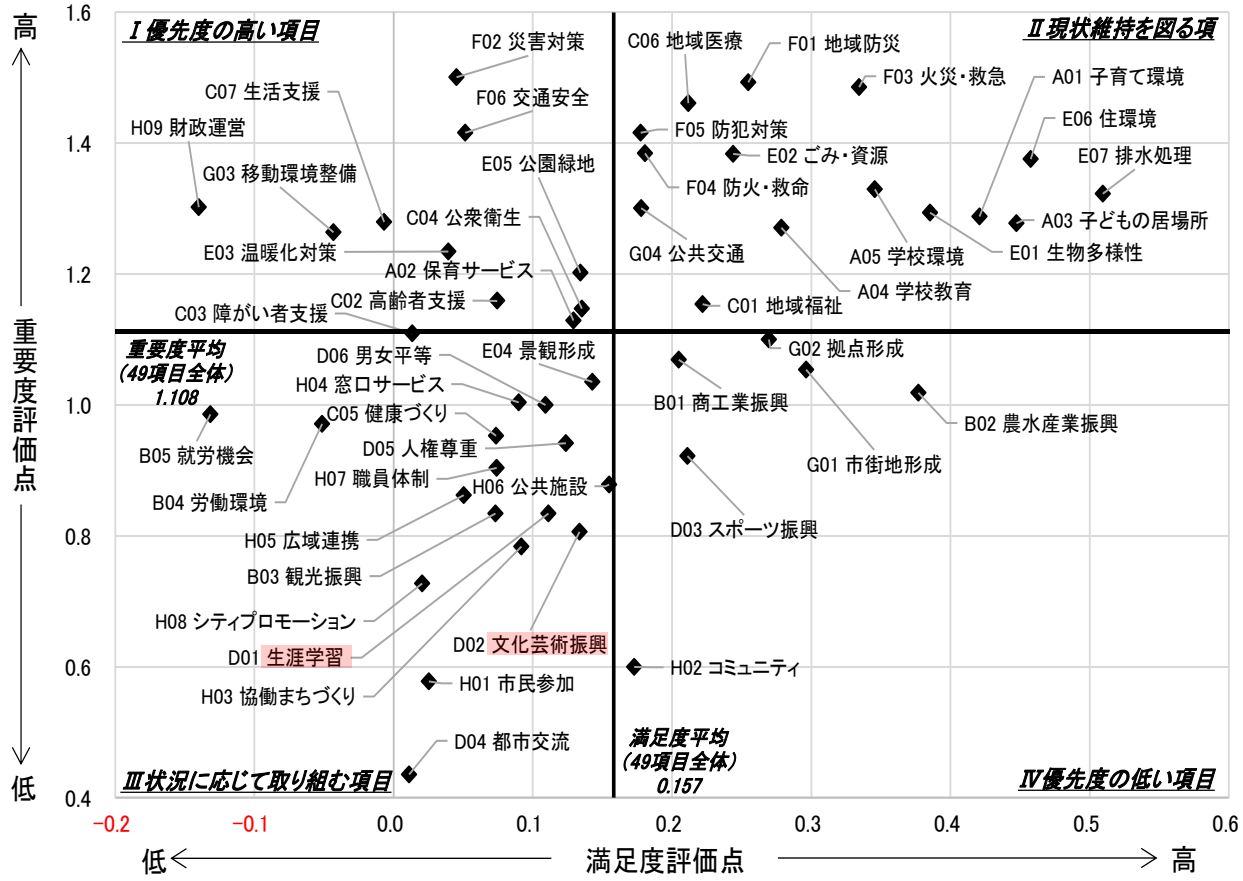
（ｳ）他の調査項目と生涯学習・文化芸術に関する項目の「満足度」と「重要度」の比較

図5は、市政やまちの「満足度」と今後を考える上での「重要度」について、全調査項目（49項目）を散布図にしたものです。縦軸は「重要度」、横軸は「満足度」を表しており、2本の補助軸は、それぞれ「重要度」と「満足度」の全ての項目の平均値の位置を示しています。

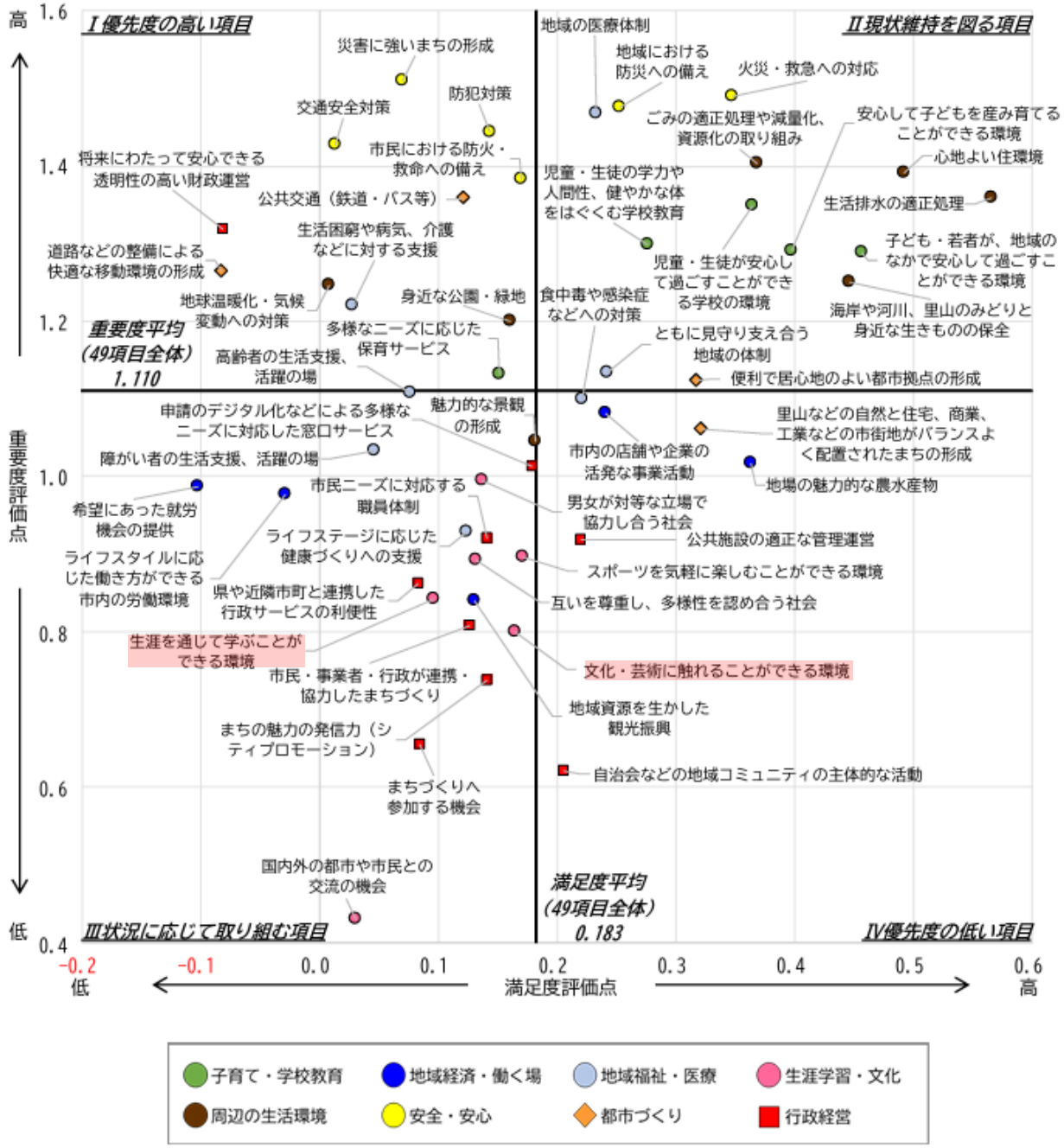
「生涯を通じて学ぶことができる環境」、「文化・芸術に触れることができる環境」は、いずれも「Ⅲ状況に応じて取り組む項目」に位置付けられており、「重要度」も「満足度」も平均値以下であることを示しています。

図5　市政やまちの「満足度」と今後を考える上での「重要度」結果（49項目）の散布図

令和3年度



令和6年度


Ⅰ優先度の高い項目
Ⅱ現状維持を図る項目
Ⅲ状況に応じて取り組む項目
Ⅳ優先度の低い項目
重要度平均
(49項目全体)
1.110
満足度平均
(49項目全体)
0.183
重要度評価点
満足度評価点
高
低
災害に強いまちの形成
交通安全対策
防犯対策
市民における防火・救命への備え
将来にわたって安心できる透明性の高い財政運営
公共交通（鉄道・バス等）
生活困窮や病気、介護などに対する支援
道路などの整備による快適な移動環境の形成
地球温暖化・気候変動への対策
身近な公園・緑地
多様なニーズに応じた保育サービス
高齢者の生活支援、活躍の場
申請のデジタル化などによる多様なニーズに対応した窓口サービス
魅力的な景観の形成
障がい者の生活支援、活躍の場
希望にあった就労機会の提供
市民ニーズに対応する職員体制
ライフステージに応じた健康づくりへの支援
ライフスタイルに応じた働き方ができる市内の労働環境
県や近隣市町と連携した行政サービスの利便性
生涯を通じて学ぶことができる環境
市民・事業者・行政が連携・協力したまちづくり
まちの魅力の発信力（シティプロモーション）
まちづくりへ参加する機会
国内外の都市や市民との交流の機会
地域の医療体制
地域における防災への備え
火災・救急への対応
ごみの適正処理や減量化、資源化の取り組み
安心して子どもを産み育てることができる環境
心地よい住環境
児童・生徒の学力や人間性、健やかな体をはぐくむ学校教育
生活排水の適正処理
児童・生徒が安心して過ごすことができる学校の環境
子ども・若者が、地域のなかで安心して過ごすことができる環境
食中毒や感染症などへの対策
海岸や河川、里山のみどりと身近な生きものの保全
ともに見守り支え合う地域の体制
便利で居心地のよい都市拠点の形成
市内の店舗や企業の活発な事業活動
里山などの自然と住宅、商業、工業などの市街地がバランスよく配置されたまちの形成
地場の魅力的な農水産物
男女が対等な立場で協力し合う社会
公共施設の適正な管理運営
スポーツを気軽に楽しむことができる環境
互いを尊重し、多様性を認め合う社会
文化・芸術に触れることができる環境
地域資源を生かした観光振興
自治会などの地域コミュニティの主体的な活動
1.6
1.4
1.2
1.0
0.8
0.6
0.4
-0.2
-0.1
0.0
0.1
0.2
0.3
0.4
0.5
0.6
子育て・学校教育
地域経済・働く場
地域福祉・医療
生涯学習・文化
周辺の生活環境
安全・安心
都市づくり
行政経営

（Ｉ）市の魅力としての生涯学習・文化芸術

「茅ヶ崎市の魅力について」の設問では、本プランに関係する指標「歴史や伝統がある」の回答が令和3年度13．1%、令和6年度14．3%、「文化施設や文化的な催しが充実している」の回答が令和3年度6．9%、令和6年度9．3%と微増しています（図6）。年齢別の点数は図7のとおりです。

図6　茅ヶ崎市の「魅力」についての結果（21項目）

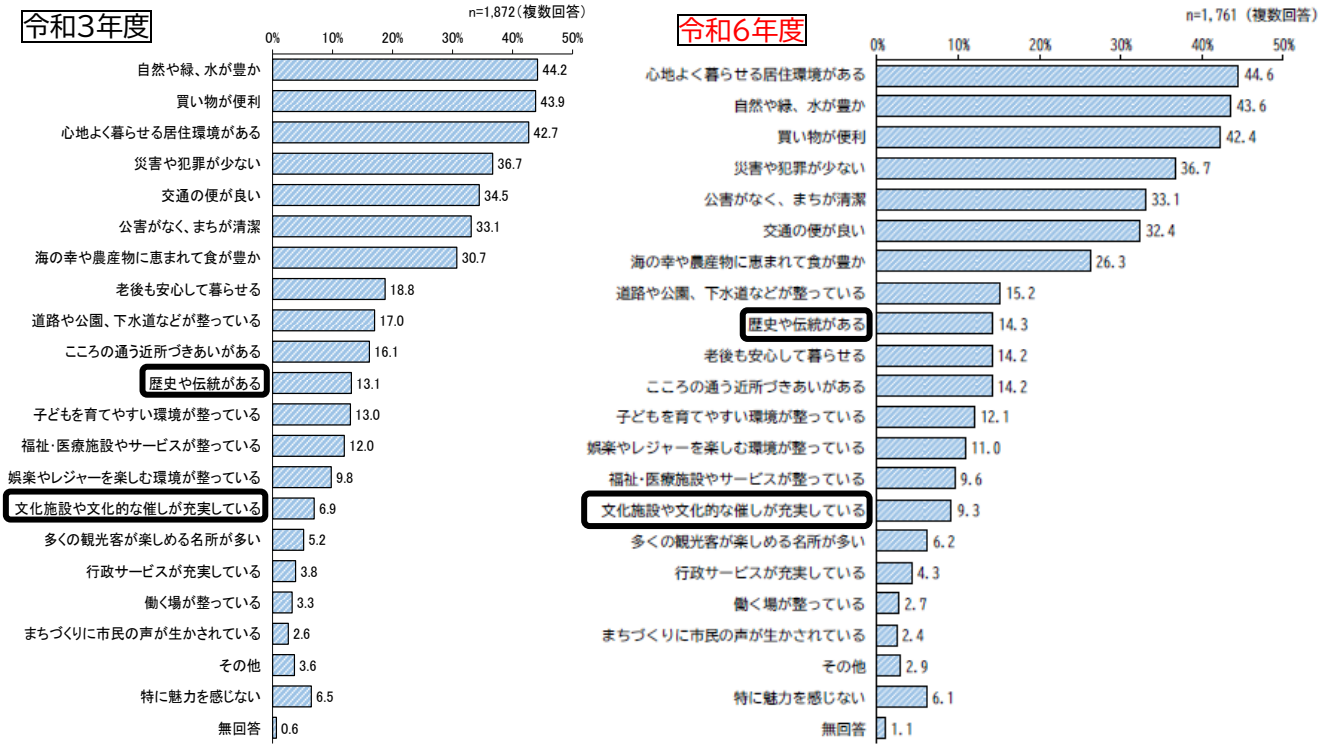


図7　生涯学習・文化芸術に関する項目の茅ヶ崎市の「魅力」についての結果（年齢別点数一覧）

令和３年度

		歴史や伝統がある	文化施設や文化的な催しが充実している
全体		13.1	6.9
年齢別	10歳代	9.2	4.6
	20歳代	8.8	7.4
	30歳代	8.7	4.6
	40歳代	12.5	5.5
	50歳代	12.4	6.6
	60歳代	17.6	4.7
	70歳代	14.1	10.1
	80歳以上	16.0	9.3

令和6年度

		歴史や伝統がある	文化施設や文化的な催しが充実している
全体		14.3	9.3
年齢別	10歳代	15.6	9.4
	20歳代	10.1	13.8
	30歳代	6.2	9.0
	40歳代	9.7	7.4
	50歳代	17.4	7.5
	60歳代	17.7	10.1
	70歳代	14.9	11.9
	80歳以上	19.2	8.2

イ　文化生涯学習に関するアンケート調査

本プランを策定するための基礎資料とすることを目的として、市民へのアンケート調査を令和8年度と令和5年度に実施しました。主な結果は次のとおりです。

令和8年度調査【実施期間：令和8（2026）年9月1日～9月30日　調査方法：茅ヶ崎市内に居住する市民等を対象にWebアンケートを実施　回答者405名（回答405名）

令和5年度調査【実施期間：令和5（2023）年6月15日～7月6日　調査方法：住民基本台帳により無作為抽出した茅ヶ崎市内に居住する満18歳以上の市民2，000人に郵送により調査票を配布　回答者：360名（紙回答247名、Web回答113名）】

（ｱ）【どのようなことがあれば自分が文化芸術の鑑賞に関心をもてると思いますか。】

令和8年度調査、令和5年度調査ともに「情報が入手しやすくなる」が最も多い回答となりました。次いで、令和8年度調査では「近所でたくさん催しが行われるようになる」、令和5年度調査では「今より時間的な余裕ができる」となっています。

★カッコ書きは令和5年度調査分

回答項目（複数回答可）	回答数	回答割合
1 情報が入手しやすくなる	301 (135)	25.4% (18.4%)
2 近所でたくさん催しが行われるようになる	242 (102)	20.4% (13.9%)
3 今より時間的な余裕ができる	142 (111)	12.0% (15.2%)
4 自分の地域のアーティストや作品、文化イベントが全国的、世界的に有名になる	109 (73)	9.2% (10.0%)
5 今より経済的な余裕ができる	107 (86)	9.0% (11.7%)
6 家族や親しい知人・友人に誘われる機会が増える	81 (43)	6.8% (5.9%)
7 バリアフリーや高齢者・障害者対応サービスが整っている施設や行事が充実する	66 (42)	5.6% (5.7%)
8 夜間にたくさん催しが行われるようになる	55 (20)	4.6% (2.7%)
9 小さな子どもを連れて行ける施設や行事が充実する	52 (70)	4.4% (9.5%)
10 関心がない・分からない	14 (37)	1.2% (5.1%)
その他	17 (14)	1.4% (1.9%)
合計	1,186 (733)	

その他の意見：「興味関心のある文化芸術がある」、「土日に開催される催しがある」など。

（ｲ）【どのようにしたら茅ヶ崎の歴史を広めることができると思いますか。】

令和8年度調査、令和5年度調査ともに「広報ちがさきでの周知」が最も多い回答となりました。次いで、令和8年度調査では「公共施設で開催する市史講座での啓発」、令和5年度調査で

は「資料等の展示事業」となっています。

★カッコ書きは令和5年度調査分

回答項目（複数回答可）	回答数	回答割合
1 広報ちがさきでの周知	233 (167)	25.5% (32.0%)
2 公共施設で開催する市史講座での啓発	206 (76)	22.6% (14.6%)
3 資料等の展示事業	147 (85)	16.1% (16.2%)
4 出前講座等の実施	136 (51)	14.9% (9.8%)
5 公共施設等での関係チラシの配布	117 (75)	12.8% (14.4%)
その他	73 (68)	8.0% (13%)
合計	912 (522)	

その他の意見：「SNSやLINEなどの活用」など。

(ｳ)【今より学習しやすくなるためには、今後どのような取り組みがあればいいと思いますか。】

令和8年度調査では「講座、講演会などの充実」、令和5年度調査では「施設（学習できる場・交流できる場）の充実」が最も多い回答となりました。次いで、令和8年度調査では「施設（学習できる場・交流できる場）の充実」、令和5年度調査では「学びたい人の交流の場の充実」となっています。

★カッコ書きは令和5年度調査分

回答項目（複数回答可）	回答数	回答割合
1 講座、講演会などの充実	263 (113)	23.2% (17.1%)
2 施設（学習できる場・交流できる場）の充実	248 (161)	21.9% (24.4%)
3 学びたい人の交流の場の充実	170 (121)	15.0% (18.3%)
4 会場の確保や広報等による市の活動支援	148 (87)	13.1% (13.2%)
5 学んだことを生かせる場の提供（講座の講師・ボランティア活動等）	133 (72)	11.7% (10.9%)
6 学習成果を活用した活動事例の紹介	85 (54)	7.5% (8.2%)
7 学習の成果を評価する取り組み（修了証の交付や単位の認定等）	62 (35)	5.5% (5.3%)
その他	24 (17)	2.1% (2.6%)
合計	1,133 (660)	

その他の意見：「オンラインを介した学ぶ機会がある」など。

ウ　市民討議会

市民討議会は、文教大学湘南総合研究所及び公益社団法人茅ヶ崎青年会議所と市の協定によって企画運営されている市民参加の方法の一つで、無作為抽出により選出された職業も年齢も異なる市民の意見を集約し、まちづくりに生かしていくものです。

「語りませんか？あなたの推しのチガサキカルチャー～地域で学び続けるワクワクを、話し合いと創造力（クリエイティビティ）で新発見～」をテーマとして、6つのグループに分かれて討議を行いました。 詳細は資料編3（2）市民討議会結果をご覧ください。

開催日時：令和5（2023）年8月20日（日）　参加者数：27名

【全体テーマ】
「語りませんか？あなたの推しのチガサキカルチャー～地域で学び続けるワクワクを、話し合いと創造力（クリエイティビティ）で新発見～」

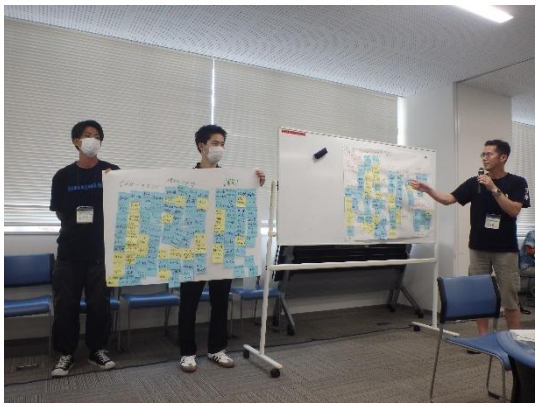
【個別テーマ】
①「あなたが考える文化・生涯学習とは」
（情報提供①）「茅ヶ崎の文化や生涯学習について」

②「チガサキカルチャーを生かした、茅ヶ崎のまちづくりを考える」
（情報提供②）「文化・生涯学習の活用アイディアについて」


討議の前に情報提供を行いました


盛り上がる討議


完成した模造紙


グループごとに思いを発表

3　前プランの振り返り

（1）平成24（2012）年度から令和2（2020）年度までの前プランの最終評価について

前プランの最終評価に当たっては、推進委員会における9年間の議論を踏まえ、「前プランが描いたビジョンを実現できたか」、「中間評価等で課題とされたことが解決できたか」、「解決できなかったならばその原因はどこにあるのか」、「優れた点として今後も伸ばしていくべきこと」等について捉え直し、論点を整理した上で総括的に議論し、行動目標・重点戦略ごとに課題を明らかにするとともに、今後の文化生涯学習施策の推進に向けた答申をとりまとめていただきました。推進委員会による最終評価は次のとおりです。

（2）行動目標の最終評価

行動目標	課題	提言
行動目標1 機会の提供	文化生涯学習事業をコーディネートしている部門がない。	茅ヶ崎市の得意領域や課題を明らかにして、多様な部署・機関・団体等が共有できるビジョンを設定し事業展開を図ることが重要である。
	市民が文化に触れる環境が整えられてきたことは評価できるが、周知方法や再訪に繋がる企画内容か。施設の回遊性はどうか等様々な視点で検証する必要がある。	施設に関連した講座を実施し、他施設と連携する等回遊性を持たせる仕組みを考える必要がある。 転入者向けに茅ヶ崎の歴史等を紹介する講座等を開催し、地域へ愛着を持ってもらう取り組みが今後求められる。
	様々な施設ができたが、所管が異なり分かりにくい。	施設の特性を活かした講座の実施等、施設の特色をアピールする仕組みが必要になってくる。
	まなびの場に参加している世代に偏りが見られる。未来を担う若者たちをいかに参加させるかが課題である。	既存の仕組みにとらわれている印象を受ける。市民がより文化芸術に親しみ、創造的な活動に繋げるためにも現代の文化芸術を取り入れた事業展開を考え、様々な手法を用いて市民の幅広い意見を聴取していくべきである。
行動目標2 人材の育成と活用及び支援	何のために人材の育成が必要かの視点が弱い。市民講師の人数や支援者向けの講座の回数が増えればいいわけではない。	この分野でどういう人材を育成していきたいか明確化したほうがよい。文化生涯学習のコーディネーターが必要ではないか。 施設ボランティアや生涯学習ボランティアの活動状況等もっと積極的に周知し、制度化を図るべき。
	文化生涯学習におけるボランティアの活用状況等、市民の活動状況が見えない。	講座の開催回数や満足度ではなくどれだけの市民がボランティアとして活動しているのか可視化していくべき。

	講師及び人材が固定化している傾向がある。新しい人を巻き込み、新しい人材が活躍しやすい状況を作ることを意識してほしい。	若い人たちが行政の制度を活用して、自分の活動範囲を広げられる仕組みが求められる。市も一体となり、より幅広い年齢層の市民・企業・団体等を巻き込み、新たな人材を取り込んで行く必要がある。 市内在住の人材の把握及び活用ができる仕組みについて検討を進めるべきである。 空き施設・空き家・空き店舗等を活用して、人材育成支援事業の拠点として活用するなど、新たな事業スキームを検討するべき。
行動目標3 拠点機能の整備	市内の様々な施設の違いが分かりにくく、特色が見えない。他の自治体では、施設の集約化・複合化が行われている事例もあるが、茅ヶ崎市では具体的な動きが見えない。	施設独自に事業展開するのではなく、施設の特色を生かした事業展開を戦略的に行う必要がある。施設の統廃合等も含めて、施設のあり方について長期的な視点で検討していくべきではないか。
	文化生涯学習活動は盛んになったと思える一方で、事業を施設が独自で実施する等、庁内連携が上手くできていない場面も多い。	施設間の連携について、コーディネーターとしての役割の部署がないと進まないと感じる。 庁内のみに留まらず企画段階で企業や市民を巻き込むような仕掛けが必要である。
	施設間のネットワークの話が、インターネット上の話と混同している。同じ行動目標にしたことにより、分かりにくい目標・指針になっている。	施設とネットワーク上の連携の話は分けて考えたほうがよい。施設の話では文化生涯学習事業と社会教育施設がいかに連携を図るかが重要になる。事務局に社会教育所管課の職員が入ることも検討してもよいのではないか。
	市民ギャラリーとハマミーナに設置されているまなびの窓口は、資料を集めても生涯学習全般を説明できる人がいないと機能しない。	まなびの窓口は、特定の場所ではなく、図書館等の市民がよく利用する施設を活用することも検討すべきではないか。引っ越してきた人向けに実施する等目的を持つことにより今とは違った展開が期待できる。
行動目標4 文化資源の有効活用	文化資源を保存・維持について相談・支援する場がないため、文化財が失われている。文化資源の重要性について市民へ説明していくべき。	市内の文化資源を整理し、毎年発信していくことが大切。文化施設の体系化を行い市民に分かりやすく発信していくべきである。 茅ヶ崎の文化資源を新たに発見・研究・発見するための意識醸成や制度設計に取り組んでほしい。

	市民参加による文化資源の調査・研究についてどのような企画・工夫を行っているのかが見えてこない。	市内には文化資源の他に観光資源・都市資源等様々な資源があるが活用しきれていない印象がある。文化資源とは何かカテゴリー分けし定義するとリストが出来ていく。こういったリストを活用しながら、他の資源といかに結び付けるかが大切になってくる。
行動目標5 連携・協働のしくみづくり	連携先がメリットを感じられるような仕組みを構築することが重要である。相手方から連携を求められるような仕組みを考えていく必要がある。	市民にインセンティブを与える仕掛けを作り、市民が喜んで受講するようになれば、連携したいという部署や機関、団体は増えるのではないか。例えば、「ちがさき市民大学」を受講したり、文化芸術活動に参画したりして、一定基準を満たした人を市長名で表彰する仕組みを作るなどが挙げられる。 庁内外を問わずもっと積極的に連携していくべき。他市町村との連携についても、もっとできるのではないか。
	市民に事業を任せていったほうが面白いことができるのではないか。	事業によっては、市民へ任せ、市民が責任を持って事業を実施できる仕組みを構築していくべきである。 交流サロンや子育て世代のための生涯学習交流サロン等を通して、様々な世代の声を聞く機会を作る必要がある。市内の大学等に声を掛けても良いのではないか。

（3） 重点戦略の最終評価

重点戦略	課題	提言
重点戦略1 「ちがさき学」を中心とした新たなちがさき市民大学の構築及び体系化	講座の整理をすることが目的化してしまった。整理をした上で描きたい未来のビジョンが必要だった。ビジョンがあって、ミッション・役割分担がある。	講座を行うことを目的とするのではなく、市民に何を学んでほしいかといった事を明確にした事業展開が必要である。 より高度な内容の講座の実施、連続講座の実施、講座の有料化等、様々な手法を用いた講座の実施が必要である。 様々なメニューや交流の場を作り、文化生涯学習事業を通じた様々な団体やボランティアが生まれてくる仕組み作りが必要である。

	文化・生涯学習・社会教育の概念や事業の縦割り整理に目が行き過ぎた。	文化資源の体系化を進め、「ちがさき学」のアウトラインを構築すべきである。 ちがさき市民の地域への愛着（お祭り・イベント・歴史・文化等）が深まる取り組みや市民の協力を得る視点を持つ事が重要である。
	事業スケジュールを計画的に作成し、年度内に何を行うのか見えるようにするべきだった。	なるべく早く年度内の事業計画について市民に分かりやすく示す必要がある。
重点戦略2 情報通信技術を用いた茅ヶ崎市文化資源のネットワークづくりの実現	情報技術の発達は著しく、視点としては必要だが長期的な展望をプランに記載することは困難な時代になった。	具体的な事は記載が難しいが、どのような形態になろうともこの分野にオンラインの活用は不可欠である。
	データの蓄積をする視点が足りない。ビックデータを蓄積していく仕組みがないと事業は続かない。	文化資源の地図やコンテンツを構築し、分かりやすく発信する仕組みが必要になる。
	専門的な業者等に委託しないと効果的なシステムは構築できない時代になっている。行政が行うには限界があるのではないか。	個人間の情報格差・情報リテラシーの格差について、配慮した専門システムの導入が必要。 時代の変化に併せて情報発信の仕方を考えていくべきであり、専門家に任せる分野である。
重点戦略3 幅広い市民のニーズに対応した文化生涯学習への連携協力体制	アウトリーチ事業を行うことが目的ではなく、今後クリエイティブな人材が地域に必要になっていくという視点を持った事業展開が必要。	すぐに成果が出る事業ではないが、未来の茅ヶ崎市のためには必要な事業であり、継続した取り組みが不可欠。子ども達の想像力を伸ばすような創造型事業も積極的に展開していくとよい。 市内にある企業を文化資源とみなして連携することや市民が創造活動に参加したくなるような魅力的な事業展開を行ってほしい。 文化生涯学習活動へ参加することが困難な市民に、いかに機会を提供していくかといった視点での取り組みが必要である。
	市内在住の制作活動に携わった作家や芸術家たちの活用が十分ではない。	人材データベースを作成できれば、学習の場とのマッチング等で活用できる。

4　プラン策定に当たっての課題

当面の間の推進方針に基づく事業展開及び進捗状況管理について、推進委員会の中で審議いただき、「これからの時代における文化生涯学習行政のあり方と持続可能なまちづくりに向けた成果活用について（答申）」をいただきました。

この答申及び前プランの最終評価から見えてきた本プランの策定に当たっての課題は次のとおりです。

（1）行動目標について

「文化生涯学習の担い手・主役は市民である」という考え方を基本とし、市民がより活動・活躍しやすくなる環境づくりに引き続き取り組むため、前プランの「行動目標」とそれに紐づく「施策の方向」の内容は継続していく必要があります。

継続に当たっては、次の課題を整理（(5)まとめ参照）した上で、本プランの各施策に引き継ぎ、その施策に基づく各取り組みを着実に実施していくこととします。

■行動目標1：機会の提供

- 市民が質の高い文化芸術を気軽に親しむことができ、自己の充実に向けた学習のきっかけとなる機会の提供、また、その意欲を維持し、創造などの活動に発展していくための機会の充実を図る必要があります。

- 施設の特性を生かした講座を実施するとともに、他の施設と連携するなどの回遊性を持たせる仕組みを検討する必要があります。また、若い年齢層の方々に参加してもらえるよう周知方法を工夫する必要があります。

■行動目標2：人材の育成と活用及び支援

- 市民の文化生涯学習活動を支援する人（以下「支援者」という。）の知識や指導力を高めるための講座や研修会を開催し、その成果を発揮する場を充実させることにより、支援者の育成を図る必要があります。

- 誰もが文化生涯学習活動の担い手となり、次世代へと伝えていくことができる環境をつくるとともに、文化に携わる人材を育成する環境の整備が求められます。

- 支援者を個人に限定するのではなく、茅ヶ崎市自治基本条例において市民として定められている学校や企業、各種団体などの関係者を積極的に活用することも必要です。

■行動目標3：拠点機能の整備

- 文化芸術や学びを通して、市民が自ら活動し活躍の場を広げていける環境を整備する必要があります。

- 各所で多様な文化生涯学習活動を行う多世代の市民や団体等が集い、交流できる機会や場を継続して提供することが重要です。

- 今まで接点のなかった多世代の市民や団体等が交流することにより、文化や技術の伝承が行われるなど、次世代の担い手の育成の取り組みを強化していくことが必要です。

- 施設間の連携を進めるため、コーディネーターとしての役割が必要です。

■行動目標4：文化資源の有効活用

- 文化資源の調査・研究、保存、維持・継承を図るとともに、市民が茅ヶ崎の文化資源に関する知識や理解を深め、新たな文化を創造できるよう、文化資源を活用した普及啓発活動を継続的に行う必要があります。

- 発掘・創造した文化を市民に広め、茅ヶ崎市民であることに誇りを持てるような取り組みを進める必要があります。

- 文化を広めるための広報に加えて、文化を新たに発見・発掘する意識を多くの市民が持つための情報を発信する必要があります。

■行動目標5：連携・協働のしくみづくり

- 文化生涯学習施策を展開する上では、個人、団体、学校、企業などとの連携・協働などの協力関係の構築は必要です。

- 茅ヶ崎市民とは、団体や学校、企業、その他コミュニティで活動する組織を含んでおり、それぞれが積極的に活動することで、支援者としての活躍の場も増えていくものと考えられます。

- 市と市民の連携・協働のみにとどまるのではなく、市内に存在する団体や学校、企業、その他コミュニティで活動する組織も連携や協働ができるような仕組みをつくる必要があります。

（2） 重点戦略について

重点戦略は、行動目標のすべてに関わるものとして、文化資源の維持・活用をもとに、市民をはじめとして学校や企業、団体に協力を得つつ、市民に文化に触れる機会や学ぶ機会を提供することを目指してきました。

前プランにおける戦略を進める中で見えてきた次の課題は整理（(5)まとめ参照）した上で、本プランの各施策に引き継ぎ、取り組んでいきます。

■重点戦略1：「ちがさき学※」を中心とした新たなちがさき市民大学の構築及び体系化

- 市に蓄積されてきた歴史や文化を学ぶ機会を提供し、市の内外に発信していく必要があります。講座の体系化については、市外や自宅での ICT（情報通信技術）を活用した講座受講等、多彩な学びの機会が提供されており、市で実施している講座の体系化を目的化せず、分かりやすくシンプルに整理・発信する必要があります。

- 多世代が意見交換できる場は、時代の変化に合わせて形式を変えながら提供していく必要があります。

■重点戦略2：情報通信技術を用いた茅ヶ崎市文化資源のネットワークづくりの実現

- 多くの文化資源の調査を実施しアーカイブ化して誰もが閲覧できる状態にすることに加えて、複数の資源の歴史的なつながりや、歴史を探訪する上で参考となるコース紹介などのコンテンツを構築し、分かりやすく発信する仕組みが必要になります。

■重点戦略3：幅広い市民のニーズに対応した文化生涯学習への連携協力体制

- アウトリーチ事業は、様々な理由により文化芸術に触れる機会が多くなかった市民に機会を提供することにつながり、人と人がふれあえるコミュニケーションの場としても重要であることから、今後も継続していく必要があります。

- まなびの市民講師についても制度が定着し、新たな講師による多世代に向けた新鮮なプログラムが生まれてきています。今後も幅広い世代へ制度を周知していくことが必要です。

（3）これからの時代の文化生涯学習を見据えた新たな施策

文化と学びは、人々の心に働きかける力を持つ欠かすことができない「大切なもの」の一つです。誰もが文化・芸術に触れることができる機会の充実を図り、いつでも知識や技術を習得できる学習の場や交流の機会の創出に取り組み続けていくことは、いつの時代も変わらない文化生涯学習施策の命題です。

一方で、これからの人口減少や少子高齢化を見据えた中で、文化芸術や生涯学習により生み出される様々な価値を持続可能なまちづくりに生かしていく大局的な視点をもち、文化芸術や生涯学習のみにとどまらず、観光や福祉、教育、その他の各関連分野に向けて働きかけるとともに、市民やNPO法人、企業等と協働し、新たな施策の可能性を切り拓いていくことが必要です。

このため、本プランでは、茅ヶ崎の強みである市内に点在する文化資源の力を未来に向かって再編成し、郷土愛と創造力にあふれた人材が育ち、集まり、学び合える環境をより充実させることで、文化的ブランドイメージを確立し、都市としての価値を高める新たな施策を打ち出します。

新たな施策により生み出された価値は、他の施策に還元することで、各施策を相互に充実・発展させていきます。

※ちがさき学：市が主催するまなび講座のメニューや企業、教育機関等との連携講座、市史講座など、既存の事業を生かし、市民が茅ヶ崎の歴史や文化を学ぶことができるメニューのことをいいます。

（4） 評価の仕組みについて

施策の評価は、「評価する目的（誰のため、何のための評価か）」「それにふさわしい指標は何か」「評価の結果をどう使うのか」を明確にし、次の点に留意しながら効果的な評価の仕組みを設計する必要があります。

- 当初の計画に沿って事業を実施したかを点検し、事業の報告をベースとした評価は、未来の予測が難しいこれからの時代において、必ずしも機能するとはいえません。施策及び事業の目的の達成度等（目指す方向性を見失っていないか、目的に向かって進んでいるか）の把握と、そこから抽出した課題に基づき施策・事業を改善し、質の向上を図り、次のステップにつながるものとする工夫が必要になります。

- 評価者が全ての事業を実際に見ることはできないため、特徴的な事業等を取り上げ、現場の職員がどんな目的で何をやったのか等、事業等の内容について評価者に説明する場をつくるとともに、評価者が実際に事業等を見る機会をつくり、内容を十分に理解した上で評価できる仕組みを検討する必要があります。併せて、現場スタッフ（学芸員等）の評価が反映される仕組みも検討する必要があります。

- 事業の参加者数などの定量的な数値指標による評価は、「参加者が少ないから事業の廃止も検討する」といった「事業仕分け」のような議論になる傾向がありました。 参加者数や収益などの定量的な指標や受益者負担の視点だけで評価するのではなく、独創的な取り組みや前例のない取り組み等が評価されるよう定性的な評価の仕組みも検討する必要があります。

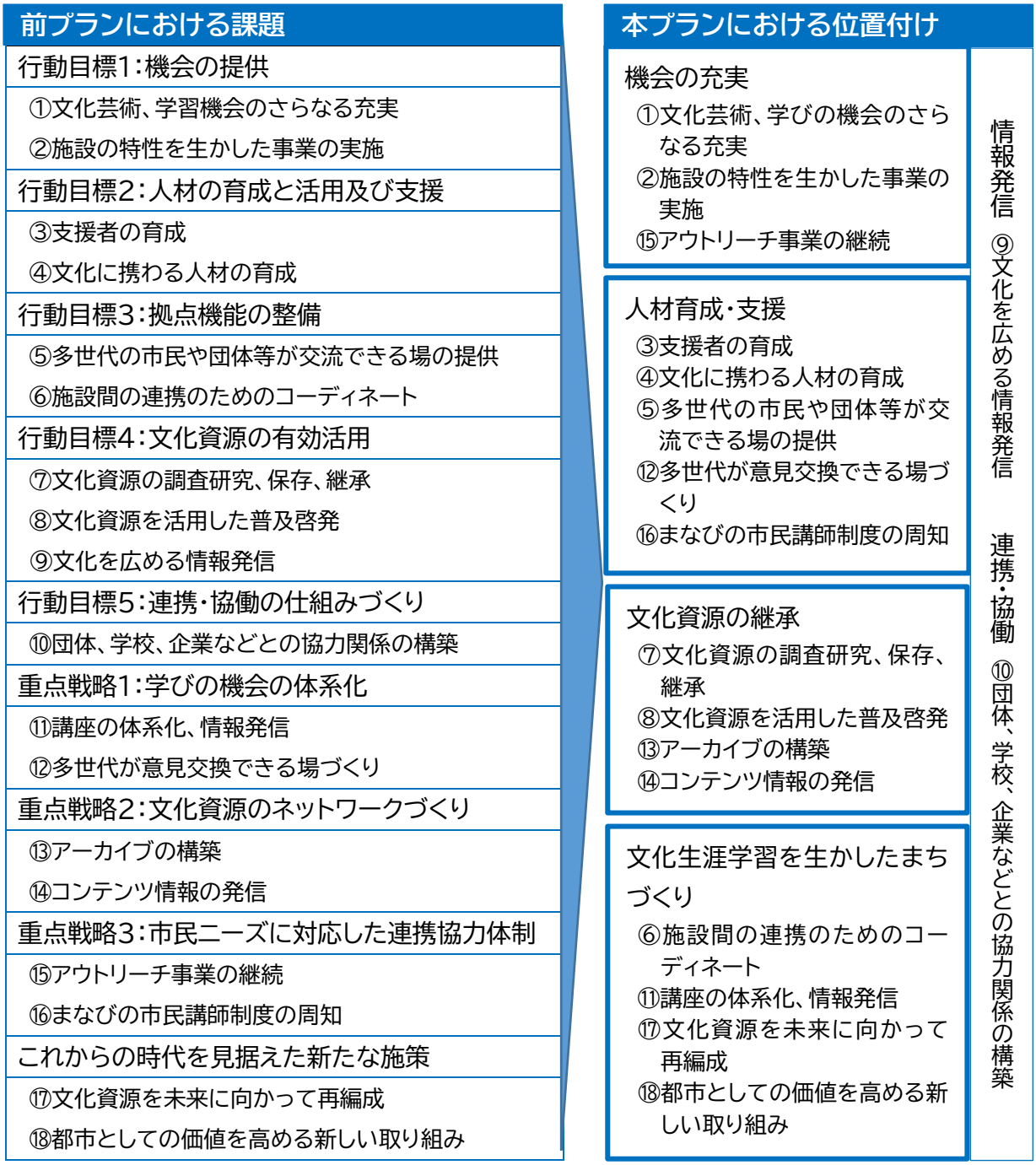
- 定性的な評価には、事業主催者や参加者へのアンケート調査など、客観的なデータも取り入れ、実施部門の主観的な評価に偏らないよう注意する必要があります。また、評価指標には、施策や事業がもたらす社会的変化（社会や地域にどういった影響をもたらしたか、どう定着したか）や、文化生涯学習活動への市民の意識・関心・満足度などを測れるものも検討する必要があります。

- 評価の結果により事業の廃止を検討する場合、事業の意義や必要性に加えて、今あるものをしっかり活用できているか、形を変えて未来につなげていくことができないかなど、様々な視点から十分に検証した上で慎重に検討する必要があります。

（5）まとめ

ア　行動目標・重点戦略・新たな施策について

（1）行動目標、（2）重点戦略、（3）これからの時代の文化生涯学習を見据えた新たな施策は次のように整理し、本プランの各施策に位置付けます。情報発信及び連携・協働については、全ての施策の共通認識として引き続き取り組みます。



イ　評価について

（4）の課題を踏まえ、評価指標には市民意識調査における市民の満足度を活用するとともに、各施策及び取り組みが社会情勢の変化に柔軟に対応できる評価を目指します。

【コラム④】 茅ヶ崎の文化の成り立ち　祭り・年中行事と茅ヶ崎

市民一人一人に記念日があるように、茅ヶ崎にも生活の節目の祭りや年中行事があります。

春の祭り大岡越前祭は、江戸の名奉行である大岡越前守忠相（おおおかえちぜんのかみただすけ）の遺徳を偲んで行われます。毎年4月中旬に開催され、初日は堤の大岡家の菩提寺・浄見寺（じょうけんじ）で墓前祭が行われます。法要が営まれ、焼香の煙は終日絶えることがありません。同時に開催される地場産の野菜などの直売も小出地域の活性化に寄与しています。

そもそも、大岡越前祭は、大正元（1912）年11月、忠相に従四位の官位が贈られたことに由来しています。子孫にあたる子爵・大岡忠綱が墓前に贈位の奉告を行い、それが契機となって翌年に「贈位祭（ぞういさい）」が挙行されました。大法要が行われ、講談、地元有志による奉納相撲、花火などで賑わいました。大正3（1914）年には「大岡越前守大祭」と名称を変えて続けられました。その後、大正12（1923）年の第11回まで継続しましたが、9月の関東大震災によって浄見寺が大きな被害を受けたために、翌年から中止されました。昭和6（1931）年に復興しますが、再度、戦争によって中止となりました。

その後、市民有志によって「全市を越前守一色に塗りつぶしたい」との計画が立てられ、昭和31（1956）年4月に復活第一回目の大岡祭が催されました。初日には墓前祭を行い、二日目には大名行列を中心にした行事として盛り上げられました。70年を経た今日も大岡越前祭（平成6年に改称）は続き、湘南の一つの風物詩となっています。

なお、浄見寺の大岡家一族墓所は、昭和36（1961）年2月に市内第一号の文化財に指定されました。同様に、浄見寺のオハツキイチョウ、寺林、銅造弁才天坐像（ざぞう）も県の天然記念物又は重要文化財に指定されました。

夏の祭り、浜降祭（はまおりさい）は7月の海の日のまだ明け切らぬ茅ヶ崎西浜海岸を祭場として、茅ヶ崎・寒川地域の神輿（みこし）40基ほどが集まり「どっこい、どっこい」のかけ声とともに砂浜を練り歩き、このうち数基の神輿は海に入るという勇壮な祭りです。


浜降祭

浜降祭の起源は明らかではありませんが、天保9（1838）年、相模川で行方不明になった寒川神社の神輿が南湖の漁師・孫七によって発見され、そのお礼参りとして寒川神社の神輿の渡御（とぎょ）が始められたとの伝承があります。しかし、浜之郷の記録に、鶴嶺八幡社の例祭で、古くから神輿を茅ヶ崎の海まで奉じて禊（みそ）ぎを行っていたという記述もあります。これらの由来があいまって、明治時代の初期に今日の祭りの姿が創られたものと考えられています。「茅ヶ崎海岸浜降祭」は昭和53（1978）年に県の無形民俗文化財に指定されました。

その他の地域の祭りとしては、1月中旬に地元の神社の境内などで行われる道祖神の火祭り「ドンド焼き」があります。幟（のぼり）を立て、正月のお飾りをたきあげ、三色の繭団子（まゆだんご）を焼き、無病息災、家内安全などを祈ります。幼児や小学生の参加も多く、後世に伝えられる数少ない祭りの一つといえます。都市化が進む地域では、農業や漁業に密着した祭りや年中行事が失われることが多くなっています。年中行事は地域の特徴を目の当たりに示してくれる精神的な文化遺産と言えるのでしょう。

第３章　プランが目指す姿・目標・施策

1　プランが目指す姿

文化芸術は、人々の創造性を育み、豊かな人間性を涵養※するとともに、人々の心のつながりを強め、心豊かで多様性と活力ある社会を形成する源泉です。新たな社会を構築するためには文化の創造が求められますが、生涯学習はその基盤となる重要な機能です。

本プランでは、目指す姿を次のとおり定め、文化芸術と生涯学習に関する施策を一体として進めることで、誰もがいつでも学べ、生きがいを持って自分らしく心豊かに暮らす文化生涯学習のまちの実現を目指すとともに総合計画の将来都市像の実現に寄与します。

目指す姿	**みんなが学び未来を創造する文化生涯学習のまち　ちがさき**

「みんなが」

茅ヶ崎の文化芸術・生涯学習の主役は市民です。文化生涯学習活動へ参加する市民が増える取り組みが進められているとともに、市民、事業者、市が相互に連携・協力し、各々できることを考え、役割分担をしながら取り組みを進めていることを示します。

「学び」

学習は創造性を発揮するための基盤であり、創造的であるためには、継続的な学習を行っていく必要があります。誰もが生涯にわたって、いつでも知識や技術を習得できるよう、様々な学習の場や多様な人が交流する環境が充実し、学んでいることを示します。

「未来を創造する」

未来を創造するには、様々な「知」が蓄積され、交換され、化学反応を起こすことが必要です。市民が茅ヶ崎の文化に関する知識や理解を深められるよう、地域の歴史や資源が継承されるとともに誰もが文化芸術に触れる環境が充実し、次世代育成の取り組みが進められていることを示します。

※涵養（かんよう）：水が自然に染み込むように、無理をしないでゆっくりと養い育てること。

2　プランの体系

本プランが目指す姿の実現に向け、3つの基本目標を定め、基本目標を達成するための4つの施策を位置付けます。

目指す姿

みんなが学び未来を創造する文化生涯学習のまち　ちがさき

基本目標	施策
基本目標1 誰もが文化芸術の鑑賞等ができる環境が充実している	**施策1　市民の文化芸術･学習機会の充実** 【施策の方向】 〇公演、展覧会等の鑑賞機会やワークショップ等の体験機会を提供し、市民が様々な文化芸術に触れる機会の充実を図ります。 〇誰もがいつでもどこでも参加することができる多種多様な学びの機会やその情報の提供の充実を図ります。 〇誰もが文化生涯学習活動に参加できる環境を整備するとともに、気軽に施設を訪れることができる環境を整備します。
基本目標2 生涯にわたって学べる環境が充実している	**施策2　未来を創る市民の育成と活動支援** 【施策の方向】 〇市民の文化生涯学習活動を支援する人（支援者）の育成を図り、誰もが活動の担い手となり次世代へ伝えていく環境をつくります。 〇市民の文化生涯学習活動や発表の場づくりを行うとともに、イベントの開催や広報等の支援を行います。 〇文化芸術を通した教育の充実を図るとともに、教育現場が子どもの成長に合った事業を展開できるよう支援します。
基本目標3 地域の歴史や資源が継承されている	**施策3　文化資源の継承** 【施策の方向】 〇茅ヶ崎の文化的特性について、学際的な視点で市民とともに調査･研究を行い、その価値を未来へ継承します。 〇茅ヶ崎にゆかりのある人物たちの業績や気質を調査･研究し、その人物の素顔や茅ヶ崎との関わりなどを広く市民と共有します。 〇誰もが文化資源を活用できる機会を提供し、学習や研究の活動を支援するとともに、その成果を発表する場を提供します。
	施策4　個性豊かで愛着あるまちづくり 【施策の方向】 〇茅ヶ崎の文化をさらに発展させていくため、創造力にあふれた人材が集まり、育つ環境づくりを進めます。 〇市内に点在する文化資源を生かし、市民それぞれに茅ヶ崎が愛着と誇りあるまちとなるよう地域の価値を高める取り組みを進めます。 〇教育、福祉、経済、まちづくりなどの他分野や市民活動団体や企業、学校等、様々な主体と連携･協働し、総合的な事業展開を図ります。

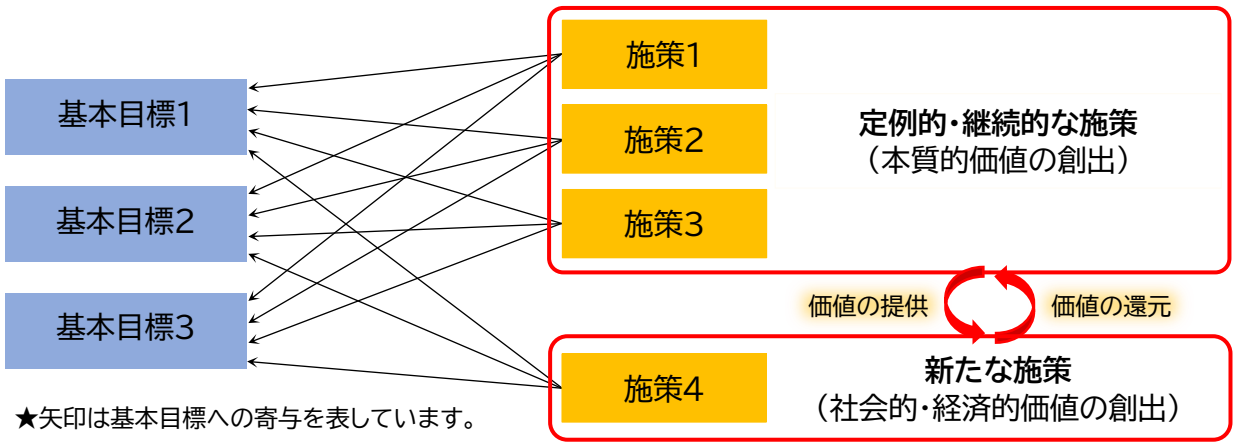
3　基本目標と基本目標達成のための施策

本プランでは、3つの基本目標を定め、基本目標を達成するための4つの施策を位置付けます。4つの施策は、その推進によってそれぞれ目標の達成に寄与します。

また、国の文化芸術推進基本計画によると、文化芸術は本質的価値※及び社会的・経済的価値※を有するとされています。

このため、定例的・継続的な施策（施策1～3）は、本質的価値を創り出すもの、新たな施策（施策4）は、社会的・経済的価値を創り出すものと位置付けます。

施策1～3の推進により生み出された価値は施策4に提供し、施策4の推進により生み出された価値は施策1～3に還元するサイクルを経ながら、基本目標の達成を目指していきます。



★矢印は基本目標への寄与を表しています。

基本目標１　誰もが文化芸術の鑑賞等ができる環境が充実している

文化芸術を創造し、享受することは人々の生まれながらの権利です。市民が年齢や障がいの有無、経済的な状況または居住する地域に関わらず、文化芸術を鑑賞し、参加し、創造することができる環境の充実を図ります。また、文化芸術により生み出される様々な価値を文化芸術の継承や発展、創造に活用することが重要です。文化芸術の固有の意義と価値を尊重し、観光やまちづくり、福祉、教育、産業、その他の各関連分野における施策と有機的に連携しながら、新たな価値の創出を図ります。

■基本目標の達成度を確認する指標

達成度の確認には市民意識調査※から得られる次の指標を活用します。

指　標	現状値	中間見直し時	目標値
「文化・芸術に触れることができる環境」について、「満足またはまあ満足」と答えた市民の割合	28.2%★ （令和3年度）	30.5%★ （令和6年度）	増加

★全政策分野の平均は３０．６％（令和３年度）、３１．７％（令和６年度）

基本目標２　生涯にわたって学べる環境が充実している

生涯学習は知識や技術等を身に付けるために人生の様々な段階に応じて継続的に必要となるものであり、個人の自己実現を図る上で重要な役割を果たすものです。そして、多様な年代や属性の他者とともに学ぶことでより豊かな学びにつながります。また、学び続けることで身に付けたことを生かして活躍できる環境整備も求められます。このため、誰もが生涯を通じて、いつでも知識や技術等を習得できるよう、様々な学習の場や多様な人が交流する機会の充実を図ります。

■基本目標の達成度を確認する指標

達成度の確認には市民意識調査から得られる次の指標を活用します。

指　標	現状値	中間見直し時	目標値
「生涯を通じて学ぶことができる環境」について、「満足またはまあ満足」と答えた市民の割合	23.1%★ （令和3年度）	23.4%★ （令和6年度）	増加

★全政策分野の平均は３０．６％（令和３年度）、３１．７％（令和６年度）

基本目標３　地域の歴史や資源が継承されている

文化芸術そのものの多様性と豊かさを維持し、継承、発展及び創造するため、地域の歴史や信仰等に根ざした文化や特色ある地域文化など、地域の特性に応じた文化芸術振興を図ることが求められています。また、未来を創造していくためには、市民が茅ヶ崎の文化資源に関する知識や理解を深めることが重要であるため、文化資源に関する調査研究を進めるとともに、文化資源の活用や公開の取り組みを進めていきます。

■基本目標の達成度を確認する指標

達成度の確認には市民意識調査から得られる次の指標を活用します。

指　標	現状値	中間見直し時	目標値
市の魅力として、「歴史や伝統がある」答えた市民の割合	13.1% （令和3年度）	14.3% （令和6年度）	増加

※本質的価値：国の計画では、「文化芸術は、豊かな人間性を涵養し、創造力と感性を育む等、人間が人間らしく生きるための糧となるものであること」「文化芸術は、国際化が進展する中にあって、個人の自己認識の基点となり、文化的な伝統を尊重する心を育てるものであること」とされています。

※社会的･経済的価値：国の計画では、「文化芸術は、他者と共感し合う心を通じて意思疎通を密なものとし、人間相互の理解を促進する等、個々人が共に生きる地域社会の基盤を形成するものであること」「文化芸術は、新たな需要や高い付加価値を生み出し、質の高い経済活動を実現するものであること」「文化芸術は、科学技術の発展と情報化の進展が目覚ましい現代社会において、人間尊重の価値観に基づく人類の真の発展に貢献するものであること」「文化芸術は、文化の多様性を維持し、世界平和の礎となるものであること」とされています。

※市民意識調査：市民の市政に対する満足度や重点を置くべき政策分野、市政やまちづくりに対する意見などを把握し、総合計画の進行管理のための基礎資料を作成することを目的とした調査のことです。（第2章　2(4)ア　市民意識調査参照）

施策1　市民の文化芸術・学習機会の充実

■施策の方向

〇公演、展覧会等の鑑賞機会やワークショップ等の体験機会を提供し、市民が様々な文化芸術に触れる機会の充実を図ります。

〇誰もがいつでもどこでも参加することができる多種多様な学びの機会やその情報の提供の充実を図ります。

〇誰もが文化生涯学習活動に参加できる環境を整備するとともに、気軽に施設を訪れることができる環境を整備します。

■主な取り組み

1 文化芸術の鑑賞・体験機会の充実



① 舞台公演、体験ワークショップ

市民文化会館を中心として、音楽や演劇、落語など幅広いジャンルの公演を開催します。また、体験型ワークショップなどを実施し、様々な文化芸術に触れる機会の充実を図ります。

② 美術作品を鑑賞できる展覧会

美術館を中心として、茅ヶ崎ゆかりの作家等による美術作品の展覧会を開催します。各展覧会では、展示作品を担当学芸員が解説するキュレータートークや展覧会の内容に合わせたワークショップなどを実施します。また、学校や地域の芸術団体と連携した展示などを実施し、美術に触れる機会の充実を図ります。

③ 伝統的な文化を体験できる講座



松籟庵を中心として、茶道や能楽を体験できる講座やワークショップなどを開催します。また、日本庭園を眺めながらお茶を楽しめる季節の茶席などを開催し、日本の伝統的な文化に触れる機会の充実を図ります。

2 学びの機会の充実

① 多様な主体による生涯学習講座

市職員が講師となり、市の取り組み等について学ぶことができる「市民まなび講座」や、まなびの市民講師の知識や技術等を生かした幅広い分野を学ぶことができる「まなびの市民講師自主企画講座」など、多様な学びの機会の充実を図ります。

また、大学や企業、NPO法人等と連携し、デジタル分野など、より専門的な特定の分野を学ぶことができる機会を提供します。

講座開催時等にアンケートを実施し、市民が求める分野の把握や、意見を参考にし、事業の展開をしていきます。

② 様々な手法による講座

生涯学習講座の開催に当たっては、従来の対面講座を希望する方々、対面では足を運べない方々、様々な場所から気軽に参加したい方々など、多様な人が参加・交流できるよう、従来からの対面型の講座やオンラインを活用した講座、それらを組み合わせたハイブリッド型の講座など、様々な手法を用います。

③ 様々な情報の提供

市民まなび講座、まなびの市民講師や生涯学習サークル一覧等を網羅した生涯学習ガイドブックの発行及びチラシ等を活用した電子版の周知をするとともに、市が実施する学びの情報を集約した生涯学習ポータルサイト※を運営するなど、様々な情報発信ツールを活用し、学びに関する情報提供の充実を図ります。

3 インクルーシブ※な事業展開・施設運営

① アウトリーチ※事業

文化芸術に触れる機会の少ない方や様々な事情で施設まで足を運べない方々に生の文化芸術を届けることを目的として、福祉施設や人が集まる場所などへのアウトリーチ事業を実施します。



② 市民の特性やニーズに応える多様な場の提供

子育て中の保護者の息抜きの場や新たな仲間づくりの場、交流の場となる事業や子どもの居場所の確保を目的とした事業など、市民のニーズに応える多様な場を提供します。

③ 多様な人が活動に参加できる環境の整備

障がい者、ジェンダー※、世代等を問わず、様々な背景を持つ方々が文化生涯学習活動に参加し、体験できる機会を提供します。

また、施設における合理的配慮※の実現に向け、障がいの特性に配慮した情報保障（日本語字幕、手話通訳、音声ガイド等）の充実や物理的なバリアへの対応など、施設のバリアフリー化を進めます。

※ポータルサイト：インターネットにアクセスするときの入口となるウェブサイトのことをいいます。ここでは文化生涯学習活動を探すためのウェブサイトを指しています。

※インクルーシブ（inclusive）：包摂（ほうせつ）的な、全てを包み込むという意味です。エクスクルーシブ（exclusive：「排除的な、排他的な」）の反対の概念であり、様々な背景を持つあらゆる人が排除されない状態を指しています。

※アウトリーチ：本来の意味は「手を伸ばすこと」です。本プランでは、日頃、文化芸術や生涯学習に触れる機会が少ない市民に対して、主に施設外での事業の実施や出前講座等の働きかけを行う活動を意味しています。

※ジェンダー：生物学的な性別ではなく、社会的・文化的に作られた性別のことです

※合理的配慮：障がいのある方々の人権が、障がいのない方々と同じように保障されるとともに、教育や就業、その他社会生活において平等に参加できるよう、それぞれの障がい特性や困りごとに合わせて行われる配慮のことです。令和3（2021）年6月、行政・学校・企業などの事業者に対して提供を義務付けられました。

施策2　未来を創る市民の育成と活動支援

■施策の方向

〇市民の文化生涯学習活動を支援する人（支援者）の育成を図り、誰もが活動の担い手となり次世代へ伝えていく環境をつくります。

〇市民の文化生涯学習活動や発表の場づくりを行うとともに、イベントの開催や広報等の支援を行います。

〇文化芸術を通した教育の充実を図るとともに、教育現場が子どもの成長に合った事業を展開できるよう支援します。

■主な取り組み

1 支援者の開拓と育成

① 支援者の開拓

様々な学習分野に対応できる人材バンク「まなびの市民講師制度※」について積極的に周知を図り、学びの受け手だけでなく担い手として活躍したい市民のニーズを引き出し、支援者の新規登録を促します。



まなびの市民講師講座

② 支援者の育成

まなびの市民講師をはじめとする支援者の講座スキルを向上させるため、多様なセミナーを実施します。さらに、数多くの講座ブースを設ける「学びフェスタ」を開催するなど、講師経験の場を提供し育成を図ります。

2 市民活動の支援

① 活動や発表の場づくり

市民が自発的に行う文化生涯学習活動（創作、練習、稽古、発表、講座の開催等）を支援するため、各施設の役割（第4章 1 (1)③市の役割参照）のもと、特性を生かした施設運営を行います。

② 文化芸術に関するイベント

市民の文化芸術活動の発表と交流の場を提供することを目的としたイベントを開催することで、子どもを含む幅広い世代が日頃の活動を発表し、交流できる環境をつくります。

また、イベントの開催に当たっては、文化芸術活動を行う様々な団体と連携します。



③ まなびの窓口の運用

ハマミーナまなびプラザ等に「まなびの窓口」を設置し、学習相談を受け付けている教育委員会の各公民館とも連携しながら、市で実施されている多様な文化芸術・生涯学習事業等に関する情報提供や、市民活動団体※・サークルの紹介等、市民それぞれが求める学びにつながるサポートをします。

④ 広報等の支援

市内で開催される文化芸術・生涯学習に関する催しや市民活動団体等の活動情報など、市民が文化生涯学習活動を行う際に必要とする情報を広報紙やホームページ、SNS など様々な媒体を使って提供します。

3 教育の支援

① 学校等における文化芸術鑑賞・体験機会の提供

文化芸術を通して子どもたちの豊かな創造性や感受性が育まれるよう、音楽や演劇、ダンス、伝統芸能、美術等、様々な分野の鑑賞・体験機会を提供します。

また、教員等を対象とする事業を実施することで、授業等における鑑賞・体験機会の効果的な活用方法等を共有し、文化芸術による教育のさらなる充実を図ります。



② 教育現場で活用できる学びの機会の提供

子どもたちに多様な学びの機会を提供するため、市職員が講師となり、市の取り組み等について学ぶことができる「市民まなび講座」等について、小中学校など教育現場での活用の検討を進めます。

③ 子どもたちが継続的に文化芸術活動に親しむことができる環境の整備

文化庁が策定した「学校部活動及び地域クラブ活動の在り方等に関する総合的なガイドライン」を踏まえ、学校部活動の適正な運営や効率的・効果的な活動の在り方とともに、子どもたちが参加することができる地域の芸術文化活動の場を創出するために必要な対応について、教育委員会と連携を図りながら検討を進めます。

※まなびの市民講師制度：市では、様々な分野において豊富な経験や資格をお持ちの方や専門的な知識や技術をお持ちの方に生涯学習における身近な支援者「まなびの市民講師」として登録しています。登録分野は「家庭生活・趣味」、「教育・育児」、「自然・環境」、「文化・芸術」「健康・スポーツ」など多岐にわたっています。

※市民活動団体：市民活動を行うものを示し、市民や事業者を含みます。また、団体として組織的に市民活動を行うものを「市民活動団体」としています。

施策3　文化資源の継承

■施策の方向

〇茅ヶ崎の文化的特性について、学際的※な視点で市民とともに調査・研究を行い、その価値を未来へ継承します。

〇茅ヶ崎にゆかりのある人物たちの業績や気質を調査・研究し、その人物の素顔や茅ヶ崎との関わりなどを広く市民と共有します。

〇誰もが文化資源を活用できる機会を提供し、学習や研究の活動を支援するとともに、その成果を発表する場を提供します。

■主な取り組み

1 文化資源の調査・研究、保存、維持・継承

① 歴史資料の収集、整理、保存

市民共有の知的資源である特定歴史公文書等※、その他歴史的な資料を収集し、茅ヶ崎の歴史を次の世代へ継承していきます。また、市史編さん事業で蓄積した研究成果を分かりやすく、より多くの方々へ還元するため、編集・刊行している「ヒストリアちがさき」や全国的にも歴史的価値が高い日記等を翻刻※し、発行している「茅ヶ崎市史史料集」をはじめとした市史刊行物を作成するなど、専門家とも連携しながら茅ヶ崎の貴重な歴史的資料の収集、整理、保存を行います。

② 美術品の収集、調査研究

茅ヶ崎の歴史・風土等を反映した特色ある郷土美術の発展に資するため、茅ヶ崎にゆかりの深い美術家の作品や茅ヶ崎を題材とした作品等を中心として体系的な収集活動や調査研究を行い、後世に継承します。

③ 茅ヶ崎ゆかりの人物の調査研究

茅ヶ崎の貴重な文化資源である「人」に焦点を当てた調査、研究、収集、整理、保存を市民とともに進めます。コロナ禍により様々な事業が休止になる中で、少人数かつオンラインでできる事業としてスタートした「ゆかりラボ」事業については終了しますが、今後は専門家を講師に招き、ゆかりの人物に焦点を当てたワークショップや勉強会、講演会を開催することで、ゆかりの人物たちがどのように茅ヶ崎を愛し、文化を創造してきたかを調査し、未来を創るヒントを学んでいきます。

2 文化資源の活用・公開

① 歴史資料に関する研究成果の公開

収集した特定歴史公文書等は整理するとともに、現在所蔵している資料を含め適切に保管し、市民がこれらの資料を利用できるよう目録の公表を進め、専門家による研究成果を広く市民に公開、共有します。

② 資料を活用した普及啓発

市史編さん事業の成果を知っていただくため、「ヒストリアちがさき」や、一つのテーマを採り上げて読みやすい文章でまとめた「茅ヶ崎市史ブックレット」を活用した講座等を開催するなど、多くの人々に茅ヶ崎の歴史を知っていただく機会を創出します。また、歴史資料の利用促進のため、展示等の周知活動を行います。

③ 茅ヶ崎ゆかりの人物に関わる研究結果の公開

茅ヶ崎ゆかりの人物館では、茅ヶ崎ゆかりの人物や作品を通して、様々な考え方や生き方、地域の歴史や風土についての知識を深め、茅ヶ崎への愛着や誇りを育みます。

また、開高健記念館では、芥川賞受賞作家である開高健が愛用した品々や執筆した作品、行動する作家と呼ばれた開高のルポルタージュ※や取材の跡から、世界観、功績などを紹介し、後世に継承していくとともに、市民が文学に触れる機会を創出します。



開高健（1970 年夏）

④ 現存する文化資源の利活用

茅ヶ崎の文化的発展の足跡を示す現存する資源等の利活用に努めます。旧南湖院第一病舎は、明治期から昭和20（1945）年頃まで結核療養所として使用されました。同施設を保存・継承するため、「旧南湖院第一病舎等利活用基本方針」に基づき、維持・管理に向けた事業を進めます。

また、当時の資料も多く残されているため、これらの資料を保存、公開、展示できるよう整備します。



旧南湖院第一病舎

⑤ デジタルアーカイブ※の公開

市史に関する資料や美術館における収集活動及びそれらの調査研究の成果を後世に継承するため、資料や記録等のデジタルアーカイブ化を行います。また、デジタルアーカイブについては、市史編さん、美術館、博物館、図書館等が所蔵する資料や調査研究の成果等を集約することで、市民が各施設の資料等を横断的に活用できる知的基盤として運用を図ります。

（茅ヶ崎市博物館の文化資源の継承に関する機能）

市博物館は、茅ヶ崎の自然・歴史・文化に関する資料の収集・保管、専門的な調査研究、展示・教育普及等を通じて、地域の文化資源を体系的に将来世代へ継承する機能を担っています。

※学際的：学問や研究が複数の異なる範囲や領域にまたがっていることを指します。
※特定歴史公文書等：歴史資料として重要な文書であって市民共有の知的資源として永久保存する文書のことで、寄贈、寄託文書を含みます。
※翻刻（ほんこく）：すでにある本や原稿を木版や活版で新たに起こし刊行することです。

※ルポルタージュ：事件や社会問題などを綿密に取材して事実を客観的に叙述する文学のジャンルの一つです。報告文学や記録文学とも呼ばれます。
※デジタルアーカイブ：文書や文化資源などを電子データの形で長期的に保管する記録方式のことです。

施策4　個性豊かで愛着あるまちづくり

■施策の方向

〇茅ヶ崎の文化をさらに発展させていくため、創造力にあふれた人材が集まり、育つ環境づくりを進めます。

〇市内に点在する文化資源を生かし、市民それぞれに茅ヶ崎が愛着と誇りあるまちとなるよう地域の価値を高める取り組みを進めます。

〇教育、福祉、経済、まちづくりなどの他分野や市民活動団体や企業、学校等、様々な主体と連携・協働※し、総合的な事業展開を図ります。

■主な取り組み

1 クリエイター※が集まり、育つまち「クリエイターシティ・チガサキ」の形成

① クリエイターが集まる場の創出

明治から大正期の旧南湖院第一病舎には多彩な表現者が訪れました。その歴史の上に立ち、次世代のまちの原動力となる「ひと」が集い、未来を志向し、新しい価値を生み出す場として、登録有形文化財である旧南湖院第一病舎や文化生涯学習活動の拠点となる施設をクリエイターが集まり、創作活動や展示発表、ワークショップなどの拠点として使用できる場として活用します。

② 次世代のクリエイターが育つ環境づくり

文化芸術に関するイベントやワークショップ、講座等を開催することで、子どもたちを中心に幅広い世代にクリエイティブな職業や活動に興味を持っていただくとともに、次世代のクリエイターの育成や発掘につなげます。また、各施設や文化資源と連携し、クリエイターの活動を支援するとともに、市民が文化芸術に関わる機会を創り出すことで、市内各所に新たなアイディアが生まれる創造的な環境をつくります。

③ 創造都市の推進

文化・芸術の持つ創造性を、観光やまちづくり、国際交流、福祉、教育、産業、その他の関連分野に活用することで、本市の文化的ブランドイメージの確立や都市としての価値の向上、さらには移住・定住や地域活性化につなげます。

2 文化資源を生かしたまちの価値の向上

① 新たな価値を生みだす文化資源の活用

茅ヶ崎の文化的な特性を示す文化資源を活用することで、市民の文化資源に対する知識や理解が深まり市民の茅ヶ崎への愛着の醸成につなげるため、国登録有形文化財である「旧南湖院第一病舎」や「藤間家住宅主屋」、「旧氷室家住宅主屋」をはじめとする文化資源を調査し、保存や

公開、新たな利活用に向けた取り組みを進めます。

② 様々な資源とつながる取り組みの展開

文化資源だけでなく、市内に存在する様々な資源とつながる取り組みを進め、その魅力を発信することで地域の価値を高め、観光の促進など、まちの活性化に寄与します。

3 様々な分野・実施主体との連携による総合的な事業展開

① 生涯学習事業のコーディネート

多様な主体が行う生涯学習に関する事業の情報を収集・管理し、各事業のコラボレーションを促したり、事業内容を調整したりすることで、効率的かつ体系的な事業展開ができるよう生涯学習事業のコーディネートを行います。また、生涯学習ポータルサイトに事業の情報を集約するとともに、一体的に情報を発信することで、市民が、求める学びにつながりやすい環境をつくり、市民の学びの機会の充実を図ります。

② 地域の賑わいの創出

ハマミーナまなびプラザを会場に、まなびの市民講師の多様な講座を提供する「学びフェスタ」、NPO法人が様々な発表や体験の場を提供する「あそびフェスタ」、商業施設事業者が地域密着型のイベントを開催する「BRANCHフェスタ」を合同で「しろやまフェスタ」として開催し、地域の賑わいを創出するとともに様々な学び・体験の機会を提供します。



学びフェスタ（まなびの市民講師講座）

③ 国内外の都市との交流

姉妹都市のホノルル市・郡との国際親善を図ることを目的とした青少年交流やイベントを通じた民間ベースでの交流、美術館同士の交流による異なる文化や歴史の調査研究、ゆかりのまち岡崎市及び友好都市佐久市との青少年による交流との青少年による交流など、国内外の都市との様々な交流を通して、双方の歴史、文化等を享受し学び合うことで、地域文化の発展に寄与します。



ホノルルフェスティバルの様子

※協働：茅ヶ崎市市民活動推進条例第2条で「協働とは、市、市民活動を行うもの、市民及び事業者が共通する目的の実現に向けて、それぞれの果たすべき役割と責任を理解し、互いの特性を生かして協力し行動することをいう。」と規定されており、協働の実施形態には、「委託」、「指定管理者」、「事業協力」、「実行委員会」、「共催」、「補助」、「後援」などが挙げられています。

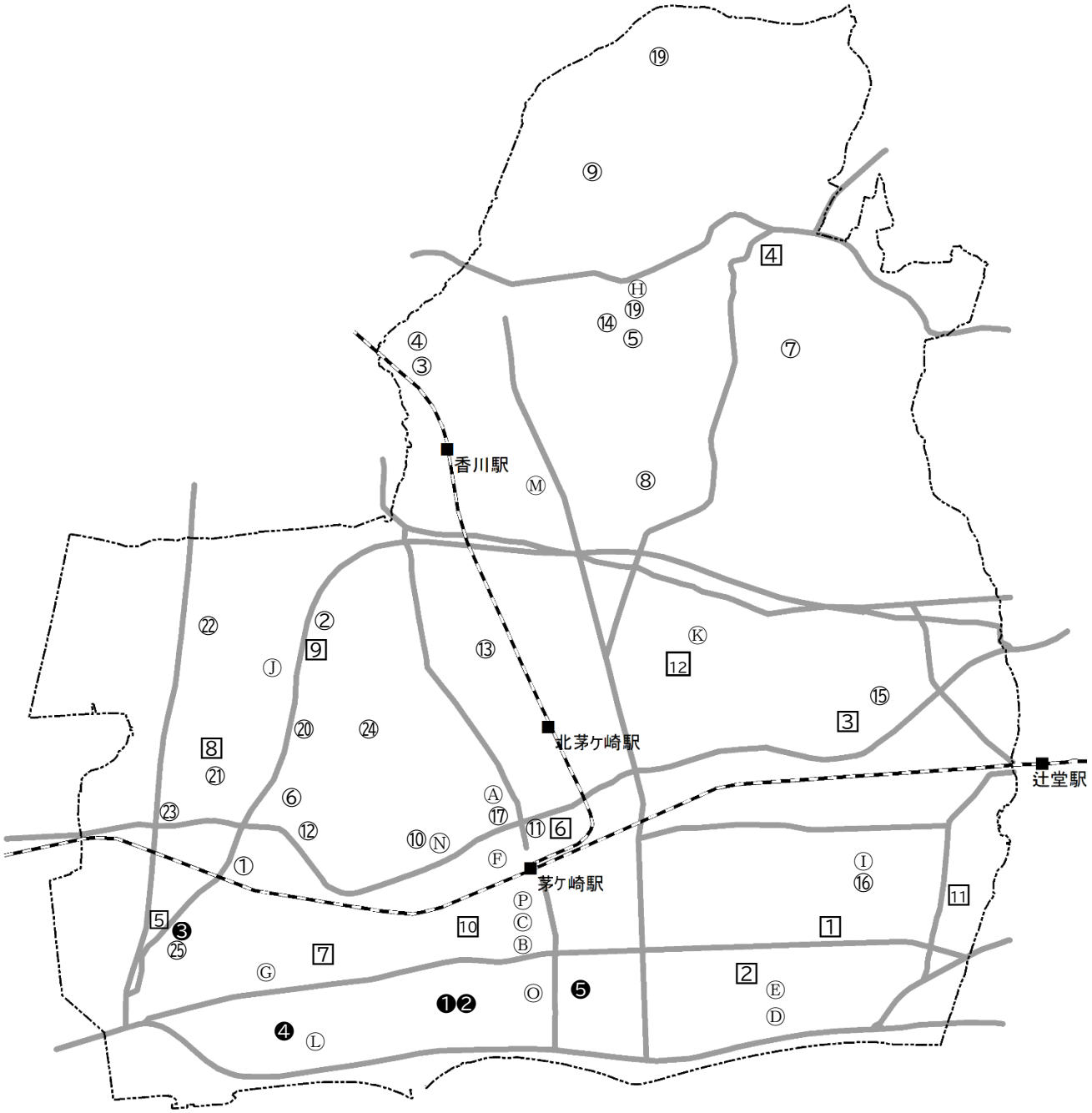
※クリエイター：造物主、創造的な仕事をしている人、創造者、創作家のことで、小説家、詩人、映画監督、作詞家・作曲家、美術家、建築家、デザイナー、アニメ作家などを指します。

【コラム⑤】 文化生涯学習活動拠点と文化財

市民の文化生涯学習活動の拠点として、市民文化会館、美術館、茅ヶ崎ゆかりの人物館、ハマミーナまなびプラザ等の施設の整備が行われてきました。このほか、博物館、公民館等と連携し、本プランの推進を図ります。

国登録有形文化財としては、5件登録されています。指定文化財としては、国指定5件、県指定9件、市指定31件の計45件の文化財が指定されています。（令和8（2026）年4月現在）

これらは管理者や地域住民らによって保護され、大切に後世へと伝承されています。



文化推進課所管施設

地図上記号	施設名称
Ⓐ	茅ヶ崎市民文化会館
Ⓑ	茶室･書院松籟
Ⓒ	茅ヶ崎市美術館
Ⓓ	開高健記念館
Ⓔ	茅ヶ崎ゆかりの人物館
Ⓕ	茅ヶ崎市民ギャラリー
Ⓖ	茅ヶ崎市ハマミーナまなびプラザ

教育委員会所管施設

地図上記号	施設名称
Ⓗ	茅ヶ崎市博物館
Ⓘ	小和田公民館
Ⓙ	鶴嶺公民館
Ⓚ	松林公民館
Ⓛ	南湖公民館
Ⓜ	香川公民館 茅ヶ崎市立図書館香川分館
Ⓝ	青少年会館
Ⓞ	茅ヶ崎公園体験学習センター うみかぜテラス
Ⓟ	茅ヶ崎市立図書館

地域集会施設

地図上記号	施設名称
1	浜須賀会館
2	海岸地区コミュニティセンター
3	小和田地区コミュニティセンター
4	小出地区コミュニティセンター
5	コミュニティセンター湘南
6	茅ヶ崎地区コミュニティセンター
7	南湖会館
8	鶴嶺西コミュニティセンター
9	鶴嶺東コミュニティセンター
10	高砂コミュニティセンター
11	松浪コミュニティセンター
12	松林コミュニティセンター

国登録有形文化財

地図上記号	文化財名称
❶	茅ヶ崎館中二階棟
❷	茅ヶ崎館広間棟
❸	藤間家住宅主屋
❹	旧南湖院第一病舎
❺	旧氷室家住宅主屋

指定文化財
《国指定》５件

件数	地図上記号	文化財名称
1,2	①	旧相模川橋脚
3	②	宝生寺の銅造阿弥陀三尊立像
4	③	下寺尾官衙遺跡群
5	④	下寺尾西方遺跡

《県指定》９件

件数	地図上記号	文化財名称
1	⑤	浄見寺のオハツキイチョウ
2	⑤	浄見寺の銅造弁才天坐像
3	⑤	浄見寺の寺林
4	⑥	鶴嶺八幡のイチョウ
5	⑦	堤貝塚
6	⑧	八幡大神の庚申塔
7	⑨	金山神社の庚申塔
8	⑩	神明宮の庚申塔
9	—	茅ヶ崎海岸浜降祭

《市指定》31 件

件数	地図上記号	文化財名称
1	⑤	浄見寺の大岡家一族墓所
2	⑦	堤貝塚
3	⑪	茅ヶ崎一里塚
4,5	⑫	鶴嶺八幡宮参道及び松並木
6	⑬	輪光寺の庚申塔
7	⑭	民俗資料館(旧三橋家住宅)
8	⑮	上正寺の木造聖徳太子立像
9	⑮	上正寺の旧寛永寺石燈籠
10	⑯	小和田公民館の旧寛永寺石燈籠
11 ～ 14	⑰	市役所前庭の旧寛永寺石燈籠
15	⑱	民俗資料館(旧和田家住宅)
16	⑲	腰掛神社の樹叢
17	⑳	龍前院の五輪塔十基
18	⑳	龍前院の庚申塔
19	⑳	龍前院の梵鐘
20	㉑	上国寺の木造日蓮坐像
21	㉒	常顕寺の木造日蓮坐像
22	㉓	信隆寺の木造日蓮坐像
23	㉔	本社宮の庚申
24	㉕	藤間家(近世商家)屋敷跡
25	—	圓藏祭囃子
26	—	柳島エンコロ節
27	—	南湖麦打唄
28	—	芹沢焼米搗唄
29	—	堤貝塚出土の深鉢形土器
30	—	本村居村遺跡出土木簡(６点)
31	—	東川斎桂山筆　源為朝図

様々な連携先との事業開催状況について

本プラン策定後の令和6年度以降において、市と様々な連携先が開催した事業について紹介します。

年度	事業名	事業内容	連携先
6	ゆかりの人物館企画展「茅ヶ崎純水館物語」関連イベント	ゆかりの人物館企画展「茅ヶ崎純水館物語」関連イベントを、茅ヶ崎公園体験学習センターうみかぜテラスを会場に開催しました。	茅ヶ崎公園体験学習センターうみかぜテラス
6・7	クリエイター養成講座	※2を参照	茅ヶ崎市立図書館
6・7	南湖院講座	南湖院にゆかりのある人物等を取り上げる講座を茅ヶ崎太陽の郷を会場に開催しました。	茅ヶ崎太陽の郷
6・7・8	市史写真展	令和6年度は、昔の写真＆特定歴史公文書等展「茅ヶ崎市内3駅とその周辺いまむかし」を市役所及び茅ヶ崎市博物館を会場に開催しました。 令和7年度は、ラスカ茅ヶ崎開業40周年記念×昔の写真展「写真で綴るあの日のちがさき」を市役所及びラスカ茅ヶ崎を会場に開催しました。 令和８年度は、市史写真・特定歴史公文書等展「ちがさきの今昔」をイオン茅ヶ崎中央店を会場に開催しました。	茅ヶ崎市博物館 ラスカ茅ヶ崎 イオン茅ヶ崎中央店
6・7	市民展示	商業施設等に展示場所を提供いただき、「文化生涯学習活動の推進」と「地域経済の活性化」の相乗効果を狙い、市民の作品展示会を開催しました。	ラスカ茅ヶ崎 そよら湘南茅ヶ崎 三菱 UFJ 銀行茅ヶ崎支店
6・7・8	しろやまフェスタ	まなびの市民講師の多様な講座を提供する「学びフェスタ」、NPO法人が様々な発表や体験の場を提供する「あそびフェスタ」、商業施設事業者が地域密着型のイベントを開催する「BRANCHフェスタ」を合同で開催。	大和リース株式会社 特定非営利活動法人まちづくりスポットちがさき
6・7・8	文教大学出張講座ドローン飛行プログラミングを体験しよう！	文教大学と市との包括連携協定に基づき、文教大学を招き、教育委員会青少年会館と協働で講座を開催しました。	文教大学 青少年会館
7	太平洋戦争開戦の日講座	戦後80年の節目の年にちなみ太平洋戦争開戦から朝鮮戦争終結までの茅ヶ崎についての講座を市役所及び茅ヶ崎市博物館を会場に開催しました。	茅ヶ崎市博物館
7	生涯学習講座：浮世絵に刻まれた湘南の風景と物語	※1を参照	コミュニティセンター湘南 旧藤間家住宅
8	絵本がつなぐ国際芸術文化交流	※2を参照	茅ヶ崎市立図書館

※1　コミュニティセンター湘南及び旧藤間家住宅との連携

・　生涯学習講座として、コミュニティセンター湘南を会場として、湘南の浮世絵について学び、その後、旧藤間家住宅に移動し、展示されている浮世絵のレプリカを鑑賞したり、旧藤間家住宅の歴史に関する話を聞いたりする機会を提供しました。





※2　茅ヶ崎市立図書館との連携

・「クリエイター養成講座」として、茅ヶ崎市立図書館本館を会場に茅ヶ崎ゆかりの作家を招いた講演会やワークショップを開催しました。







・「絵本がつなぐ国際芸術文化交流」イベントとして、インドネシア大学を招いたイベントを茅ヶ崎市立図書館本館にて開催しました。当日は、茅ヶ崎市立図書館の職員によるインドネシアで出版されている絵本の読み聞かせや、インドネシアの伝統的な布や食文化の紹介、昔遊び体験などのワークショップが行われました。





【コラム⑥】 南湖院から生まれた文化

明治 32(1899)年、医師でクリスチャンの高田畊安(たかたこうあん)は人家もまばらな茅ヶ崎海岸に結核療養所南湖院を開設しました。最初の患者は 3 人でしたが、産業化・都市化の進行で結核患者が増加すると、それに合わせて敷地と病舎を増やしていきました。



南湖院愛光室前の患者と職員
明治末から大正初期 (太陽の郷所蔵)

結核は若者も罹りやすい病気です。南湖院の患者も若者が多く、しかも高額な入院費を払える裕福な家庭の出身で、高等教育を受けていました。彼らは療養所での自由な時間を詩や、短歌、俳句などの創作に費やし、文芸雑誌に作品を投稿し、批評し合いました。南湖院内は文学的雰囲気が満ちあふれていたのです。

明治 41 年 2 月、国木田独歩(くにきだどっぽ)が入院すると、文学仲間が入院費を捻出するために『二十八人集』を出版し、頻繁に見舞いに訪れました。読売新聞が独歩の病状を伝え、南湖院の名は全国に知られるようになりました。独歩を見舞った出山(たやま)花袋(かたい)は南湖院や茅ヶ崎を詳しく描写しています。

日本女子大学校国文科の学生であった保持研も南湖院で創作を続けていました。平塚らいてうから女性による文芸雑誌の創刊の相談を受けた保持の「やりましょうよ」の一言で明治 44 年に『青鞜(せいとう)』が誕生しました。青鞜社員の尾竹紅吉が南湖院に入院したときには、多くの社員が見舞いに訪れ、茅ヶ崎に青鞜の編集部が移ったような賑やかさでした。



南湖院では同じ病舎で若い男女が療養しました。恋愛感情が芽生えないはずがなく、日記にはその思いが綴られ、杉山平助や村山勇三によって恋愛小説も書かれました。坪田譲治は恋愛を成就した一人です。俳句では杉山杉紅寥(あきやましゅうこうりょう)、短歌では石谷臭哀(いわやばくあい)、詩では八木重吉、大手拓次、小説では田端修一郎が心を打つ作品を残しています。南湖院を小説に取り込んだ作家に石川啄木、葛西善蔵、谷崎潤一郎、島崎藤村らがいます。また、南湖院を舞台にした推理小説や少女小説、悲恋小説も登場しました。

院内ではキリスト教の集会が開かれ、賛美歌が響き渡っていました。その影響を受けた吉田千秋は「琵琶湖周航の歌」の原曲を作曲しました。高出畊安(たかたこうあん)も「南湖院の歌」を作詞しました。患者が作詞・作曲した歌もいくつか残されています。また、「医王祭」と呼ばれたクリスマス会では南湖院日曜学校の地元の児童たちが旧約聖書の劇や創作ダンスを発表し、多くの観客を集めました。

絵画も好まれ、患者は松林や海岸をよく描きました。岸出劉生(きしだりゅうせい)から絵を習った人もいます。患者ではありませんが、小山敬三(こやまけいぞう)や萬鉄五郎(よろずてつごろう)によって南湖院が描かれました。

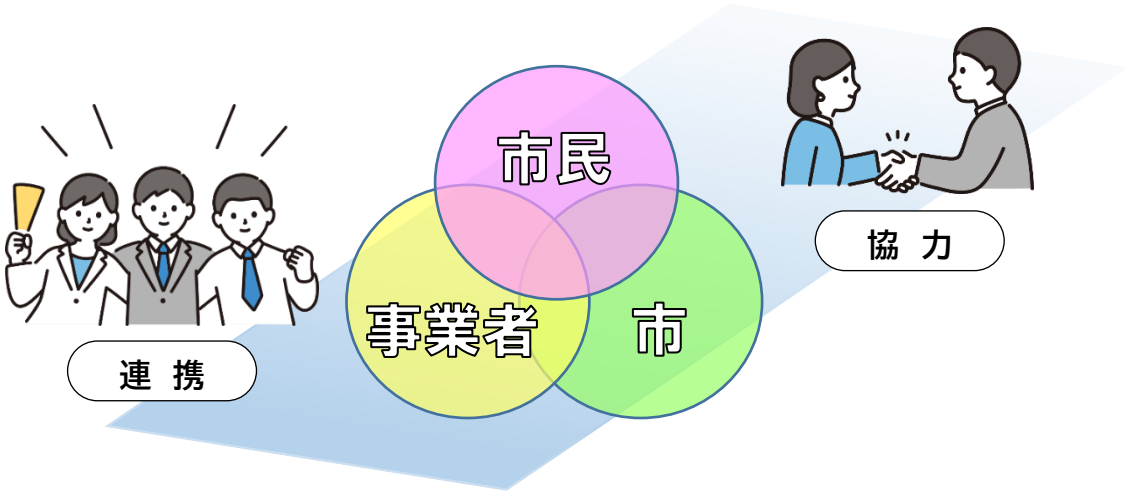
結核という暗いイメージを払拭するように、南湖院周辺では患者たちを中心に創作活動が続けられ、芸術の花が開いていったのです。

第４章　プランの推進に向けて

1 プランの推進体制

本プランが目指す姿を実現するためには、文化芸術、生涯学習の主役は市民という基本的な考え方に基づき、市民・事業者・市が相互に連携・協力し、本プランが目指す姿を共有した上で、各々できることを考え、役割分担をしながら取り組みを推進していくことが大切です。

各主体が様々な取り組みを行うことにより、茅ヶ崎は多様な人が活躍し、市民は心豊かに暮らしを楽しめるまちとなります。



(1)各主体の役割

①市民の役割

市民は、一人ひとりが文化芸術・生涯学習の主役として、自らできることを考え、自発的に進めていくことが必要です。そのため、一人ひとりが取り組みの主体であることを自覚し、積極的に文化生涯学習活動に参画することが求められています。

②事業者の役割

事業者は、事業活動を通じて地域経済やまちづくりに大きな影響を持っており、まちづくりの活性化への貢献が期待されています。そのため、事業者は、地域社会を構成する一員として本プランが目指す姿への理解を深め、市民や市との連携・協力のもと、地域の文化芸術・生涯学習活動に参加するとともに、活動を行っていくことが求められています。

③市の役割

市は、本プランの進行管理及び見直し、各施策の推進等を着実に実施していく役割を担います。

そのため、施策の推進に際し、市民・事業者へ協力要請を行うとともに、市民・事業者が主体となって文化生涯学習活動に参加し、連携できるよう本プランの周知や継続的な情報提供、活動への支援等を行っていきます。

また、市には多くの施設等があります。それぞれの役割を果たしながら特性を生かした運営をするとともに、施設間の連携強化や施設の枠を越えた取り組みを通して、本プランの目標の達成に寄与します。

■プラン推進の役割を担う主な施設

ア　市民文化会館



市民の文化芸術の鑑賞及び活動の発表の場、次世代を担う子どもたちをはじめとする市民文化の創造及び育成の場として、文化芸術の振興を図るために設置された施設です。

地域の文化芸術を継承し、創造し、発信する文化芸術の拠点であるとともに、人々が集い、人々に感動と希望をもたらし、人々の創造性を育み、人々が共に生きる絆の形成を図ります。

市民の心豊かな生活を実現する機能、社会参加の機会を開く社会的包摂の機能、 コミュニティの創造と再生を通じて地域の発展を支える機能など様々な役割を有しています。

さらに、教育機関・福祉機関等の関係団体と連携・協力しつつ、様々な社会的課題を解決する場として、その役割を果たすことが求められています。

イ　美術館



茅ヶ崎の歴史・風土等を反映した特色ある郷土美術を後世に伝えるために設置された施設です。

茅ヶ崎にゆかりのある作品等を中心として体系的な収集活動や調査研究を行い、地域の文化資源を継承します。収集した作品等の展示公開や教育普及事業、市民の創作活動の支援等により、広く鑑賞・体験等の機会を提供することで、市民が身近な場所で文化芸術に親しめる環境の充実を図るとともに、次世代を担う子どもたちの豊かな心や創造性の育成に寄与します。

地域や関係機関等と協力・連携しながら地域の魅力を活かした展覧会を開催することで、美術館の活動を充実・発展させ、文化芸術のみならず多様な分野との交流により創造性の発展と地域社会への還元を図ります。

地域の美術館としての役割を果たすため、日々発展する技術等を積極的に取り入れ研鑽を積み、さらなる専門性の向上と新たな文化の創造・発信が求められています。

ウ　茶室・書院（松籟庵）



伝統的な文化を後世に継承するため、市民の自主的な文化活動の場として設置された施設です。松林が広がる高砂緑地の一角に位置し、古くからの趣ある景観を今に残します。

茶室は京都にある裏千家※の代表的な茶室で国指定重要文化財である「又隠（ゆういん）※」を、書院は表千家※不審菴の「松風楼※」を写しており、本格的な茶事を行うことができます。

前庭は廻遊式の純日本庭園となっており、実業家の原安三郎がこの地に別荘「松籟荘」を建てた際につくられた庭園を生かしたものです。

茶道をはじめとする日本の伝統的な文化に親しめる機会を市民に提供し、文化に対する興味関心の喚起と、それらを尊重する心の涵養を図ることが求められています。

エ　茅ヶ崎ゆかりの人物館



茅ヶ崎ゆかりの人物や作品を通して、様々な考え方や生き方、地域の歴史や風土についての知識を深め、

茅ヶ崎への愛着や誇りを育み、文化の発展に寄与するため設置された施設です。

展示館では、茅ヶ崎のゆかりの人物や文化、歴史などを展示し、茅ヶ崎への郷土愛やブランディングへの機運醸成を図るとともに、市外へも茅ヶ崎の文化を発信しています。

多目的館では、展示館との関連展示や朗読、工作などのイベントを開催するなど、地域の人々が集まる拠点として人々の交流やつながりを創造しています。

茅ヶ崎文化の発見、発信、継承を行い、「ひと」と「まち」をつなぐ文化交流の拠点として市民とともに成長し、まちの新たな活力やにぎわいを創出します。

オ　開高健記念館



小説家・開高健が晩年過ごした邸宅を記念館として開設している施設です。

記念館を囲む庭園には、開高が愛し、名付けた「哲学者の小径」があり、小径を歩くと「悠々として、急げ。」など開高が残した言葉のプレートを所々に見ることができます。

館内は常設展示室と企画展示室に別れており、常設展示室では開高の生涯と活躍を学ぶことができます。企画展示室では、「旅」、「釣り」、「食」などをテーマに開高のこだわりや純粋さ、大胆さを紹介しています。

開高健の業績や人となりに触れる場を提供することで、市民が文学に親しみを持つきっかけをつくります。

※裏千家：茶道流派の一つです。千利休の孫宗旦の四男仙叟（せんそう）宗室が利休の四世を称したのに始まります。裏千家の名前は、宗室が父から譲られた茶室今日庵が、表千家の裏にあたることに由来します。

※又隠：茶道千家の第三世であり、千家流茶道の完成者といわれる千宗旦が隠居に際して造立した四畳半の茶室です。利休風四畳半茶室の典型とされています。

※表千家：茶道流派の一つです。千利休の孫宗旦の三男、宗左が利休の四世を称したことに始まります。

※松風楼：表千家にある茶室です。八畳敷で、中央に床があります。

カ　旧南湖院第一病舎



平成30(2018)年3月に登録された国登録有形文化財である南湖院は、明治期から昭和20(1945)年頃まで開設されたサナトリウム(結核療養所)でした。

文学者や芸術家、ジャーナリストなど著名な人物が入院や見舞のために訪れ、それらの人々の作品や記事を通じて茅ヶ崎は日本中に知られるようになりました。

現在では、最初にできた洋風な建屋(竹子室)が残っており、旧南湖院第一病舎として外観のみ公開され、その佇まいと庭園の景観が当時の面影を今に伝えています。

南湖院の歴史的な価値を後世に継承するため、資料等の展示・保管機能や創作室など文化芸術系機能、また、利用サービス系機能等、来訪者を惹きつける場として建物内部の利活用に向けた取り組みを進めます。

キ　ハマミーナまなびプラザ



様々な学習の場を提供することにより、市民の学習意欲の向上を図り、心豊かな市民生活の実現に寄与するために設置された施設です。

多様なバックグラウンドやライフスタイル、異なるライフステージ等、市民の学習ニーズは多岐にわたることから、個人でも団体でも利用できる施設として、学校教育以外の学びの場、市民の交流の場、学習成果の発表及び鑑賞の場を提供し、自発的意思に基づく学習を促進することで、生涯学習の推進を図ります。

また、市主催事業等を実施し、学びの機会を提供するとともに、生涯学習に関する情報を提供し、生涯学習を推進します。さらに事業者やNPO法人等、民間団体とも連携し、学習成果を地域に貢献する豊かな社会づくりに取り組みます。

ク　市民ギャラリー



美術作品等の展示、創作活動等の場として設置された施設です。

市では、将来にわたって持続可能な市民サービスを提供するため、公共施設のマネジメントを推進しており、その一環として、市民ギャラリーは段階的な廃止(展示室・会議室:令和6(2024)年12月末で廃止、創作室:廃止時期未定)を進めています。

今後は、市民文化会館へ創作機能を付加する改修や美術館への市民ギャラリー備品の転用を行い、引き続き近隣の類似機能を有する施設において、美術作品等の発表と鑑賞、創作活動等の場を提供します。

上記施設のほか、教育委員会所管の博物館や公民館等と連携し、本プランの推進を図ります。

■公益財団法人茅ヶ崎市文化・スポーツ振興財団

公益財団法人茅ヶ崎市文化・スポーツ振興財団（以下、「財団」という。）は、文化芸術活動やスポーツ活動の振興を図るための事業を行い、市民が心豊かで潤いのある生活を送り、健やかで活力ある地域の形成と発展に寄与することを目的として平成8年（1996）4月に設立された市の外郭団体です。

平成24（2012）年4月には財団法人茅ヶ崎市都市施設公社のスポーツ関連施設の管理運営事業を統合し、平成25（2013）年4月に公益財団法人へ移行しました。

財団はこれまで茅ヶ崎の文化芸術の振興のため、市の施策の重要な役割を担ってきました。今後も、市と密接な連携を図りながら、市民の自主的で創造的な文化芸術活動を支援し、豊かで活力のある地域社会の形成及び発展に寄与することが求められています。

2 プランの進行管理

（1） 評価の考え方

文化芸術・生涯学習に関する施策は成果が出るまでに時間を要するとともに、施策の効果を数値で測ることは困難です。

本プランにおける各施策の評価は、前プランでの課題（第2章 4（4）評価の仕組みについて参照）を踏まえ、施策の方向に沿った取り組みが行われ、その成果や課題はあったかという視点で行うこととし、事業の実施回数や参加者数などのデータは評価の際の参考として取り扱うこととします。

また、評価結果は、社会情勢に合わせた柔軟な施策展開に反映させていきます。

（2） 評価の時期と内容

ア　単年度評価（毎年実施）

事務局（文化推進課）は、各施策の年度実績を評価し、推進委員会に報告します。推進委員会は、事務局の評価に基づき施策ごとに評価を実施し、取り組みの見直しや内容の改善などについて意見・提言を行います。

推進委員会による意見・提言は、翌年度以降の各施策に反映するとともに、各取り組みの内容は必要に応じて柔軟に変更していくこととします。

イ　中間評価（令和8（2026）年度に実施）

中間評価は、3つの基本目標の達成度について次の指標を用いて評価しました。事務局（文化推進課）は、計画期間内における施策の実施状況、基本目標の達成状況などをとりまとめ、推進委員会に報告しました。

推進委員会は、基本目標の達成度について評価を行い、基本目標の変更や施策の見直しの必要性などについて意見・提言を行いました。

■基本目標の達成度を確認する指標

指標には、市民の市政に対する満足度や重点を置くべき政策分野、市政やまちづくりに対する意見などを把握することを目的として実施している市民意識調査を活用します。

なお、いずれの指標も増加を目指します。

基本目標	指標	現状値
1　誰もが文化芸術の鑑賞等ができる環境が整備されている	「文化・芸術に触れることができる環境」の満足・まあ満足の割合	28.2%★ （令和3年度）
2　生涯にわたって学べる環境が整備されている	「生涯を通じて学ぶことができる環境」の満足・まあ満足の割合	23.1%★ （令和3年度）
3　地域の歴史や資源が継承されている	市の魅力として「歴史や伝統がある」答えた市民の割合	13.1% （令和3年度）

★上記1・2については全政策分野の平均は30.6%

資料編

1 プラン策定の根拠となる法令等

（1） 文化芸術基本法 61
（2） 教育基本法 66
（3） 社会教育法 67
（4） 生涯学習の振興のための施策の推進体制等の整備に関する法律 68

2 プラン策定の経過

（1） プラン策定及び中間見直しに向けた審議等の概要 71
（2） 茅ヶ崎市文化生涯学習プラン推進委員会委員名簿 73
（3） 諮問・答申 75

3 市民意見の聴取

（1） 文化生涯学習に関するアンケート結果 83
（2） 市民討議会結果 86
（3） パブリックコメント結果 89

1 プラン策定の根拠となる法令等

（1）文化芸術基本法

平成十三年法律第百四十八号

※関連する条項のみ抜粋

第一章　総則

（目的）

第一条　この法律は、文化芸術が人間に多くの恵沢をもたらすものであることに鑑み、文化芸術に関する施策に関し、基本理念を定め、並びに国及び地方公共団体の責務等を明らかにするとともに、文化芸術に関する施策の基本となる事項を定めることにより、文化芸術に関する活動（以下「文化芸術活動」という。）を行う者（文化芸術活動を行う団体を含む。以下同じ。）の自主的な活動の促進を旨として、文化芸術に関する施策の総合的かつ計画的な推進を図り、もって心豊かな国民生活及び活力ある社会の実現に寄与することを目的とする。

（基本理念）

第二条　文化芸術に関する施策の推進に当たっては、文化芸術活動を行う者の自主性が十分に尊重されなければならない。

2　文化芸術に関する施策の推進に当たっては、文化芸術活動を行う者の創造性が十分に尊重されるとともに、その地位の向上が図られ、その能力が十分に発揮されるよう考慮されなければならない。

3　文化芸術に関する施策の推進に当たっては、文化芸術を創造し、享受することが人々の生まれながらの権利であることに鑑み、国民がその年齢、障害の有無、経済的な状況又は居住する地域にかかわらず等しく、文化芸術を鑑賞し、これに参加し、又はこれを創造することができるような環境の整備が図られなければならない。

4　文化芸術に関する施策の推進に当たっては、我が国及び世界において文化芸術活動が活発に行われるような環境を醸成することを旨として文化芸術の発展が図られるよう考慮されなければならない。

5　文化芸術に関する施策の推進に当たっては、多様な文化芸術の保護及び発展が図られなければならない。

6　文化芸術に関する施策の推進に当たっては、地域の人々により主体的に文化芸術活動が行われるよう配慮するとともに、各地域の歴史、風土等を反映した特色ある文化芸術の発展が図られなければならない。

7　文化芸術に関する施策の推進に当たっては、我が国の文化芸術が広く世界へ発信されるよう、文化芸術に係る国際的な交流及び貢献の推進が図られなければならない。

8　文化芸術に関する施策の推進に当たっては、乳幼児、児童、生徒等に対する文化芸術に関する教育の重要性に鑑み、学校等、文化芸術活動を行う団体（以下「文化芸術団体」という。）、家庭及び地域における活動の相互の連携が図られるよう配慮されなければならない。

9　文化芸術に関する施策の推進に当たっては、文化芸術活動を行う者その他広く国民の意見が反映されるよう十分配慮されなければならない。

10　文化芸術に関する施策の推進に当たっては、文化芸術により生み出される様々な価値を文化芸術の継承、発展及び創造に活用することが重要であることに鑑み、文化芸術の固有の意義と価値を尊重しつつ、観光、まちづくり、国際交流、福祉、教育、産業その他の各関連分野における施策との有機的な連携が図られるよう配慮されなければならない。

（国の責務）

第三条　国は、前条の基本理念（以下「基本理念」という。）にのっとり、文化芸術に関する施策を総合的に策定し、及び実施する責務を有する。

（地方公共団体の責務）

第四条　地方公共団体は、基本理念にのっとり、文化芸術に関し、国との連携を図りつつ、自主的かつ主体的に、その地域の特性に応じた施策を策定し、及び実施する責務を有する。

（国民の関心及び理解）

第五条　国は、現在及び将来の世代にわたって人々が文化芸術を創造し、享受することができるとともに、文化芸術が将来にわたって発展するよう、国民の文化芸術に対する関心及び理解を深めるように努めなければならない。

（文化芸術団体の役割）

第五条の二　文化芸術団体は、その実情を踏まえつつ、自主的かつ主体的に、文化芸術活動の充実を図るとともに、文化芸術の継承、発展及び創造に積極的な役割を果たすよう努めなければならない。

（関係者相互の連携及び協働）

第五条の三　国、独立行政法人、地方公共団体、文化芸術団体、民間事業者その他の関係者は、基本理念の実現を図るため、相互に連携を図りながら協働するよう努めなければならない。

（法制上の措置等）

第六条　政府は、文化芸術に関する施策を実施するため必要な法制上、財政上又は税制上の措置その他の措置を講じなければならない。

第二章　文化芸術推進基本計画等

（文化芸術推進基本計画）

第七条　政府は、文化芸術に関する施策の総合的かつ計画的な推進を図るため、文化芸術に関する施策に関する基本的な計画（以下「文化芸術推進基本計画」という。）を定めなければならない。

2　文化芸術推進基本計画は、文化芸術に関する施策を総合的かつ計画的に推進するための基本的な事項その他必要な事項について定めるものとする。

3　文部科学大臣は、文化審議会の意見を聴いて、文化芸術推進基本計画の案を作成するものとする。

4　文部科学大臣は、文化芸術推進基本計画の案を作成しようとするときは、あらかじめ、関係行政機関の施策に係る事項について、第三十六条に規定する文化芸術推進会議において連絡調整を図るものとする。

5　文部科学大臣は、文化芸術推進基本計画が定められたときは、遅滞なく、これを公表しなければならない。

6　前三項の規定は、文化芸術推進基本計画の変更について準用する。

（地方文化芸術推進基本計画）

第七条の二　都道府県及び市（特別区を含む。第三十七条において同じ。）町村の教育委員会（地方教育行政の組織及び運営に関する法律（昭和三十一年法律第百六十二号）第二十三条第一項の条例の定めるところによりその長が同項第三号に掲げる事務を管理し、及び執行することとされた地方公共団体（次項において「特定地方公共団体」という。）にあっては、その長）は、文化芸術推進基本計画を参酌して、その地方の実情に即した文化芸術の推進に関する計画（次項及び第三十七条において「地方文化芸術推進基本計画」という。）を定めるよう努めるものとする。

2　特定地方公共団体の長が地方文化芸術推進基本計画を定め、又はこれを変更しようとするときは、あらかじめ、当該特定地方公共団体の教育委員会の意見を聴かなければならない。

第三章　文化芸術に関する基本的施策

（芸術の振興）

第八条　国は、文学、音楽、美術、写真、演劇、舞踊その他の芸術（次条に規定するメディア芸術を除く。）の振興を図るため、これらの芸術の公演、展示等への支援、これらの芸術の制作等に係る物品の保存への支援、これらの芸術に係る知識及び技能の継承への支援、芸術祭等の開催その他の必要な施策を講ずるものとする。

（メディア芸術の振興）

第九条　国は、映画、漫画、アニメーション及びコンピュータその他の電子機器等を利用した芸術（以下「メディア芸術」という。）の振興を図るため、メディア芸術の制作、上映、展示等への支援、メディア芸術の制作等に係る物品の保存への支援、メディア芸術に係る知識及び技能の継承への支援、芸術祭等の開催その他の必要な施策を講ずるものとする。

（伝統芸能の継承及び発展）

第十条　国は、雅楽、能楽、文楽、歌舞伎、組踊その他の我が国古来の伝統的な芸能（以下「伝統芸能」という。）の継承及び発展を図るため、伝統芸能の公演、これに用いられた物品の保存等への支援その他の必要な施策を講ずるものとする。

（芸能の振興）

第十一条　国は、講談、落語、浪曲、漫談、漫才、歌唱その他の芸能（伝統芸能を除く。）の振興を図るため、これらの芸能の公演、これに用いられた物品の保存等への支援、これらの芸能に係る知識及び技能の継承への支援その他の必要な施策を講ずるものとする。

（生活文化の振興並びに国民娯楽及び出版物等の普及）

第十二条　国は、生活文化（茶道、華道、書道、食文化その他の生活に係る文化をいう。）の振興を図るとともに、国民娯楽（囲碁、将棋その他の国民的娯楽をいう。）並びに出版物及びレコード等の普及を図るため、これらに関する活動への支援その他の必要な施策を講ずるものとする。

（文化財等の保存及び活用）

第十三条　国は、有形及び無形の文化財並びにその保存技術（以下「文化財等」という。）の保存及び活用を図るため、文化財等に関し、修復、防災対策、公開等への支援その他の必要な施策を講ずるものとする。

（地域における文化芸術の振興等）

第十四条　国は、各地域における文化芸術の振興及びこれを通じた地域の振興を図るため、各地域における文化芸術の公演、展示、芸術祭等への支援、地域固有の伝統芸能及び民俗芸能（地域の人々によって行われる民俗的な芸能をいう。）に関する活動への支援その他の必要な施策を講ずるものとする。

（国際交流等の推進）

第十五条　国は、文化芸術に係る国際的な交流及び貢献の推進を図ることにより、我が国及び世界の文化芸術活動の発展を図るため、文化芸術活動を行う者の国際的な交流及び芸術祭その他の文化芸術に係る国際的な催しの開催又はこれへの参加、海外における我が国の文化芸術の現地の言語による展示、公開その他の普及への支援、海外の文化遺産の修復に関する協力、海外における著作権に関する制度の整備に関する協力、文化芸術に関する国際機関等の業務に従事する人材の養成及び派遣その他の必要な施策を講ずるものとする。

２　国は、前項の施策を講ずるに当たっては、我が国の文化芸術を総合的に世界に発信するよう努めなければならない。

（芸術家等の養成及び確保）

第十六条　国は、文化芸術に関する創造的活動を行う者、伝統芸能の伝承者、文化財等の保存及び活用に関する専門的知識及び技能を有する者、文化芸術活動に関する企画又は制作を行う者、文化芸術活動に関する技術者、文化施設の管理及び運営を行う者その他の文化芸術を担う者（以下「芸術家等」という。）の養成及び確保を図るため、国内外における研修、教育訓練等の人材育成への支援、研修成果の発表の機会の確保、文化芸術に関する作品の流通の促進、芸術家等の文化芸術に関する創造的活動等の環境の整備その他の必要な施策を講ずるものとする。

（国民の鑑賞等の機会の充実）

第二十一条　国は、広く国民が自主的に文化芸術を鑑賞し、これに参加し、又はこれを創造する機会の充実を図るため、各地域における文化芸術の公演、展示等への支援、これらに関する情報の提供その他の必要な施策を講ずるものとする。

（高齢者、障害者等の文化芸術活動の充実）

第二十二条　国は、高齢者、障害者等が行う文化芸術活動の充実を図るため、これらの者の行う創造的活動、公演等への支援、これらの者の文化芸術活動が活発に行われるような環境の整備その他の必要な施策を講ずるものとする。

（青少年の文化芸術活動の充実）

第二十三条　国は、青少年が行う文化芸術活動の充実を図るため、青少年を対象とした文化芸術の公演、展示等への支援、青少年による文化芸術活動への支援その他の必要な施策を講ずるものとする。

（学校教育における文化芸術活動の充実）
第二十四条　国は、学校教育における文化芸術活動の充実を図るため、文化芸術に関する体験学習等文化芸術に関する教育の充実、芸術家等及び文化芸術団体による学校における文化芸術活動に対する協力への支援その他の必要な施策を講ずるものとする。
（劇場、音楽堂等の充実）
第二十五条　国は、劇場、音楽堂等の充実を図るため、これらの施設に関し、自らの設置等に係る施設の整備、公演等への支援、芸術家等の配置等への支援、情報の提供その他の必要な施策を講ずるものとする。
（美術館、博物館、図書館等の充実）
第二十六条　国は、美術館、博物館、図書館等の充実を図るため、これらの施設に関し、自らの設置等に係る施設の整備、展示等への支援、芸術家等の配置等への支援、文化芸術に関する作品等の記録及び保存への支援その他の必要な施策を講ずるものとする。
（地域における文化芸術活動の場の充実）
第二十七条　国は、国民に身近な文化芸術活動の場の充実を図るため、各地域における文化施設、学校施設、社会教育施設等を容易に利用できるようにするための措置その他の必要な施策を講ずるものとする。
（公共の建物等の建築に当たっての配慮等）
第二十八条　国は、公共の建物等の建築に当たっては、その外観等について、周囲の自然的環境、地域の歴史及び文化等との調和を保つよう努めるものとする。
2　国は、公共の建物等において、文化芸術に関する作品の展示その他の文化芸術の振興に資する取組を行うよう努めるものとする。
（情報通信技術の活用の推進）
第二十九条　国は、文化芸術活動における情報通信技術の活用の推進を図るため、文化芸術活動に関する情報通信ネットワークの構築、美術館等における情報通信技術を活用した展示への支援、情報通信技術を活用した文化芸術に関する作品等の記録及び公開への支援その他の必要な施策を講ずるものとする。
（調査研究等）
第二十九条の二　国は、文化芸術に関する施策の推進を図るため、文化芸術の振興に必要な調査研究並びに国の内外の情報の収集、整理及び提供その他の必要な施策を講ずるものとする。
（地方公共団体及び民間の団体等への情報提供等）
第三十条　国は、地方公共団体及び民間の団体等が行う文化芸術の振興のための取組を促進するため、情報の提供その他の必要な施策を講ずるものとする。
（民間の支援活動の活性化等）
第三十一条　国は、個人又は民間の団体が文化芸術活動に対して行う支援活動の活性化を図るとともに、文化芸術活動を行う者の活動を支援するため、文化芸術団体が個人又は民間の団体からの寄附を受けることを容易にする等のための税制上の措置、文化芸術団体が行う文化芸術活動への支援その他の必要な施策を講ずるよう努めなければならない。

（関係機関等の連携等）
第三十二条　国は、第八条から前条までの施策を講ずるに当たっては、芸術家等、文化芸術団体、学校等、文化施設、社会教育施設、民間事業者その他の関係機関等の間の連携が図られるよう配慮しなければならない。
2　国は、芸術家等及び文化芸術団体が、学校等、文化施設、社会教育施設、福祉施設、医療機関、民間事業者等と協力して、地域の人々が文化芸術を鑑賞し、これに参加し、又はこれを創造する機会を提供できるようにするよう努めなければならない。
（顕彰）
第三十三条　国は、文化芸術活動で顕著な成果を収めた者及び文化芸術の振興に寄与した者の顕彰に努めるものとする。
（政策形成への民意の反映等）
第三十四条　国は、文化芸術に関する政策形成に民意を反映し、その過程の公正性及び透明性を確保するため、芸術家等、学識経験者その他広く国民の意見を求め、これを十分考慮した上で政策形成を行う仕組みの活用等を図るものとする。
（地方公共団体の施策）
第三十五条　地方公共団体は、第八条から前条までの国の施策を勘案し、その地域の特性に応じた文化芸術に関する施策の推進を図るよう努めるものとする。

第四章　文化芸術の推進に係る体制の整備
（文化芸術推進会議）
第三十六条　政府は、文化芸術に関する施策の総合的、一体的かつ効果的な推進を図るため、文化芸術推進会議を設け、文部科学省及び内閣府、総務省、外務省、厚生労働省、農林水産省、経済産業省、国土交通省その他の関係行政機関相互の連絡調整を行うものとする。

（都道府県及び市町村の文化芸術推進会議等）
第三十七条　都道府県及び市町村に、地方文化芸術推進基本計画その他の文化芸術の推進に関する重要事項を調査審議させるため、条例で定めるところにより、審議会その他の合議制の機関を置くことができる。

（2）教育基本法

平成十八年法律第百二十号

※関連する条項のみ抜粋

（生涯学習の理念）
第三条　国民一人一人が、自己の人格を磨き、豊かな人生を送ることができるよう、その生涯にわたって、あらゆる機会に、あらゆる場所において学習することができ、その成果を適切に生かすことのできる社会の実現が図られなければならない。

（3）社会教育法

昭和二十四年法律第二百七号

※関連する条項のみ抜粋

（国及び地方公共団体の任務）

第三条　国及び地方公共団体は、この法律及び他の法令の定めるところにより、社会教育の奨励に必要な施設の設置及び運営、集会の開催、資料の作製、頒布その他の方法により、すべての国民があらゆる機会、あらゆる場所を利用して、自ら実際生活に即する文化的教養を高め得るような環境を醸成するように努めなければならない。

２　国及び地方公共団体は、前項の任務を行うに当たっては、国民の学習に対する多様な需要を踏まえ、これに適切に対応するために必要な学習の機会の提供及びその奨励を行うことにより、生涯学習の振興に寄与することとなるよう努めるものとする。

３　国及び地方公共団体は、第一項の任務を行うに当たっては、社会教育が学校教育及び家庭教育との密接な関連性を有することにかんがみ、学校教育との連携の確保に努め、及び家庭教育の向上に資することとなるよう必要な配慮をするとともに、学校、家庭及び地域住民その他の関係者相互間の連携及び協力の促進に資することとなるよう努めるものとする。

（4）生涯学習の振興のための施策の推進体制等の整備に関する法律

平成二年法律第七十一号

※関連する条項のみ抜粋

（目的）

第一条　この法律は、国民が生涯にわたって学習する機会があまねく求められている状況にかんがみ、生涯学習の振興に資するための都道府県の事業に関しその推進体制の整備その他の必要な事項を定め、及び特定の地区において生涯学習に係る機会の総合的な提供を促進するための措置について定めるとともに、都道府県生涯学習審議会の事務について定める等の措置を講ずることにより、生涯学習の振興のための施策の推進体制及び地域における生涯学習に係る機会の整備を図り、もって生涯学習の振興に寄与することを目的とする。

（施策における配慮等）

第二条　国及び地方公共団体は、この法律に規定する生涯学習の振興のための施策を実施するに当たっては、学習に関する国民の自発的意思を尊重するよう配慮するとともに、職業能力の開発及び向上、社会福祉等に関し生涯学習に資するための別に講じられる施策と相まって、効果的にこれを行うよう努めるものとする。

（生涯学習の振興に資するための都道府県の事業）

第三条　都道府県の教育委員会は、生涯学習の振興に資するため、おおむね次の各号に掲げる事業について、これらを相互に連携させつつ推進するために必要な体制の整備を図りつつ、これらを一体的かつ効果的に実施するよう努めるものとする。

一　学校教育及び社会教育に係る学習（体育に係るものを含む。以下この項において「学習」という。）並びに文化活動の機会に関する情報を収集し、整理し、及び提供すること。

二　住民の学習に対する需要及び学習の成果の評価に関し、調査研究を行うこと。

三　地域の実情に即した学習の方法の開発を行うこと。

四　住民の学習に関する指導者及び助言者に対する研修を行うこと。

五　地域における学校教育、社会教育及び文化に関する機関及び団体に対し、これらの機関及び団体相互の連携に関し、照会及び相談に応じ、並びに助言その他の援助を行うこと。

六　前各号に掲げるもののほか、社会教育のための講座の開設その他の住民の学習の機会の提供に関し必要な事業を行うこと。

２　都道府県の教育委員会は、前項に規定する事業を行うに当たっては、社会教育関係団体その他の地域において生涯学習に資する事業を行う機関及び団体との連携に努めるものとする。

（地域生涯学習振興基本構想）

第五条　都道府県は、当該都道府県内の特定の地区において、当該地区及びその周辺の相当程度広範囲の地域における住民の生涯学習の振興に資するため、社会教育に係る学習（体育に係るものを含む。）及び文化活動その他の生涯学習に資する諸活動の多様な機会の総合的な提供を民間事

業者の能力を活用しつつ行うことに関する基本的な構想（以下「基本構想」という。）を作成することができる。

２　基本構想においては、次に掲げる事項について定めるものとする。

一　前項に規定する多様な機会（以下「生涯学習に係る機会」という。）の総合的な提供の方針に関する事項

二　前項に規定する地区の区域に関する事項

三　総合的な提供を行うべき生涯学習に係る機会（民間事業者により提供されるものを含む。）の種類及び内容に関する基本的な事項

四　前号に規定する民間事業者に対する資金の融通の円滑化その他の前項に規定する地区において行われる生涯学習に係る機会の総合的な提供に必要な業務であって政令で定めるものを行う者及び当該業務の運営に関する事項

五　その他生涯学習に係る機会の総合的な提供に関する重要事項

３　都道府県は、基本構想を作成しようとするときは、あらかじめ、関係市町村に協議しなければならない。

４　都道府県は、基本構想を作成しようとするときは、前項の規定による協議を経た後、文部科学大臣及び経済産業大臣に協議することができる。

５　文部科学大臣及び経済産業大臣は、前項の規定による協議を受けたときは、都道府県が作成しようとする基本構想が次の各号に該当するものであるかどうかについて判断するものとする。

一　当該基本構想に係る地区が、生涯学習に係る機会の提供の程度が著しく高い地域であって政令で定めるもの以外の地域のうち、交通条件及び社会的自然的条件からみて生涯学習に係る機会の総合的な提供を行うことが相当と認められる地区であること。

二　当該基本構想に係る生涯学習に係る機会の総合的な提供が当該基本構想に係る地区及びその周辺の相当程度広範囲の地域における住民の生涯学習に係る機会に対する要請に適切にこたえるものであること。

三　その他文部科学大臣及び経済産業大臣が判断に当たっての基準として次条の規定により定める事項（以下「判断基準」という。）に適合するものであること。

６　文部科学大臣及び経済産業大臣は、基本構想につき前項の判断をするに当たっては、あらかじめ、関係行政機関の長に協議するとともに、文部科学大臣にあっては前条第二項の政令で定める審議会等の意見を、経済産業大臣にあっては産業構造審議会の意見をそれぞれ聴くものとし、前項各号に該当するものであると判断するに至ったときは、速やかにその旨を当該都道府県に通知するものとする。

７　都道府県は、基本構想を作成したときは、遅滞なく、これを公表しなければならない。

８　第三項から前項までの規定は、基本構想の変更（文部科学省令、経済産業省令で定める軽微な変更を除く。）について準用する。

（基本構想の実施等）

第八条　都道府県は、関係民間事業者の能力を活用しつつ、生涯学習に係る機会の総合的な提供を基本構想に基づいて計画的に行うよう努めなければならない。

2　文部科学大臣は、基本構想の円滑な実施の促進のため必要があると認めるときは、社会教育関係団体及び文化に関する団体に対し必要な協力を求めるものとし、かつ、関係地方公共団体及び関係事業者等の要請に応じ、その所管に属する博物館資料の貸出しを行うよう努めるものとする。

3　経済産業大臣は、基本構想の円滑な実施の促進のため必要があると認めるときは、商工会議所及び商工会に対し、これらの団体及びその会員による生涯学習に係る機会の提供その他の必要な協力を求めるものとする。

4　前二項に定めるもののほか、文部科学大臣及び経済産業大臣は、基本構想の作成及び円滑な実施の促進のため、関係地方公共団体に対し必要な助言、指導その他の援助を行うよう努めなければならない。

5　前三項に定めるもののほか、文部科学大臣、経済産業大臣、関係行政機関の長、関係地方公共団体及び関係事業者は、基本構想の円滑な実施が促進されるよう、相互に連携を図りながら協力しなければならない。

（都道府県生涯学習審議会）

第十条　都道府県に、都道府県生涯学習審議会（以下「都道府県審議会」という。）を置くことができる。

2　都道府県審議会は、都道府県の教育委員会又は知事の諮問に応じ、当該都道府県の処理する事務に関し、生涯学習に資するための施策の総合的な推進に関する重要事項を調査審議する。

3　都道府県審議会は、前項に規定する事項に関し必要と認める事項を当該都道府県の教育委員会又は知事に建議することができる。

4　前三項に定めるもののほか、都道府県審議会の組織及び運営に関し必要な事項は、条例で定める。

（市町村の連携協力体制）

第十一条　市町村（特別区を含む。）は、生涯学習の振興に資するため、関係機関及び関係団体等との連携協力体制の整備に努めるものとする。

2 プラン策定及び中間見直しの経過

（1）プラン策定及び中間見直しに向けた審議等の概要

日程	実施内容
令和4（2022）年	
3月25日（金）	茅ヶ崎市文化生涯学習プラン推進委員会（令和3年度第2回） ・これからの時代における文化生涯学習行政のあり方と持続可能なまちづくりに向けた成果活用について（諮問）
8月23日（火）	茅ヶ崎市文化生涯学習プラン推進委員会（令和4年度第1回） ・これからの時代における文化生涯学習行政のあり方と持続可能なまちづくりに向けた成果活用について
11月21日（月）	茅ヶ崎市文化生涯学習プラン推進委員会（令和4年度第2回） ・これからの時代における文化生涯学習行政のあり方と持続可能なまちづくりに向けた成果活用について（答申案）
令和5（2023）年	
3月30日（木）	茅ヶ崎市文化生涯学習プラン推進委員会（令和4年度第3回） ・次期茅ヶ崎市文化生涯学習プランの策定について
6月15日（木） ～7月6日（水）	文化生涯学習に関するアンケートの実施
6月30日（金）	茅ヶ崎市文化生涯学習プラン推進委員会（令和5年度第1回） ・茅ヶ崎市文化生涯学習プランの改定について（諮問）
7月31日（月）	茅ヶ崎市文化生涯学習プラン推進委員会（令和5年度第2回） ・茅ヶ崎市文化生涯学習プラン骨子について
8月20日（日）	市民討議会の開催
8月23日（水）	茅ヶ崎市文化生涯学習プラン推進委員会（令和5年度第3回） ・茅ヶ崎市文化生涯学習プラン骨子について
10月2日（月）	茅ヶ崎市文化生涯学習プラン推進委員会（令和5年度第4回） ・茅ヶ崎市文化生涯学習プラン改定について（答申案）
令和6（2024）年	
1月10日（水） ～2月8日（木）	パブリックコメントの実施
3月	プランの策定
4月1日（月）	プラン運用開始
令和7（2025）年	
2月3日（月）	茅ヶ崎市文化生涯学習プラン推進委員会（令和6年度第1回） ・茅ヶ崎市文化生涯学習プランの評価指標について
3月27日（木）	茅ヶ崎市文化生涯学習プラン推進委員会（令和6年度第2回） ・茅ヶ崎市文化生涯学習プランの評価方法について

6月23日(月)	茅ヶ崎市文化生涯学習プラン推進委員会(令和7年度第1回) ・茅ヶ崎文化生涯学習プラン単年度評価「行政評価」への質疑
8月1日(金)	茅ヶ崎市文化生涯学習プラン推進委員会(令和7年度第1回) ・茅ヶ崎市文化生涯学習プラン単年度評価について(答申案)
令和8(2026)年	
6月25日(木)	茅ヶ崎市文化生涯学習プラン推進委員会(令和8年度第1回) ・茅ヶ崎市文化生涯学習プラン単年度評価について ・茅ヶ崎市文化生涯学習プラン中間評価について
8月17日(月)	茅ヶ崎市文化生涯学習プラン推進委員会(令和8年度第2回) ・茅ヶ崎市文化生涯学習プラン単年度評価について ・茅ヶ崎市文化生涯学習プラン中間評価について ・茅ヶ崎市文化生涯学習プラン中間見直し骨子案について
9月1日(火) ～9月30日(水)	・文化生涯学習アンケートに関するアンケートの実施
11月12日(木)	茅ヶ崎市文化生涯学習プラン推進委員会(令和8年度第3回) ・茅ヶ崎市文化生涯学習プランの単年度評価、中間評価及び中間見直しについて(答申案)
令和9(2027)年	
●月●日(●) ～●月●日(●)	パブリックコメントの実施
3月	プランの中間見直し

（2）茅ヶ崎市文化生涯学習プラン推進委員会委員名簿

ア　策定時　　任期　令和4年12月16日～令和6年12月15日（敬称略）

氏名	区分	所属団体・推薦団体等
清水　友美	市民	公募
松本　陽子	市民	公募
矢川　憲	市民	公募
岩本　一夫	公共団体の代表者	茅ヶ崎市文化団体協議会
沼上　純子	公共団体の代表者	茅ヶ崎市社会教育委員の会議
○山口　佳子	事業者の代表者	茅ヶ崎商工会議所
青木　幸美	学校の代表者	茅ヶ崎市私立幼稚園協会
楠山　小百合	学校の代表者	茅ヶ崎市小学校長会
R5.6.13～尾木　左紀子 R4.12.16～間井　雄三	学校の代表者	茅ヶ崎市中学校長会
R5.4.26～西澤　秀行 R4.12.16～金田　雅恵	学校の代表者	文教大学
伊藤　隆治	学識経験を有する者	和光大学教授
井上　由佳	学識経験を有する者	明治大学文学部専任准教授
入江　観	学識経験を有する者	女子美術大学名誉教授
◎野田　邦弘	学識経験を有する者	横浜市立大学大学院客員教授

◎は委員長、○は副委員長

イ　中間見直し時　　任期　令和6年12月16日～令和8年12月15日（敬称略）

氏名	区分	所属団体・推薦団体等
栗林　大空	市民	公募
野田　　穂	市民	公募
森井　健太郎	市民	公募
岩本　一夫	公共団体の代表者	茅ヶ崎市文化団体協議会
沼上　純子	公共団体の代表者	茅ヶ崎市社会教育委員の会議
○山口　理紗子	事業者の代表者	茅ヶ崎商工会議所
R8.4.1～長本　貞光 R6.12.16～青木　幸美	学校の代表者	茅ヶ崎市私立幼稚園協会
R8.4.1～中嶋　信生 R6.12.16～渡邊　哲也	学校の代表者	茅ヶ崎市小学校長会
R8.4.1～村田　賢太郎 R7.4.1～荒井　純一 R6.12.16～荒川　融	学校の代表者	茅ヶ崎市中学校長会
西澤　秀行	学校の代表者	文教大学

伊藤　隆治	学識経験を有する者	和光大学教授
井上　由佳	学識経験を有する者	明治大学文学部専任教授
入江　観	学識経験を有する者	女子美術大学名誉教授
◎野田　邦弘	学識経験を有する者	横浜市立大学大学院客員教授

◎は委員長、〇は副委員長

ウ　中間見直し時　　任期　令和8年12月16日～令和10年12月15日（敬称略）

氏名	区分	所属団体・推薦団体等

◎は委員長、〇は副委員長

（3） 諮問・答申

ア 茅ヶ崎市文化生涯学習プランの改定について（諮問）

5茅文推第53号
令和5年6月30日

茅ヶ崎市文化生涯学習プラン推進委員会
委員長 野田 邦弘 様

茅ヶ崎市長 佐藤 光

茅ヶ崎市文化生涯学習プランの改定について（諮問）

このことについて、茅ヶ崎市文化生涯学習プラン推進委員会規則第2条の規定に基づき、次のとおり諮問します。

1 諮問事項
茅ヶ崎市文化生涯学習プランの改定について

2 諮問の趣旨
本市では、平成24年3月に「茅ヶ崎市文化生涯学習プラン」を策定し、茅ヶ崎の文化資源を生かして新たな文化を創り上げていくこと、また、多様化した市民の学習ニーズに対応した環境づくりを推進するとともに、学習の成果を生かすことができる生涯学習社会の実現を目指し、施策を展開してきました。
文化生涯学習プランは令和2年度に計画期間の満了を迎える予定でしたが、新型コロナウイルス感染症の影響により、茅ヶ崎市実施計画の策定が2年間延期となったことに伴い、プランの計画期間を延伸し、次のプランを策定するまでの間は、「当面の間の文化生涯学習事業推進方針」を令和3年3月に策定し、取り組みを進めてきました。
今後の本市の人口は、令和7年頃から減少に転じることが予測され、厳しい財政状況のもと市政を進めなければなりません。
また、文化芸術の振興にとどまらず、観光やまちづくりなどの各関連分野における施策を範囲に取り込み、文化芸術により生み出される様々な価値を文化芸術の継承や発展、創造に活用することを趣旨とする文化芸術基本法に対応する必要があります。
さらには、生涯学び、活躍できる環境を整えるため、「現代的・社会的な課題に対応した学習等の推進」や「生涯を通じた文化芸術活動の推進」等を基本施策とする次期教育振興基本計画にも対応していく必要があります。
こうした状況を踏まえ、令和6年度を始期とする新たな文化生涯学習プランを策定するものとします。
なお、策定にあたっては、本市を取り巻く社会情勢の変化に鑑み、「持続可能な開発目標（SDGs）」や、国内の動向、本市の文化生涯学習の現状、市民の意識等を踏まえることが重要であることから、貴委員会の意見を求めます。

イ　茅ヶ崎市文化生涯学習プランの改定について（答申）

令和5年10月12日

茅ヶ崎市長　佐藤　光　様

茅ヶ崎市文化生涯学習プラン推進委員会
委員長　野田　邦弘

茅ヶ崎市文化生涯学習プランの改定について（答申）

令和5年6月30日付け5茅文推第53号で諮問のありました標記のことについて、次のとおり答申いたします。

茅ヶ崎市文化生涯学習プランの改定について
（答申）

茅ヶ崎市文化生涯学習プラン推進委員会

はじめに

茅ヶ崎市文化生涯学習プラン推進委員会は、現行茅ヶ崎市文化生涯学習プランを、市民生活のウエルビーイング向上やシビックプライド（地域に対する市民の誇り）の醸成をはかり、地域文化資源を活用した文化的で持続可能な茅ヶ崎のまちづくりに資するプランへ向けて改定の検討を行ってきましたが、ここに改定作業が終了しましたので答申いたします。

本答申は、全体で4章から構成されています。第1章「文化生涯学習プランについて」ではプランの趣旨など、基本的事項を示しました。

第2章「文化生涯学習の現状と課題」では、社会や地域における社会環境の変化をふまえ、プラン策定に当たっての課題を述べています。

第3章「目指す姿・目標・施策」では、従来の目標や施策を見直すとともに、新たに創造都市茅ヶ崎市の目標として「クリエイターシティ・チガサキ」形成とユネスコ創造都市への申請を加えました。

第4章「プランの推進に向けて」では、プランを推進する主体としての市民、事業者、市民・文化スポーツ振興財団の機能・役割について、またプラン推進の基盤となる文化施設について整理し、新たに南湖院の活用についても触れました。

3年間にわたる新型コロナ感染症拡大も終息が見えてきた現在、様々な活動が再開しつつあります。本答申をもとに文化生涯学習プランを策定していただき、コロナ禍での経験も取り入れながら、気候変動、人口減少・高齢化、DX 化、SDGs 等の社会環境変化を視野に入れつつ、市民生活の向上と創造的まちづくりをすすめていかれることを期待します。

令和5年10月

茅ヶ崎市文化生涯学習プラン推進委員会
委員長　野田　邦弘

目　次

第1章　文化生涯学習プランについて 1

1　プラン策定の趣旨 2

2　プランの位置づけと期間 3

3　プランの対象範囲 5

4　持続可能な開発目標（SDGs） 7

第2章　文化生涯学習の現状と課題 9

1　文化生涯学習を取り巻く社会情勢 10

2　茅ヶ崎市の現状 12

3　前プランの振り返り 22

4　プラン策定に当たっての課題 26

第3章　プランが目指す姿・目標・施策 31

1　プランが目指す姿 32

2　プランの体系 33

3　基本目標と基本目標達成のための施策 34

第4章　プランの推進に向けて 45

1　プランの推進体制 46

2　プランの進行管理 50

むすびに 51

以降、50 ページまでは本編と同様のため、省略します。

むすびに

最後に、本委員会の活動の意義や役割について、グローバルかつローカルな視点から考えたいと思います。

まず世界的なリスクを考えなくてはなりません。この夏の異常な気象に象徴される気候変動（危機）、ウクライナ戦争に見られるような地政学リスク、水・食料・資源の希少性リスク、経済格差の拡大と固定化、などがあります。日本に眼を転じれば、少子高齢化（人口減少）、経済の衰退、デジタル化の遅れ、持続不可能な財政危機など深刻な課題ばかりです。茅ヶ崎市でも2025年からは人口が減り始めます。

このような未曾有の社会環境のなかで、個々の課題解決には、行政の力だけでは対処できません。広範な市民のコンセンサスをもとに、世論を形成し、様々なセクターが連携しながら公益的市民活動を興し、行政や企業等と共創する形で活動することが市民一人ひとりに求められます。

そのためには現代的課題に関する文化生涯学習施策を充実させ、高齢者だけで無く、幅広い世代からの参加を実現し、SNSにあふれるフェイクニュースなどにまどわされることなく科学的な議論を展開し、それを蓄積することで分厚い「市民知」を形成する必要があります。そして市民知をふまえたまちづくり活動が様々な分野で盛んになることが重要です（ドラッカーは、科学技術の進歩など変化が速い現代社会では、市民は毎年 7%の知識を更新する必要があると、生涯学習の重要性を述べています）。

そして「まちづくり」は適切な文化政策にもとづいて行われる必要があります。文化芸術基本法では「文化芸術の固有の意義と価値を尊重しつつ、観光、まちづくり、国際交流、福祉、教育、産業その他の各関連分野における施策との有機的な連携が図られるよう配慮されなければならない」とあらゆる政策分野に文化の視点を取り入れることを謳っています。

今回の改定では新たに「クリエイターシティ・チガサキ」の取り組みを取り入れました。文学、映画、演劇、音楽、美術、デジタルコンテンツ、漫画、アニメ、等のクリエイターやクリエイターを目指す人たちにとって、創作活動や生活がしやすく、関連情報や発表や交流の機会が豊富なクリエイターに優しい「クリエイターシティ」を、既存の文化資源や空きスペースを活用して創出しようとするものです。具体的な施策を展開するとともに、2025年にはユネスコ創造都市ネットワークに加盟申請を予定しています。

クリエイターシティ・チガサキの取り組みに弾みをつけ、茅ヶ崎の文化都市づくりにむけた文化生涯学習施策の一層の発展を、市民と行政・学校・企業・NPO等との共創で力強く進めていきましょう。

ウ　茅ヶ崎市文化生涯学習プランの単年度評価、中間評価及び中間見直しについて（諮問）

8 茅文推第 96 号
令和 8 年6月 25 日

茅ヶ崎市文化生涯学習プラン推進委員会
委員長　野田　邦弘　様

茅ヶ崎市長　佐藤　光

茅ヶ崎市文化生涯学習プランの単年度評価、中間評価及び中間見直しについて（諮問）

このことについて、茅ヶ崎市文化生涯学習プラン推進委員会規則第2条の規定に基づき、次のとおり諮問します。

1　諮問事項
茅ヶ崎市文化生涯学習プランの単年度評価、中間評価及び中間見直しについて

2　諮問の趣旨
本市では、令和6年度から令和12年度までを期間とした「みんなが学び未来を創造する文化生涯学習のまち　ちがさき」を目指す姿とし、3つの基本目標及び基本目標を達成するための4つの施策を位置づけた「茅ヶ崎市文化生涯学習プラン」を令和6年4月1日に策定しました。

本プランにおける各施策の令和7年度実績に基づき、評価を実施し、取り組みの見直しや内容の改善などについて意見や提言を求めるものです。

また、令和6年度及び令和7年度における施策の実施状況、基本目標の達成状況に基づき、中間評価を実施し、基本目標の変更や施策の見直しの必要性などについて意見や提言を求めるものです。

エ　茅ヶ崎市文化生涯学習プランの単年度評価、中間評価及び中間見直しについて（答申）

答申書（抜粋）掲載
委員会評価のうち、中間評価のみ掲載予定。行政評価は HP 掲載を案内予定。

3 市民意見の聴取

（1）文化生涯学習に関するアンケート結果

本編の第2章にアンケートの概要及び結果の一部を掲載しています。
第2章に掲載していない結果を一部抜粋し、資料編で紹介します。

ア【どうすれば鑑賞以外の創作、出演など活動に参加しやすくなると思いますか。】

令和8年度調査、令和5年度調査ともに「魅力ある内容の活動が行われる」が最も多い回答となりました。次いで、令和8年度調査、令和5年度調査ともに「情報が入手しやすい」となっています。

★カッコ書きは令和5年度調査分

回答項目（複数回答可）	回答数	回答割合
1 魅力ある内容の活動が行われる	264 (146)	15.8% (15.8%)
2 情報が入手しやすい	226 (102)	13.5% (11.0%)
3 住まいや職場の近くで活動に参加できる	214 (96)	12.8% (10.4%)
4 活動に参加するための費用の負担が軽い	194 (90)	11.6% (9.7%)
5 初心者向けの活動が提供される	186 (100)	11.1% (10.8%)
6 活動のための時間が取れる	156 (93)	9.3% (10.1%)
7 一緒に活動する仲間ができる	124 (72)	7.4% (7.8%)
8 土日祝日や夜間などにも活動が行われる	95 (41)	5.7% (4.4%)
9 年齢や障がいの有無にかかわらず、参加しやすい施設整備や対応サービスが導入される	93 (53)	5.6% (5.7%)
10 参加する機会や活動の成果を発表する機会が多く提供されるようになる	61 (29)	3.7% (3.1%)
11 小さな子どもを連れて行ける対応サービスが充実する	34 (59)	2.0% (6.4%)
12 関心がない・分からない	17 (33)	1.0% (3.6%)
その他	7 (11)	0.4% (1.2%)
合計	 (925)	

その他の意見：「開催日が複数日ある」、「参加人数を多く受け付けている」など。

イ【学んだ知識や技術をどのように生かしたいですか。】

令和8年度調査、令和5年度調査ともに「自分の人生を豊かにするため」が最も多い回答となりました。次いで、令和8年度調査では「地域や社会での活動に生かすため」、令和5年度調査では、「家庭や日常の生活に生かすため」となっています。

★カッコ書きは令和5年度調査分

回答項目（複数回答可）	回答数	回答割合
1 自分の人生を豊かにするため	347 (230)	34.8% (36.0%)
2 地域や社会での活動に生かすため	192 (75)	19.2% (11.8%)
3 健康の維持・増進に役立てるため	181 (97)	18.1% (15.2%)
4 家庭や日常の生活に生かすため	180 (136)	18.0% (21.3%)
5 仕事や就職の上で生かすため	81 (67)	8.1% (10.5%)
6 学習したいと思わない	7 (16)	0.7% (2.5%)
7 生かしたいと思わない	6 (10)	0.6% (1.6%)
その他	4 (7)	0.4% (1.1%)
合計	998 (638)	

その他の意見：「この地域で生きている自覚と責任を持つため」など。

ウ【茅ヶ崎の文化や学びに関する環境を充実させるために、何が必要だと思いますか。】

令和8年度調査、令和5年度調査ともに「劇場、美術館、博物館、生涯学習施設などの施設の充実」が最も多い回答となりました。次いで、令和8年度調査では「地域の芸能や祭りなどの継承・保存」、令和5年度調査では「子どもが文化芸術や様々な学びに触れる機会の充実」となっています。

★カッコ書きは令和5年度調査分

回答項目（複数回答可）	回答数	回答割合
1 劇場、美術館、博物館、生涯学習施設などの施設の充実	227 (148)	14.3% (16.8%)
2 地域の芸能や祭りなどの継承・保存	166 (87)	10.5% (9.9%)
3 子どもが文化芸術や様々な学びに触れる機会の充実	162 (140)	10.2% (15.9%)
4 芸術家、学びの講師、文化・生涯学習団体の活動の支援	160 (52)	10.1% (5.9%)
5 公演、展覧会、芸術祭などの発表の機会の充実	158 (61)	10.0% (6.9%)
6 歴史的な建物や遺跡などを生かしたまちづくり	156 (77)	9.8% (8.8%)

7 創作活動ができる施設や情報の充実	152 (83)	9.6% (9.4%)
8 工芸、ファッション、メディアなど文化芸術に関連する産業の振興	106 (71)	6.7% (8.1%)
9 地域の芸術家の作品の積極的な活用	95 (40)	6.0% (4.6%)
10 地域の芸術家と接する機会の充実	85 (44)	5.4% (5.0%)
11 著名な芸術家の招へい	84 (39)	5.3% (4.4%)
12 特にない・分からない	23 (28)	1.4% (3.2%)
その他	13 (10)	0.8% (1.1%)
合計	1,587 (880)	

その他の意見:「普段感心がない層に届く情報発信、効果的な情報発信の方法を増やす」など。

エ【【自由記載】文化生涯学習事業をより良くするために市に期待することやアイディアがあれば、ご自由に御記入ください。】

令和8年度調査においては、文化生涯学習事業に関する自由記載設問を設けました。いただいた数多くの意見を参考にし、事業の展開をしていきます。

(ア)意見の分類

大分類	中分類	件数
文化・芸術	文化・芸術	31
生涯学習	生涯学習	38
歴史	歴史	15
その他	講座	11
	広報	8
	施設	6
	なし	49

（2）市民討議会結果

本編の第2章(4)市民の意識　ウ　市民討議会に概要を掲載しています。資料編では市民討議会(令和5(2023)年8月20日(日)開催)でのグループ発表の要旨を紹介します。

A グループ

・教育の質や子育てのしやすさが、今後どうやって世代を超えてご高齢の方からお子様の世代まで継承できるかというところが大きなキーワードである。
・大きなテーマとしては海があるところと、加山雄三さんやサザンオールスターズ、Tani Yuuki さんなど、様々な音楽も茅ヶ崎の独特な文化である。
・自然に関しても海だけでなく、里山公園のある市の北部には、もともと酪農などがあったところから発展した食文化などにもつなげることができるのではないか。
・海側や山側といった地域差を無くせるようなランドマーク的なものがあると良い。例えばうみかぜテラスやサポートセンターなどがあるが、そういったものが茅ヶ崎に住んでいても周知されていないと感じる。
・広報なども行っているが、目に触れる機会が少なく、こちらから積極的に見ようとしないと見ることができない。今後、口コミがツールとして活用されていくのではないか。今後、茅ヶ崎市としてどうやって効果的に発信していくかが課題である。
・茅ヶ崎市にもともとある歴史や文化などをお子さんの世代にどうやって伝えていくか。茅ヶ崎市は魅力溢れるコンテンツがたくさんあり、それを市外にどう発信していくかが課題である。

B グループ

・音楽では、やはりサザンオールスターズは知ってもらいたい。意外と茅ヶ崎＝サザンオールスターズが結びつかないので、市外に住んでいる人たちに向けてさらにアピールできると良い。サザンオールスターズのコンサートも良いが、ただ聞くだけではなく、自分たちが演奏したり、サザンオールスターズをモチーフにアート系の活動に広げてみたり、サザンオールスターズというテーマをもとに様々な文化・芸術に広がっていくと、茅ヶ崎＝サザンオールスターズというイメージが定着すると思う。
・イベントでは、茅ヶ崎から市外や海外に向けて発信する目玉のイベントがあれば、市民としての誇りを自然と持つことができ、イベントについてみんなが自然と話をするようになり、多くの人に伝わっていくのではないか。お祭りなども市外へのアピールが少ないと感じる。市内だけではなく、市外や海外もターゲットとした発信ができると良い。
・茅ヶ崎にはプロの方がたくさん住んでいる。市内に数多くあるカルチャーセンターを活用してプロのレッスンを受けることで市民の質も上がっていくのではないか。中学校では職業体験学習をしているが、大人のための職業体験のようなものを実施して、プロのレッスンを受けながら様々な知識や技術が身についていくと生涯学習に繋がるのではないか。

C グループ

・茅ヶ崎の良いところとして、浜降祭などのお祭り、サザンビーチやサーフィン、犬を飼ってる方も大勢いて散歩している、美味しいお店、隠れ家的なお店、おしゃれなお店、花火大会などが挙がった。花火大会は、会場に行かなくてもまちから見れるところも良い。この他、遺跡など茅ヶ崎にはとても多くのコンテンツがある。
・そのコンテンツがあまり知られていない。茅ヶ崎に住んで1年だが、市外に住んでいたときは知らなかったことも多く、市外への発信が足りないことに気がついた。ずっと茅ヶ崎に住んでいる人たちも、普段の生活は良いが、遊びに行くときは平塚や藤沢に行くことが多いとのことだったため、人が集まる場所づくりについて考えた。
・コンテンツがたくさんあっても、それが伝わらないと人が集まらない。発信力の向上が茅ヶ崎のカルチャーのアピールに繋がるのではないか。SNSなどを使った発信をお店なども学べるような場所があると良い。
・茅ヶ崎で音楽フェスを開催し、音楽の力で人を集めることがきっかけとなり、それをお祭りとかけ合わせてコラボすることでアピールにつながると思う。例えば、浜降祭は深夜から始まり朝に終わるので開催時間は短いが、それを音楽フェスと一緒に開催することによって、もっとアピールできるのではないか。
・美味しいお店などがたくさんあるが、多くの方に伝わっていない。マップを作って、それを見ながらお店を回れるようにし、レンタサイクルなども増やして多くのスポットを効率的に回れるようにすると良い。今ある茅ヶ崎の魅力を発信する力と、学びにつながる場所を作ると良い。

D グループ

・浜降祭で自分が今年初めて御神輿を担いだことも影響しているが、茅ヶ崎に住んでいても、あまり参加したことがないとか、興味がない人がまだまだいる。浜降祭は歴史が深く、子どもから大人まで市全体で楽しめるイベントである。若い世代の担ぎ手がいないと神輿が潰れてしまう。最初は興味がなくても肩を貸してあげるぐらいの関わり方でも良いので、もっと茅ヶ崎市全体で盛り上げてくれたら良い。

E グループ

・茅ヶ崎には、もともとクリエイティブな雰囲気を感じる。また、海が近いことや、個人経営で魅力的な店も多く、イベントなどが頻繁に行われており、地域の力が強いと感じる。
・実際に何かやるときに活動ごとに周知しているが、全体的に発信する場がないため、集客力の高いイベントなどは難しいケースが多い。
・茅ヶ崎では、アーティスト的な活動をしている方が多いので、作ったものを発表・発信できる場を作ったらどうか。ただし、実際に人を集めるのは難しいので、イベントなどの活動とコラボするような仕組みを作ったらどうか。
・美術館を例として、多くのクリエイターとコラボして発表の場を作り、色々な物を作って売ることや音楽とのコラボなどが考えられる。そうした活動を一度に行うイベントを開催することで、人が集まり、多くの人に様々な情報を伝えられるようになると思う。その中で例えばクリエイターの作品を売ると盛り上がると思う。
・美術館の知名度を上げる方法として、SNSを活用したり、クリエイターやインフルエンサーとコラボして情報発信してもらうのも良い。地元の学校の美術部や音楽活動をしている方々とコラボして活動に使ってもらうことも良いのではないか。
・茅ヶ崎FMや広報ちがさきなども活用し、イベントとコラボすることで、様々なものをクリエイトして発信したい方々の情報発信や発表の場を充実させることができるのではないか。

F グループ

・茅ヶ崎らしいこととして、スポーツ、浜降祭などのイベント、サザンオールスターズなどの音楽グループや有名人、建物などが挙げられる。中でも茅ヶ崎らしさを文化生涯学習につなげる点で、イベントに焦点を当てて話し合いを進めた。
・お祭りを文化生涯学習につなげていく点では、若い人に知ってもらうことが継承の鍵になるため、子どもが対象に考えられること、また、茅ヶ崎市外の方を対象とすることで、認知力を高められるのではないか。
・文化生涯学習を進めるためには、そもそもの認知度が上がらないと進められないため、お祭りをどう発信して広げていくかが大事ではないか。浜降祭は地元に密着したお祭りなので、実施時間や雰囲気、神社ごとに神輿があるのかといったことをマッピングして情報を補足し、SNS等で発信していくのが良いのではないか。
・発信力という課題を固めた上で、その情報をもとに子供に継承していくのであれば、幼稚園や学童などの子どもがたくさんいる場に情報をまとめて発信することで、文化生涯学習に繋がるのではないか。

（3）パブリックコメント結果

本プランの素案について、パブリックコメントを実施しました。実施結果の概要は次のとおりです。

ア　募集期間　　令和6年1月10日（水）～2月8日（木）

イ　意見の件数　9件

ウ　意見提出者数　1人

エ　意見提出者の年代分布

年代	10 代以下	20代	30代	40代	50代	60代	70代以上	不明
人数	0人	0人	0人	0人	0人	0人	1人	0人

オ　内容別の意見件数

	項目	件数
1	茅ヶ崎市文化生涯学習プラン（素案）全体に関する意見	3 件
2	第3章　プランが目指す姿・目標・施策に関する意見	1 件
3	第4章　プランの推進体制に関する意見	1 件
4	パブリックコメント手続に関する意見	4 件
	合計	9 件

※　パブリックコメントの実施結果による修正はありませんでした。

令和9年に実施予定のパブリックコメント実施後、結果を追加

【コラム⑦】 戦後文化の始まりと『新貝、New Page』

1945(昭和 20)年 8 月 15 日、昭和天皇の「玉音」がラジオから流れ、日本国民は太平洋戦争に敗れたことを知りました。敗戦は、国民にとって未曾有の事態でしたが、同時にそれは、彼らが、軍国主義のくびきから解き放たれたことを意味しました。

民主主義という新たな時代を迎えた国民を魅了したのは、「文化」という言葉でした。「15 年戦争」の時代、文化は、政治や経済、軍事よりも一つ格が下がるものとみなされ、軍国主義の忠実な僕となることを運命づけられていました。しかし、敗戦によって軍国主義は崩壊し、日本を占領した連合国軍総司令部(GHQ)も、日本が平和で民主主義的な文化国家となることを推奨しました。また、国民の多くも、文化の力による日本の再建を考えました。彼らは、人間としてのプライドの回復と確立を、文化を通して実現しようと思ったのです。そして、全国に文化サークルがつくられ、日本国中どの地域でも、文学の同人や学校の先生・生徒、職場の文化部、政党の支部等によって、手作りの雑誌や新聞がつくられました。

茅ヶ崎も例外ではありません。現在わかっているだけでも、『新貝、New Page』(新貝発行所、小和田)、『社会新聞、ニューページ』(東海タイムズ社、小和田)、『茅ヶ崎新聞』(茅ヶ崎新聞社、東海岸)、『クラブ・リンカーン』(クラブ・リンカーン事務所)、『湧泉、日曜学校新聞』(茅ヶ崎東海岸新聞、東海岸)、『機関紙、メザメル・チガサキ』(日本共産党茅ヶ崎居住細胞)、『全炭』(全炭書記局、菱沼)、『東海労連ニュース』(東海電極組合連合、菱沼)、『東海茅ヶ崎労組機関誌、極友』(東海電極茅ヶ崎工場労働組合、菱沼)、などの雑誌や新聞が、占領期の昭和 20 年代前半に茅ヶ崎で発行されました。その書き手は、茅ヶ崎町長から無名の市井の人までまちまちです。しかし、どの記事からも、激動の時代、変革の時代に生きた人々の、生の、若々しい、場合によっては荒々しいとも思える息吹が感じられます。

このような雑誌や新聞のなかで特筆すべきなのは、茅ヶ崎在住の小生第四郎(夢坊)によって、1947(昭和22)年に刊行された雑誌『新貝、New Page』(のちに、『社会新聞、ニューページ』)ではないでしょうか。小生第四郎は、戦前から挿絵作家、評論家、劇作家として知られた文化人で、戦後は新しい警察制度のもとで茅ヶ崎市公安委員長にも就任しています。小生自身語るところによれば、彼は『新貝』を「民主生活必需の文化綜合誌」にすべく奮闘しました。また、発行元を東京ではなく茅ヶ崎の自宅においたのは、古い「中央妄信」意識を打破することにありました。その内容は、政治論、随筆、短歌・俳句、手記、映画評論、戯曲など多岐にわたり、執筆者には、平和学園の賀川豊彦や村島帰之、茅ヶ崎町長(初代市長)添田良信など茅ヶ崎ゆかりの名士、奥むめお、石川三四郎、荒畑寒村、高田保など全国レベルの文化人のほか、同人として市井の人々が名を連ねています。

戦後茅ヶ崎文化の象徴とも言うべき、『新貝、New Page』は、茅ヶ崎市立図書館に保管されています。



『新頁、New Page』
(茅ヶ崎市立図書館蔵)

【コラム⑧】 茅ヶ崎と別荘文化

1897(明治 30)年、歌舞伎俳優の九代目市川団十郎が別荘「孤松庵(こしょうあん)」を構えたことで、茅ヶ崎は別荘地として全国に知られるようになりました。

翌年に茅ヶ崎駅が開業すると、湘南の他地域より地価が比較的安く、当時流行していた海水浴に適していたため、別荘は中海岸・東海岸に増えていきました。茅ヶ崎村は別荘誘致に積極的であり、別荘人たちもまた、村道改修費の不足分を負担したり、南口開設運動を行うなど、村と別荘人は協力しながら地域開発を進めていきました。

明治末期になると別荘地は菱沼・小和田にも拡大し、海水浴客向けの貸別荘も増えました。1923(大正 12)年の関東大震災後も別荘は建築され、外国人の別荘人も増加しました。これらの別荘の多くは現存しませんが、団十郎の別荘があった付近は団十郎山と呼ばれ、かつて川上音二郎(かわかみおとじろう)の別荘があった高砂緑地(たかすなりょくち)には、実業家・原安三郎(はらやすさぶろう)が建てた別荘「松籟荘(しょうらいそう)」の一部が残されており、別荘文化の一端に触れることができます。



図書館屋上より眺めた松籟荘
昭和59年撮影(茅ヶ崎市蔵)



原別荘外観
昭和58年撮影 (茅ヶ崎市蔵)



高砂緑地に残されている旧原別荘時代の面影
平成29年撮影 (茅ヶ崎市蔵)



旧原別荘(松籟荘外観)
昭和59年撮影(茅ヶ崎市蔵)

茅ヶ崎市文化生涯学習プラン中間見直し改訂版
令和9(2027)年4月発行　●●部作成
発行:茅ヶ崎市文化スポーツ部文化推進課

〒253−8686　神奈川県茅ヶ崎市茅ヶ崎一丁目1番1号
電話:0467−81−7148(直通)
FAX:0467−57−8388
ホームページ:https://www.city.chigasaki.kanagawa.jp/